

試練の多角的貿易体制：
アジアの針路



試練の多角的貿易体制： アジアの針路

発行元情報

『試練の多角的貿易体制：アジアの針路』は、コンラート・アデナウアー財団アジア地域経済政策プログラム (SOPAS) によって発行された特別報告書です。

© 2020, Konrad-Adenauer-Stiftung Japan
ISBN 978-4-9911837-0-6

編集担当者：Rabea Brauer (ラベア・ブラウアー)、Cristita Marie Perez (クリスティタ・マリー・ペレス)

発行元：

コンラート・アデナウアー財団日本事務所
〒107-0052
東京都港区赤坂 7-5-56
ドイツ文化会館 4 階
日本



+81-3-6426-5041



+81-3-6426-5047



KAS-Tokyo@kas.de



www.kas.de/japan

不許複製。発行元の承諾なしに、本書のいかなる部分も写真複写、記録、または情報記憶装置もしくは情報検索システムを含む、電子的、機械的またはその他のいかなる形式もしくは手段によっても転載、複製、使用することを禁じます。

原稿の提供、書評用見本、資料交換、購読申し込みについては編集者宛にお寄せください。本書に記載されている事実および見解については著者が一切の責任を負うものであり、その解釈は必ずしもコンラート・アデナウアー財団の見解または方針を反映するものではありません。

表紙デザイン、レイアウト、組版：Paula Dianiña (パウラ・ディアニーニャ)、P. Duman (P. デュマン)。

目次

略語	viii
序文	xi
Rabea Brauer (ラベア・ブラウアー) Cristita Marie Perez (クリスティタ・ペレス)	
ドイツとアジアの経済関係	xiii
David GREGOSZ (ダーフィット・グジェゴシュ)	
多角的貿易体制の活性化に向けた展望：WTO 改革に関する提案	1
Ralph WROBEL (ラルフ・ヴローベル)	
1. はじめに	2
2. 国際貿易を取り巻く新たな政治経済環境	4
3. 利害対立と WTO 改革に関する提案	6
3.1 米国 – WTO メカニズムを妨害	6
3.2 中国 – WTO ルールを利用	7
3.3 EU – 改革を提案?	8
4. 今後の展望	10
参考文献	11
WTO 紛争解決制度改革の課題	15
福永有夏	
1. はじめに	16
2. 課題	17
3. 解決策は?	19
4. 展望	20
多国間主義の活性化：新しい世界秩序?	21
Saon RAY (サオン・レイ)	
1. はじめに	22
2. 国際機関の役割	23
3. グローバル化の後退?	24
4. 新型コロナ時代の多国間主義	26
5. 新しいグリーンディール? 新しい世界秩序?	28
参考文献	30

WTO 改革における中国の役割	33
Matthias SCHAEFER (マティアス・シェーフアー)	
1. 序文 – 現代におけるグローバル化の意味と現状	34
2. 貿易とサービスにおけるグローバルガバナンスの必要性	35
3. 中国の役割	36
4. WTO 改革の指針	38
世界貿易の動向とインドの対応	41
Sharmila KANTHA (シャーミラ・カンタ)	
1. はじめに	42
2. 世界貿易の動向	43
3. ホワイトスワンの動向	44
4. ブラックスワン・イベント	46
5. インドの貿易対応	47
6. WTO 問題	50
7. WTO 改革	51
8. まとめ	53
自由貿易を追求するシンガポール	55
Lurong CHEN (ルロング・チェン)	
1. 背景	56
2. 自由貿易の推進役としてのシンガポール	58
3. WTO 2.0 を推進するシンガポール	62
4. おわりに	64
参考文献	65
台湾の WTO 加盟 – 戦略、利益、展望	67
Kristy HSU (徐遵慈)	
要旨	68
1. はじめに	69
2. WTO 加盟への道のりと政治的意味合い	70
1.1 台湾が GATT/WTO 加盟を目指した背景	71
1.2 WTO における「一つの中国」原則の問題	73
1.3 中台間の GATT/WTO 不適用	76
3. WTO における台湾：公約の実行、参加戦略、WTO 改革に対する姿勢	78
3.1 WTO 公約の実行	78
3.2 DDA およびその他の複数国間交渉への参加戦略	79
3.3 WTO 改革に対する支持と姿勢	82

4. FTA の模索と経済統合への参加	85
4.1 台湾の FTA 戦略とその進捗	85
4.2 ECFA と中台関係の変化	88
5. まとめ	90
参考文献	93
ベトナムの国際貿易投資：チャンスと課題	97
PHAM The Anh (ファム・テー・アン)	
1. はじめに	98
2. ベトナムの統合プロセスとチャンス	100
3. 今後のリスクと課題	103
参考文献	112
経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進： アジアの情報通信技術 (ICT) セクターの事例研究	113
Juan Sebastian CORTES-SANCHEZ (フアン・セバスティアン・コルテス＝サンチェス)	
1. はじめに	114
2. 新たな経済と規制の不確実性の渦中にあるアジア	115
3. アジアと ICT グローバル・バリューチェーンの台頭	118
3.1 供給拠点としての中国・アジアの台頭	119
3.2 ICT 需要の中心地に変貌した中国	122
4. ICT グローバル・バリューチェーンの新たな混乱	125
5. アジア経済の行方	128
5.1 中国における世界的競争力を持つ携帯電話ブランドの構築	129
6. 持続可能なガバナンス問題の解決策を求めて	131

略語

AB	上級委員会
ACCEC	ASEAN 電子商取引調整委員会
AEC	ASEAN 経済共同体
ANZTEC	ニュージーランド・台湾経済協力協定
ARATS	海峡兩岸関係協会
ASEAN	東南アジア諸国連合
ASTEP	台湾・シンガポール経済パートナーシップ協定
Bn	10 億
CHF	スイスフラン
CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
DDA	ドーハ開発アジェンダ
DEPA	デジタル経済パートナーシップ協定
DPP	民主進歩党
DSB	紛争解決機関
DSU	紛争解決に係る規則及び手続に関する了解
EC	欧州委員会
ECA	経済協力協定
ECB	欧州中央銀行
ECFA	兩岸経済協力枠組協定
EGA	環境物品協定
EU	欧州連合
EVFTA	EU・ベトナム自由貿易協定
FDI	海外直接投資
FTA	自由貿易協定
G7	主要 7 カ国
G20	主要 20 カ国
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	関税及び貿易に関する一般協定
GDP	国内総生産
GPA	政府調達に関する協定
GSP	一般特惠関税制度

GVC	グローバル・バリューチェーン
ICT	情報通信技術
IMF	国際通貨基金
ITA	情報技術協定
ITA II	拡大情報技術協定
ITO	国際貿易機関
JSI	共同声明イニシアティブ
KMT	中国国民党
LDC	後発開発途上国
M&A	合併・買収
MFN	最恵国
MC-11	第 11 回 WTO 閣僚会議
MNC	多国籍企業
MRL	最大残留基準
NAMA	非農産品市場アクセス
NATO	北大西洋条約機構
NSP	新南向政策
NTB	非関税障壁
NTM	非関税措置
RCEP	東アジア地域包括的経済連携
OECD	経済協力開発機構
R&D	研究開発
RTA	地域貿易協定
SAARC	南アジア地域協力連合
SCTPKM	台澎金馬個別関税領域
S&DT	特別かつ異なる待遇
SEF	海峡交流基金
SOE	国有企業
SPS	衛生植物検疫措置の適用に関する協定
TFA	貿易円滑化協定
TiSA	新サービス貿易協定
TPR	貿易政策検討
TRIPS	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
US	アメリカ合衆国
UN	国際連合

試練の多角的貿易体制：アジアの針路

WBG	世界銀行グループ
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関

序文

超グローバル化の時代は金融不安と経済格差がますます色濃くなっており、特に貿易ルール、為替動向、技術動向をめぐる意見の相違の拡大は世界経済をさらに悪化させる恐れがある。今日の情勢を踏まえた世界経済の見通しは厳しく、支配的な多国間体制は、市場を安定させ、健全な投資環境を育み、万人のために機能する金融の未来を創造するために必要なリソースを提供することにも調整を図ることにも失敗していると指摘する専門家もいる。

現在の多角的貿易体制は、政治的信頼が失われ、所得格差が拡大し、超グローバル化の勝ち組に有利であるように思われる政治路線の中でまだその目的を果たし得ているのだろうか？もしそうでないのであれば、いかにして集团的行動と責任の共有に基づく多国間貿易を再構築するのか？そしてこうした変化の中で、アジアはどのような立場を取るのだろうか？

『**試練の多角的貿易体制：アジアの針路**』は、こうした大きな経済変化を背景に編まれた特別報告書である。本報告書は当初、コンラート・アデナウアー財団アジア地域経済政策プログラム (SOPAS) が 2020 年 3 月に実施を予定していた対話会議に合わせて企画された。しかしその頃、新型コロナウイルスのパンデミック (世界的大流行) によって国境は相次いで封鎖され、世界経済は大混乱に陥った。ソーシャルディスタンスやその他の感染拡大防止措置を受け、コンラート・アデナウアー財団はすべての会議を取りやめて活動の場をオンラインに移し、刊行物に力を入れるとともに、デジタル／ハイブリッドイベントの開催を試みた。

本報告書はこの危機の最中に作成された刊行物の一部であり、現在の多国間枠組みに生じている変化を取り巻く問題を検証し、自由貿易と多国間主義の限界をめぐる現在の政策対話を充実させるような解決策を提示することを目的としている。支配的な多角的貿易体制が直面する課題の現状と超国家的な対応について、特に世界貿易機関（WTO）の改革に関する提案に焦点を当てて論じる。アジアの役割と、この地域の主要国の対応についても紹介・議論し、共通の目標を達成するための国際協力体制を維持しつつ多国間主義を活性化させることの必要性について検討する。

Rabea Brauer (ラベア・ブラウアー)

アジア地域経済政策代表

コンラート・アデナウアー財団日本事務所代表

Cristita Marie Perez (クリスティタ・ペレス)

アジア地域経済政策シニアプロジェクトマネージャー

コンラート・アデナウアー財団日本事務所

ドイツとアジアの経済関係

David GREGOSZ (ダーフィット・グジェゴシュ)

昨今、「19世紀は欧州が、20世紀は米国が支配したが、21世紀はアジアの世紀となる可能性がある」という指摘をたびたび耳にする。「The Future is Asian (未来はアジアに)」 - このベストセラー作家 Parag Khanna (パラグ・カンナ) の著書のタイトルは、数年前から明らかになってきたものの、ドイツや欧州の政治、経済、社会レベルでは理解が遅れている事実を端的に言い表している。

「アジアの世紀」は、当初考えられていた以上に広範囲に及んでいる。アジア太平洋地域の新たなモメンタムは中国だけで生まれているわけではなく、サウジアラビアから日本、ロシアからオーストラリアに至るまでの政治・社会の動向を反映している。アジア太平洋地域は、貿易、金融、インフラのネットワークを通じて50億人の人々を繋いでおり、その規模は世界の国内総生産(GDP)の40%を占める。中国はアジアの新シルクロード建設において先駆的な役割を果たしてきたとは言え、単独でこの構想を実現することはできない。アジアは、欧州の植民地主義や米国の覇権主義のはるか以前に存在していた多極秩序に回帰しつつある。

インドと東南アジアは経済的・戦略的な中心地として台頭している。イランからインドネシアにかけて起業家精神旺盛な新興企業が育っており、中東からベトナムに広がる民営化の動きが急成長をもたらしている。世界の平等、不平等を考えるうえで、アジアは極めて重要な存在である。現在、この地域には500万人を超える富豪がいる。同時に、アジア人の約3分の1は貧困下で暮らしている。アジアの中間層は拡大しており、10年後には「新消費者」の数は30億人以上に膨らむと見られている。これらの消費者の動向はドイツにも影響を与えるであろう。成長する若年人口は我々全員にチャンスとリスクをもたらす。

ドイツの政治的アクターは、グローバル化の未来はアジアに左右されるであろうということを、その結果と共に徐々に理解し始めている。アジア経済は平均6%の成長を遂げると見られている。これは 貧困削減や教育の機会を生み出す 反面、大気汚染、熱帯雨林の伐採、環境破壊を意味する。今日、アジアは工業製品やデータを活用したサービスのイノベーションの中心地となっている。一方で、アジアでは5億人もの人々がいまだに電気がない生活を送っている。ドイツは政治的・経済的パートナーとして、この根本的な矛盾に繰り返し対処し、それぞれの国に合った打開策を示す必要がある。このような打開策や協力の申し出は、日本のベトナムやカンボジア、あるいは中国に対するそれとは大きく異なるように見える。我々は歴史的・社会的な対立軸をよく観察して理解し、経済的利益や地政学的考慮にとどまらない真のパートナーシップを築く労を惜しんではならない。

ドイツ企業は、持続可能な開発の原動力となることができる。特に、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた、再生可能エネルギー、持続可能な都市、モビリティ、健康、食料、省資源型農業などに関する国際目標には巨大な市場機会がある。この目標を実現するには経済、雇用、そして持続可能な解決策が必要である。そのため、現代の開発政策は、国家資源、公正な貿易、民間部門との協力の3つを柱としている。対外貿易と開発協力は一層の調和が可能である。特に中規模企業は、多くの雇用を創出し、しばしばイノベーションの最前線に立ち、人間と環境への責任ある対応を支持していることを考慮に入れる必要がある。

輸出志向型国家であるドイツとそのパートナーは貿易と競争に依存している。しかし、市場にはグローバルルールが必要であり、経済には価値が必要である。ドイツは社会的側面と環境的側面のバランスがとれた市場経済を標榜している。我々の経験によれば、自由貿易は勝者を生み出すものの、環境規範や社会規範がなければ、その利益は多くの場合、人間や自然の犠牲の上に成り立つ。我々は持続可能性を真剣に捉えなければならない。社会的、環境的、人権的な基準は、最終的にはWTOやEUの貿易協定の中で標準化される必要がある。そうして初めて公正な競争が可能になるからである。

何よりも大切なものは、地球とその有限の資源である。パリ協定の2°C目標と持続可能な開発目標を実現する鍵は、最終的には、エネルギー産業向けの将来性の高い持続可能な技術基盤を持つアジア諸国が握っている。これは、地球全体の未来にとって最も重要な協力分野のひとつでもあり、アジアと欧州は強力なパートナー関係にある。アジアとドイツの協力はドイツ企業にチャンスをもたらし、それに伴うべき持続可能な開発の好機をもたらす。

David GREGOSZ (ダーフィット・グジェゴシュ) は、貿易、国際機関 (WTO、世界銀行、IMF)、ユーロ圏、G20 を重点に、コンラート・アデナウアー財団の国際経済政策のコーディネートを担当している。元コンラート・アデナウアー財団ラテンアメリカ経済事務所所長 (2014年～2017年、サンティアゴ・デ・チレ)。



多角的貿易体制の 活性化に向けた展望： WTO 改革に関する提案

Ralph WROBEL
(ラルフ・ヴローベル)

1. はじめに

米国は 2018 年 3 月、中国などから輸入される鉄鋼に 25%、アルミニウムに 10% の関税を課し、そのわずか数日後の 2018 年 4 月には中国が米国からの輸入品 128 品目（アルミニウム、航空機、自動車、豚肉、大豆を含む）を対象に最大 25% の関税を課す対抗措置を発動した。それ以来、両国の貿易摩擦は激しさを増している（Mildner et al. 2018, p.4）。米国が関税措置に踏み切るきっかけとなったのは、米国の対中貿易赤字の拡大と、国際鉄鋼市場における中国の優位性の高まりであった。中国の対米貿易収支は 1990 年代に黒字となったが、2001 年（中国が世界貿易機関（WTO）に加盟した年）を境に貿易不均衡は急激に拡大した。中国の対米貿易黒字は 2018 年に 4,190 億米ドルと過去最大となったものの、2019 年には 3,460 億米ドル以下に減少している（Johnson 2020）。この貿易不均衡の副作用として、国際金融市場における米国の中国依存が起こる可能性がある。米国債の外国保有分に占める中国の割合は約 16% と、日本に次いで第 2 位である（Amadeo 2020）。中国は、国有鉄鋼企業に対する補助金やその他の優遇措置によって、米国よりも多くの鉄鋼製品を国際市場に輸出することができる。これは、ドナルド・トランプ氏を大統領に押し上げたことで知られる米国の「ラストベルト」と呼ばれる地域の産業にとって大きな脅威となっている（McQuarrie 2017, p.121）。

こうした国際輸出市場の歪みは、WTO にも影響を及ぼした。米国のトランプ大統領は、WTO の紛争解決手続という多国間メカニズムよりも二国間のディール（取引）を重視している。米国はまた WTO に失望しており、上級委員会の委員人事を阻止している。2020 年 1 月 15 日、米中は、2020 年 2 月 14 日に発効する、第一段階の通商合意である「アメリカ合衆国と中華人民共和国との間の経済貿易協定」に署名した。両国はこの二国間協定で、知的財産権、技術移転、食品・農産物、金融サービス、為替問題と透明性、貿易拡大、二国間評価と紛争解決手続の各分野における課題について最初の解決策を見出した（米国政府 2020）。

こうして、WTO の多国間メカニズムによる紛争解決が米国にとって利用価値がなくなった結果、WTO のような政府間組織を通じた仲裁ではなく、二国間メカニズムを通じた仲裁に頼る傾向が生じている。

1. 多角的貿易体制の活性化に向けた展望： WTO 改革に関する提案

上級委員会は実質的に WTO の紛争解決制度の中核を担う機関である。WTO 加盟国からのパネル（小委員会）設置要請を受け、前もって一般理事会によって紛争解決機関（DSB）が結成される。パネルは遅くとも 9 カ月後には報告を出さなければならない（Ronchetti/Purnhagen 2019, p.3）。しかし、1995 年から 2014 年までに、パネルによる報告の 67% が一方の当事国によって上訴されている（von Daniels et al. 2019, p.1）。上級委員会は、上訴申立てから 90 日以内に最終判断を下さなければならない。上級委員会は、国際商取引法の分野で権威があり専門知識を有する 7 人の非常勤メンバーで構成され、いかなる政府とも関係を有さない。上級委員会の報告書は、「パネルの法的所見及び結論を支持、修正又は取り消すことができる」（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）第 17 条第 13 項、WTO n.d. a）。一つの案件の審理には 3 人の委員が必要であるが、米国は 2018 年から上級委員会委員の再任を阻止している（von Daniels et al. 2019, p.1）。したがって、多角的貿易体制が終焉を迎えているのかどうかを問わねばならない。

この問いに答えるために、ここで過去 10 年間の政治経済状況の変化を簡単に分析する。また、米国、EU、中国による新たな三極経済世界秩序についても言及する。この三極に支配された世界では、自由貿易や公正な貿易、競争に関して 3 つの異なる見解が存在している。その結果として、WTO という国際組織に対する 3 つの異なる視点と、改革について異なる利害が生まれている。本稿で示すように、WTO の改革が実りあるものになる希望はあるが、その一方で悲観的なシナリオもあり得る。

2. 国際貿易を取り巻く 新たな政治経済環境

世界秩序はここ数十年で劇的な変化を遂げた。1990年には民主主義、市場経済、人権といった欧米の思想が冷戦に勝利し、フランシス・フクヤマは「歴史の終わり」を主張した（Fukuyama 1992）。しかし、2020年、私たちは新たな状況に直面している。中国が経済面だけでなく政治・軍事面でも台頭したことにより、米国とEUにとって新たなライバルとなったのである。経済的観点から言えば、現在この三者が世界を支配する勢力である。例えば、米国は世界のGDP（2019年）の14.9%、輸出（2018年）の10.9%、輸入（2018年）の16.6%を占め、EUはEU域内貿易を除く世界のGDP（2019年）の14.6%、輸出（2015年）の15.4%、輸入（2015年）の15.9%を占めている。これに対し、人口14億人を擁する「発展途上国」中国は、世界のGDP（2019年）の21.4%、輸出（2018年）の16.2%、輸入（2018年）の13.6%を占め、しかもその割合は未だ拡大傾向にある（IMF 2020、WTO 2019, p. 101）。

この状況は、唯一の超大国であった大英帝国が新興の超大国となったドイツ帝国の挑戦を受けた1914年に似ている。今日、中華人民共和国は、冷戦時代を生き延びた最後の超大国である米国と、その盟友で豊かではあるが政治的な重要性は低いEUに挑んでいる。EUは時として「欧州の真の病人」呼ばれることすらある（Kaufmann et al. 2011）。大まかに、この3つの貿易の中心地は経済システムが大きく異なっている。ホール（Hall）とソスキス（Soskice）（2001）が資本主義の多様性アプローチの紹介で指摘したように、米国は、激しい価格競争、サービス志向、急進的イノベーションを特徴とする自由市場経済（*Liberal Market Economy*）とみなすことができる。EU加盟国の大半は、企業間協力、高品質な製品の生産、漸進的イノベーションに支えられた調整型市場経済（*Coordinated Market Economies*）と言えよう。これに対し、中国の国家主導型資本主義は、市場の独占と、技術適応によって世界の工場からイノベーターに発展した点が特徴である（Xing/Shaw 2013）。

1. 多角的貿易体制の活性化に向けた展望： WTO 改革に関する提案

このような経済システムの相違は、自由貿易と公正な競争についても異なる見解を生む。米国において、競争は、主にシカゴ学派の考えに倣い「勝者がすべてを手にする」プロセスであると捉えられている (Bork 1978, 406)。米国のトランプ大統領もビジネスマン出身であり、したがって、彼が「ディール」を好むのは驚くにあたらない。対照的に、欧州大陸の人々は、ゲームのルールにより信頼を置いている。このアプローチの代表的なモデルが欧州の競争法にも影響を与えたドイツの社会市場経済である (Wrobel 2012, p.49)。競争に関しても中国の見解は異なる。中国で競争は、政治家だけでなく、ビジネスマンにとっても、規則体系の内外で勝利しなければならない戦略的なゲームである (潘 2016)。その結果、WTO に対しても見解の相違が生まれる。米国が多国間メカニズムを拒否し、二国間協定に移行する一方で、中国は既存のルールを利用して WTO を自国の利益に役立たせている。これに対し、EU は WTO の機構改革を提案しているのである。

3. 利害対立と

WTO 改革に関する提案

3.1 米国 - WTO メカニズムを妨害

米国は、1995年、当時新たに設立されたWTOの一環として、国有企業（中国）による知的財産の侵害を抑制し、国外で米国の特許を保護するための知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）を提案した。そして2001年には中国のWTO加盟を支持し、通信、金融、保険などのサービス市場への中国の参入による大きな利益に期待を寄せていた。しかし、この期待は失望に変わることになる。中国は市場を閉鎖したまま、国有企業制度を維持したのである。そのため、米国は10年以上前から、中国を始めとする新興国による「途上国地位」の主張や、中国を中心とした補助金やダンピング、知的財産権の侵害、強制的な技術移転などの市場歪曲行為をWTOが抑制できていないことを批判している（von Daniels et al. 2019, pp. 2-3）。さらに、米国は「上級委員会の長年にわたる行き過ぎた行動（*overreach*）」と、審理期間を最長90日とする規則の不遵守にも失望を示した（Ronchetti/Purnhagen 2019, pp. 2-3）。

結果として、オバマ政権は2016年に上級委員会委員の再任を半年間にわたって阻止しており、トランプ大統領もこの路線を踏襲した。2017年6月以降、米国は上級委員会委員の任命を拒否している。今年は3人の委員の任期が満了すると同時に1人が辞任したため委員は3人だけとなり、2019年12月11日にはついに1人となった（von Daniels et al. 2019, p.1）。審理には最低3人の委員が必要とされるため、これにより上級委員会は完全に機能不全に陥った（Ronchetti/Purnhagen 2019, p. 2）。同時に、米国政府は中国との貿易戦争を開始し、二国間協定の交渉を行っている。市場の歪みは、両国の自由競争に関する考えに従い、1990年代の旧態依然としたルールを踏襲した時間のかかる多国間のプロセスではなく、両経済大国間のパワーゲームによって解決されるであろう。

3.2 中国 - WTO ルールを利用

中国の輸出は、2001年のWTO加盟から2018年までに約10倍に拡大した。トランプ米大統領はこの台頭を批判的に見て次のように言及している：「米国や他の多くの国がルールに従って行動しているのに対し、これらの国々（つまり中国）は政府による産業計画や国有企業を利用して、自国に有利なようにシステムを操作している。容赦ないダンピングを行い、技術移転を強制し、知的財産権を侵害した。中国のWTO加盟後、米国は製造業で300万人以上の雇用、鉄鋼業全体で4分の1近くの雇用、6万の工場を失った」（Wemer 2019）。数字が正しいければ同じである。WTO協定で途上国に認められている特別条項を中国が主張していることは明らかである。これは例えば、関税引き下げの猶予、外国市場へのアクセスに関する優遇措置の供与、貿易上の利益の保護などである（WTO n.d. b）。WTOではこの途上国地位を加盟国自身が決定でき、世界第2位の経済大国である中国もこの地位を維持できるということは驚きである。

さらに、中国政府は戦略的利益のためにWTOのルールも利用している。中国は「公平な競争の場」を作ることに関心はないが、米国が救済措置の根拠となる輸入品のダンピングマージンを計算する手法である「ゼロイング」を採用していることに異議を申し立ててその主張が認められた。また、米国がここ数年、中国からの輸入品に反ダンピング措置と相殺措置の両方を課す「二重救済」を使用していることについても上訴に成功した（von Daniels et al. 2019, p.4）。この戦略的アプローチは、2018年12月20日に発表された『中国のWTO改革に関するポジションペーパー』でも明らかになっている。中国はこの中でWTO改革の3つの基本原則を説明した。第一に無差別原則と開放性という「多角的貿易体制の中核的価値」を尊重しなければならない。第二に「開発途上国の開発に関する利益」は守られなければならない。第三にWTO改革はコンセンサスによる意思決定に従って行われるべきである。（MOFCOM 2018）。このアプローチは、国際貿易ルールと公正な競争に対する中国の見解を明確に示している。ルールは、自国の産業や国力の強化に有利な場合に限り守られるものである。

3.3 EU - 改革を提案？

残念ながら、EU は WTO 改革を巡るゲームにおいては 3 番目に重要なプレーヤーで、内部情勢の緊張によって政治的にかなり弱い立場にある。しかし、欧州委員会は「ゲームのルールはうまく機能させる必要がある」という考えに基づき、さまざまなパートナーと協力して WTO 改革に関する提案に積極的に取り組んでいる。とは言うものの、EU は次の 3 つのアプローチの間で身動きが取れなくなっている。第一のアプローチはより広範な WTO 改革、第二は代替的な上訴制度の設立、第三は WTO の枠外での紛争解決を目指すというものである。米国の反応が不透明なため、どのアプローチも失敗に終わるリスクがある。現時点では、EU は第二の戦略を取ることを決定した (von Daniels et al. 2019, p.1)。

EU の基本的なアプローチは、2019 年 1 月に行われた Cecilia Malmström (セシリア・マルムストローム) 元 EU 通商担当欧州委員 (2014 年～2019 年) の次のようなスピーチで明らかになった。「**WTO なき国際貿易は無秩序状態に陥るであろう。(中略) 信頼性も安定性も失われるであろう。よって、私たちはシステムを修復し、擁護する必要がある。(中略) 自国に投資と富を呼び戻すために WTO の解体が良い選択肢であると示唆する声もあるが、それはうまくはいかないだろう。たとえうまくいったとしても、2つのことが犠牲になる。すなわち、第一に価値観、第二に世界とのつながりである**」(Wemer 2019)。しかし果たして、パワーゲーム、貿易戦争、二国間での解決を特徴とする世界において EU の改革アプローチは成功するのであろうか。

2018 年、EU は WTO 改革に関する複数の文書を発表した。最初に発表されたのは、コンセプトペーパー「*WTO Modernisation: Introduction into future EU proposals (WTO の近代化：将来の EU による提案への導入)*」である (欧州委員会 2018)。続いて「*WTO 協定の透明性向上と通報義務強化のための手続：アルゼンチン、コスタリカ、EU、日本および米国による通知 (Procedures to Enhance Transparency and Strengthen Notification Requirements under the WTO Agreement: Communication From Argentina, Costa Rica, EU, Japan and U.S.)*」、2018 年 11 月 1 日に、「*EU、中国、カナダ、インド、ノルウェー、ニュージーランド、スイス、オーストラリア、韓国、アイスランド、シンガポール、メキシコから一般理事会への通知 (Communication from the European Union, China, Canada, India, Norway, New Zealand, Switzerland, Australia, Republic of Korea, Iceland, Singapore and Mexico to the General Council)*」が 2018 年 11 月 23 日にそれぞれ発表された (WTO 2018b)。最も興味深いのは、2018 年 11 月 23 日に発表された「*EU、中国、インドから一般理事会への通知 (Communication from the European Union, China and India to the General Council)*」である (WTO 2018c)。

1. 多角的貿易体制の活性化に向けた展望： WTO 改革に関する提案

2018年9月に発表されたコンセプトペーパー「*WTO Modernisation: Introduction into future EU proposals* (WTOの近代化：将来のEUによる提言への導入)」はかなり幅広い内容であった。同書はまずWTOのルール形成に焦点を当て、競争条件の平準化、国有企業の捕捉の改善、貿易歪曲的な補助金の捕捉強化、サービス・投資障壁および強制的技術移転に関する新ルール、「途上国」待遇の改革、WTOの制度改革など提案している。次に、定期的な作業と透明性の向上を要求し、市場アクセス問題の解決策も概説されている。そして最後に、紛争解決手続改革では、上級委員会委員の独立性、暫定規則、90日ルールの改革が論じられている（欧州委員会2018）。しかし、中国、インドとの連名で提出された2018年11月23日の提案で取り上げられたのは紛争解決手続改革のみであった。EUは上級委員会の暫定規則として、委員が任期終了後も終了時に係属していた案件については担当を継続することと、90日期限の延長を求めている（WTO 2018c, p. 2）。しかし、これは法を現実に合わせているに過ぎない。長期的な改革としては、上級委員会委員を7人から9人に増やすこと、委員の任期は1期限り6～8年とすること、委員を非常勤職ではなく常勤職とすることなどが提案されている（WTO 2018c, p.1）。これにより、欧州中央銀行（ECB）やドイツ連邦銀行のように、上級委員会の独立性が向上する。しかし、この提案では、米国が批判している「行き過ぎた行動」は取り上げられなかった（Ronchetti/Purnhagen 2019, p.7）。このため、米国は2018年12月にこの提案を拒否した。

そこで、欧州委員会は2019年12月12日に「国際貿易における欧州の権利行使」のための新たな手段を発表した。同書によると、貿易相手国が紛争解決の妨げになるような場合、EUは毅然とした対応ができるようにしなければならない。これは、WTOが上訴段階で最終判断を出さない場合に、欧州委員会が対抗措置を発動することを認める修正案である。同時に、ノルウェーとカナダとの間で提出された暫定的な上級審の設置も行われる（欧州委員会2019）。こうして結局、EUは自身の利益を守ることを選び、これ以上の改革案を出すことはなかった。それこそが、EUが「欧州の真の病人」であることを示すものであろう。

4. 今後の展望

未来とは、不明なばかりでなくまだ存在もしていないが、2つのシナリオが考えられる。楽観的なシナリオは、上級委員会委員の独立性向上、中国の国内改革の進展、そしてその結果としての米国による上級委員会の委員人事阻止の撤回、WTOの抜本的な改革である。しかし、このシナリオが実現するには、EUの影響力拡大と大国システムの変化が必要である。悲観的なシナリオとしては、米中間の貿易戦争が米国とEUとの間にも飛び火することが考えられる。中国の改革が進まないままこのような展開になれば、米国は上級委員会の委員人事を阻止し続けるであろう。そうなれば、多角的貿易体制は遠からず終焉を迎える。どちらのシナリオの方が実現の可能性が高いかは現時点では判断できない。メインプレーヤーである中国と米国に影響を及ぼす今後の動向によって左右される。新型コロナウイルスの蔓延による中国の習近平国家主席の求心力低下と、2020年末の米国大統領選挙の結果が、WTOと上級委員会、そして世界貿易の多国間秩序の将来に極めて重要となるであろう。米中が再びWTOの枠組みの中で協力することに合意できて初めて、欧州の改革提案が議論に上り、常識的な解決策につながる可能性が出てくる。

Prof. Dr. Dr. Ralph Michael WROBEL (ラルフ・ミハエル・ヴローベル) は、ツヴィッカウ応用科学大学経営・経済学部教授。指導・研究分野は、社会市場経済、中・東欧・アジアの新興市場、特にエストニア、韓国、中国、香港、韓国、東南アジアのタイガーカブズ、経済史である。

参考文献

- ▶ **Amadeo, Kimberly (キンバリー・アマデオ) (2020)**、「米国の対中債務、その規模、理由、中国が米国債を売却するとどうなるのか - 中国が米国最大のバンカーである理由 (US Debt to China, How Much It Is, Reasons Why, and What If China Sells - Why China Is America's Biggest Banker)」、『the balance』、2020年2月21日、オンライン：<https://www.thebalance.com/u-s-debt-to-china-how-much-does-it-own-3306355>
- ▶ **Bork, Robert H. (ロバート・H. ボーク) (1978)**、『The Antitrust Paradox (アンチトラスト・パラドックス)』、ニューヨーク・フリープレス
- ▶ **欧州委員会 (2018)** 「WTO modernisation – Introduction to future EU proposals (WTOの近代化：将来のEUによる提言への導入)」、コンセプトペーパー、オンライン：https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157331.pdf
- ▶ **欧州委員会 (2019)**、「Commission proposes new tools to enforce Europe's rights in international trade (欧州委員会、国際貿易における欧州の権利を行使するための新たな手段を提案)」、QANDA/19/6757、ブリッセル、2019年12月12日
- ▶ **フランシス・フクヤマ (1992)**、『The end of history and the last man (歴史の終わり：歴史の「終点」に立つ最後の人間)』、フリープレス
- ▶ **米国政府 (2020)**、「Economic and Trade Agreement between the United States of America and the People's Republic of China (アメリカ合衆国と中華人民共和国間の経済貿易協定)」、2020年1月15日、オンライン：https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/phase%20one%20agreement/Economic_And_Trade_Agreement_Between_The_United_States_And_China_Text.pdf
- ▶ **Hall Peter (ピーター・A. ホール)、Soskice David (デヴィッド・ソスキス) (2001)**、『Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage (資本主義の多様性：比較優位の制度的基礎)』オックスフォード大学出版局

- ▶ IMF (2020) データマッパー：購買力平価 (PPP) ベースの GDP、世界シェア、オンライン：<https://www.imf.org/external/datamapper/PPPSH@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD/EU/USA/CHN/IND>
- ▶ **Johnson, Keith** (キース・ジョンソン) (2020)、What Trump Really Doesn't Get About Trade (トランプ氏が貿易について本当に理解していないこと)、『FP News』、2020年2月24日、オンライン：<https://foreignpolicy.com/2020/02/24/trump-trade-war-china-europe-deficit/>
- ▶ **Kaufmann, Therese et al.** (テレーゼ・カウフマン他) (2011)、「The EU: The real sick man of Europe? (EU：欧州の真の病人?)」、『Eurozine』、2011年8月5日、オンライン：<https://www.eurozine.com/the-eu-the-real-sick-man-of-europe-2/>
- ▶ **McQuarrie, Michael** (マイケル・マッカーリー) (2017)、「The revolt of the Rust Belt: place and politics in the age of anger (ラストベルトの反乱：怒りの時代の場と政治)」、『The British Journal of Sociology』、Vol. 68 (2017年)、S1号、pp. 120 - 151。
- ▶ **Mildner, Stormy-Annika** (シュトルミー＝アニカ・ミルトナー)、**Howald, Julia** (ユリア・ホーヴァルト)、**von Unger, Eckart** (エックアート・フォン・ウンガー)、**Elmgren, Lena** (レナ・エルムグレン) (2018)「U.S. Tariffs on Steel and Aluminum: What Measures Should the EU Adopt?, BDI Position (米国の鉄鋼・アルミニウム関税：EUがとるべき措置、BDIの立場)」『External Economic Policy』、2018年5月23日
- ▶ **中国商務部** (2018)「China's Position Paper on WTO Reform (WTO改革に関する中国のポジションペーパー)」、オンライン：<http://kw2.mofcom.gov.cn/article/chinanews/201812/20181202818679.shtml>
- ▶ **Pan Zongqi** (潘忠岐) (2016) Guanxi, Weiqi and Chinese Strategic Thinking (コネと囲碁と中国の戦略的思考)、『Chinese Political Science Review』、Vol. 1, pp. 303-321
- ▶ **Ronchetti, Federica** (フェデリカ・ロンケッティ)、**Purnhagen, Kai** (カイ・プルンハーゲン) (2019) Can the EU's reform proposal for the WTO Dispute Settlement Understanding break the impasse at the WTO? (WTO紛争解決了解に関するEUの改正案はWTOの行き詰まりを打破できるのか?)、『Wageningen Working Paper Law and Governance』2019/4

1. 多角的貿易体制の活性化に向けた展望： WTO 改革に関する提案

- ▶ **von Daniels, Laura** (ラウラ・フォン・ダニエルズ)、**Dröge, Susanne** (スザンネ・ドレーゲ)、**Bögner, Alexandra** (アレクサンドラ・ベークナー) (2019)、「Ways Out of the WTO's December Crisis: How to Prevent the Open Global Trade Order from Unravelling (WTO の 12 月危機からの脱却方法：開かれた国際貿易秩序の崩壊を防ぐには)」、ドイツ国際安全保障問題研究所のコメント、No. 46、2019 年 12 月
- ▶ **Wemer, David** (デヴィッド・ウィマー) (2019)、「Europe ready to help with WTO reform (欧州は WTO 改革に協力する用意がある)」、大西洋評議会、2019 年 1 月 10 日、オンライン：<https://www.atlanticcouncil.org/blogs/new-atlanticist/europe-ready-to-help-with-wto-reform/>
- ▶ **Wrobel, Ralph** (ラルフ・ヴローベル) (2012)、「The social market economy as a model for sustainable growth in developing and emerging economies (発展途上国・新興国における持続的成長モデルとしての社会市場経済)」、『Economic and Environmental Studies』Vol. 12、No.1 (21/2011)、2012 年 3 月、pp. 47 – 64
- ▶ **WTO (n.d. a)**、「Understanding on rules and procedures governing the settlement of disputes (紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)」、オンライン：https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dsu_e.htm
- ▶ **WTO (n.d. b)**、「Who are the developing countries in the WTO? (WTO における途上国とは?)」、オンライン：https://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/d1who_e.htm
- ▶ **WTO (2018a)**、「Procedures to Enhance Transparency and Strengthen Notification Requirements under the WTO Agreement: Communication From Argentina, Costa Rica, EU, Japan and U.S (WTO 協定の透明性向上と通報義務強化のための手続：アルゼンチン、コスタリカ、EU、日本および米国からの通知)」、JOB/GC/204、2018 年 11 月 1 日
- ▶ **WTO (2018b)**、「Communication from the European Union, China, Canada, India, Norway, New Zealand, Switzerland, Australia, Republic of Korea, Iceland, Singapore and Mexico to the General Council (EU、中国、カナダ、インド、ノルウェー、ニュージーランド、スイス、オーストラリア、韓国、アイスランド、シンガポールメキシコから一般理事会への通知)」、WT/GC/W/752、2018 年 12 月 12-13 日

- ▶ **WTO (2018c)**、「Communication from the European Union, China and India to the General Council (EU、中国、インドから一般理事会への通知)」、WT/GC/W/753、2018年12月12-13日
- ▶ **WTO (2019)**、世界貿易統計レビュー 2019、オンライン：https://www.wto.org/english/res_e/statis_e/wts2019_e/wts2019_e.pdf
- ▶ **Xing, Li (李彤)、Shaw, Timothy (ティモシー・ショウ) (2013)**、「The Political Economy of the Chinese State Capitalism (中国国家資本主義の政治経済)」、『JCIR』Vol. 1、No. 1 (2013)、pp. 88 - 113

2

WTO 紛争解決制度 改革の課題

福永有夏

1. はじめに

WTO は危機に陥っている。

より正確には、WTO 加盟国が、ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）を最終的な結論に向けて前進させることを目的としたいわゆる「2008年7月パッケージ」について合意に至らなかったために、WTO は10年以上にわたって危機的状況にある。この時以来、WTO はルール形成において一部の例外を除いて目に見える成果を上げられず、貿易ルール形成の中心はWTO から二国間・地域貿易協定へと移行している。

一方で、WTO の紛争解決制度は、紛争を解決し、多角的貿易体制に安定性と予測可能性をもたらすという点で優れた成果をあげている。WTO 紛争解決制度の成功は、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で、ルールに基づいた世界貿易秩序の維持にはWTO が不可欠な存在であることを証明した。

しかし、現在のWTO 紛争解決制度は、WTO をより深刻な危機に陥れかねない、その存在に関わる課題に直面している。

本稿は、まずWTO 紛争解決制度が直面している課題を分析し、続いて各WTO 加盟国が提案している解決策を分析する。最後に、今後の展望を述べる。

2. 課題

パネルと上級委員会による準司法的な二審制は、WTO 紛争解決制度に不可欠な要素である。特に上級委員会は、常設上訴機関として WTO 協定の意義を明確にすることにより、多角的貿易体制に安定性と予測可能性をもたらすことに大きく貢献してきた。

しかし、WTO 紛争解決制度は、2019年12月11日、後任が任命されないまま当時残っていた3人の上級委員会委員のうち2人が8年間の任期を終えて退任して以来、部分的に機能不全に陥っている。現在、上級委員会委員は中国の Hong Zhao (趙宏) 氏のみであり、米国が委員の任命を阻止しているため、定数7人中6人が空席のままとなっている。紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) 第17条第1項では1件を3人の委員で担当することが定められており、これは2019年12月11日以降に上訴された案件を上級委員会が審理できないことを意味する。

さらに、上級委員会は、少なくとも理論的には2019年12月10日以前に上訴された案件を審理することは可能であったにもかかわらず、同日までに口頭審理が終了していた3件についてのみ報告書を発行することを決定した。

パネル報告書が上訴された場合、上級委員会が審理を完了するまで紛争解決機関 (DSB) は報告書を採択できないため、上級委員会の機能停止はパネルの審理にも影響を及ぼす可能性がある。上級委員会の機能が停止しているため、上訴されたパネル報告書は採択されず、したがって法的効力を持たない。

欠員となっている6人の委員のうち少なくとも2人が任命されない限り、この行き詰まりは解消されないであろう。EUに加え、米国と日本を除くWTO加盟国の約3分の2が、この欠員補充のために紛争解決機関が新委員を任命する選考プロセスを開始することを提案している。

しかし米国は、なぜ上級委員が DSU で定められた権限を越える行き過ぎた行動をとったのかという問題に WTO 加盟国が取り組まない限り、新たな委員の任命を支持することはできないと主張している。米国の見解によると、上級委員会の「行き過ぎた行為」には以下のようなものがある。

1. DSU 第 17 条第 5 項に規定された 90 日間の期限内に報告書を発行していないことが度々あった。
2. 上級委員会委員が任期満了後も審理を続けるという慣行は、DSU 第 17 条第 2 項に基づき上級委員会委員を任命する紛争解決機関の権限を損なうものである。
3. 上級委員会の審理対象は DSU 第 17 条第 6 項によって法的問題に限定されているにもかかわらず、パネルによる事実認定の再審理を行っている。
4. 紛争解決に必要なない勧告的意見を発出することにより、紛争の明確な解決を確保するという DSU 第 3 条第 7 項に規定された権限を逸脱している。
5. パネルは「説得力のある理由」がない限り報告書に従わなければならないとする先例拘束性のあるものとして報告書を不当に扱っている。
6. WTO 協定における WTO 加盟国の権利及び義務を追加または削減しないという DSU 第 3 条第 2 項に定められた義務を重んじていない。¹

1 米国通商代表部、「Report on the Appellate Body of the World Trade Organization (WTO 上級委員会に関する報告書)」(2020 年 2 月)、https://ustr.gov/sites/default/files/Report_on_the_Appellate_Body_of_the_World_Trade_Organization.pdf

3. 解決策は？

米国による上級委員会委員の任命阻止を支持している WTO 加盟国はごく少数であるものの、上級委員会の慣行に関して米国が抱いている懸念を少なくともある程度は共有している加盟国もある。さらに、多くの加盟国は上級委員会を改革する必要性を認識しており、米国の懸念に対応する解決策を提案してきた。

中でも注目すべきは、いわゆる「ウォーカー・プロセス」が 2019 年 1 月 17 日の WTO 一般理事会の非公式会合で始まり、上級委員会の機能を改善するための実行可能かつ合意可能な解決策が模索されたことである。このプロセスを主導したニュージーランドのウォーカー大使は、WTO 加盟国と非公式に協議を重ね、意見の収束が見られた分野や問題点を整理したうえで、一般理事会決議案を提出した。この決議案は、米国の懸念を考慮し、上級委員会が DSU に規定された権限の範囲を越えないようにすることを意図したものであった。決議案は 2019 年 12 月 11 日まで、すなわち、当時残っていた 3 人の上級委員会のうち 2 人が任期満了を迎える日までに一般理事会で採択されることが期待されていたが、米国の支持を得られず、採択には至らなかった。

EU が主導するもう一つの暫定的な解決策は、上級委員会の委員数が足りずに上訴を審理できないために暫定的な上訴仲裁手続きとして DSU 第 25 条に基づく仲裁を求めるといったものである。EU にとっては、パネルと上級委員会という 2 段階審理手続きの維持が不可欠で、カナダおよびノルウェーとの間で、それぞれ将来のすべての紛争においてこの手続きを活用することで合意している。さらに、EU、カナダ、ノルウェー、およびその他の 14 の WTO 加盟国（米国と日本を除く）は、DSU 第 25 条に基づく暫定的な多国間上訴制度の実現に取り組むことで合意している。暫定上訴制度には、上級委員会による審理の実体的手続的側面や慣行を再現することが期待されている。これは、2 段階審理手続きの維持に役立つ可能性はあるが、米国の懸念を増幅させはしないまでも解消するものではない。

4. 展望

この危機が近い将来に解決されると考えるのは楽観的すぎる。むしろ、米国と EU の決定的な相違を踏まえれば、上級委員会不在の WTO 紛争解決手続は当面の間、新常态となりそうである。

このような状況下において最も重要なことは、WTO 加盟国が、上級委員会は不在であっても WTO 紛争解決手続が機能し続けるようにあらゆる努力を払うことである。そのために、WTO 加盟国は、パネル報告書の上诉を控え、紛争解決機関による採択を確実に行うべきである。紛争がパネルによる審理段階に移行する前に、紛争当事者が上诉しないことに合意することが望ましいが、パネル報告書が発行された後であっても、一方的に上诉しないという決定を下すこともできる。採択を阻止する目的で、審理能力を失っている上級委員会にパネル報告書を上诉することは、WTO 紛争解決手続の正常な機能を妨げるとして非難されるべきである。

また、上诉せずにパネル報告書に基づく紛争解決を促進するため、紛争当事者の視点でパネル報告書の正当性を高める努力をすべきである。例えば、紛争当事国の意見が何らかの形でパネルの委員の選定に反映されていれば、パネルが下した結論に納得する可能性が高まることが考えられる。さらに、パネルは、上級委員会が打ち出した WTO 協定の解釈が WTO 加盟国の共通の意図を反映していないと判断した場合には、再検討が有用であると考えられる可能性がある。

言うまでもなく、WTO 加盟国は、長期的には上級委員会の危機を解決する努力をすべきである。そうした努力は、米国が提起した具体的な懸念の解消に努めるだけでなく、上級委員会の存在意義を問い直すものでなくてはならない。

福永有夏は早稲田大学教授として国際公法および国際経済法を教えている。国際貿易法・投資法の分野で多数の著作や論文を発表しており、主な著書には『国際経済協定の遵守確保と紛争処理 -- WTO 紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』（有斐閣、2013 年）、『WTO・FTA 法入門：グローバル経済のルールを学ぶ』（法律文化社、2016 年、共著）がある。

3

多国間主義の 活性化： 新しい世界秩序？

Saon RAY (サオン・レイ)

1. はじめに

世界中を吹き荒れる新型コロナウイルスのパンデミックにより、世界は行き詰まっている。各国がロックダウン（都市封鎖）を実施したため、飛行機による往来は停止され、サプライチェーンは混乱している。パンデミックは、グローバルな世界秩序のある特徴、すなわち、相互接続性とそれゆえの脆弱性をあらわにした。パンデミックが終息すれば、各国はこれまで以上に協力して秩序の回復に努める必要がある。では、そのためにはどうすればよいのであろうか？その鍵は多国間主義にある。世界がこの大惨事から脱却した時、新たな世界秩序が出現するかもしれない。本稿では、今回のパンデミック以前から多国間主義がどのように危機に瀕していたか、そしてパンデミックによって再び多国間主義が脚光を浴びる可能性がある理由を考察する。

2. 国際機関の役割

冷戦終結後、多国間主義は「新世界秩序」の核となった。これは、国際連合、北大西洋条約機構（NATO）、世界貿易機関（WTO）などの機関の創設を意味した（Benner 2019）。第二次世界大戦後に創設された世界銀行や国際通貨基金（IMF）などのブレトンウッズ機関は、戦後の経済再建と国際経済協力の促進を目的としていた。これらの機関の目標は、貿易・経済関係の分野における合意による意思決定と協力の概念に基づいて経済秩序を構築することであった。世界恐慌や貿易戦争による不安定化の影響に対抗するためには、多国間の枠組みが必要であると考えられた。

当初のブレトンウッズ協定には国際貿易機構（ITO）を設立する計画も含まれていたが、1990年代初頭にWTOが設立されるまで、この計画は休眠状態にあった。IMFの役割は、加盟国間の金融政策の調和を図り為替の安定を維持することによって、安定した国際貿易環境を作り出すことであった。IMFは、国際収支上の問題に直面する国々に一時的な金融支援を提供することができる。世界銀行は、戦争で荒廃した国や困窮した国々に復興・開発プロジェクトの資金を融資することで、各国の貿易能力を向上させることができる。WTOは1995年1月1日に創設され、第二次世界大戦末期以来の国際貿易における最大の改革となった。

Rodrik（ロドリック）（2012）は、ブレトンウッズ体制は「緩やかな多国間主義」であり、これによって世界貿易は回復し、政策立案者は国内の社会問題や雇用に専念できるようになったと指摘する。この体制はまた、異なる複数の目標のバランスを取るのにも役立った。貿易の妨げとなる厳しい制限が一部廃止されたことで、各国政府は自由に独自の経済政策をとることができるようになった。開発途上国は、限られた外部からの制約のもとで、独自の成長戦略を追求することが可能になった。国際資本の流れは依然として厳しく制限されていたが、ほとんどの開発途上国が未曾有の経済成長を経験すると同時に先進国も復興して繁栄したため、ブレトンウッズの妥協は成功した。

しかし、その一部は、2008年の世界金融危機以降、ここ数年で崩壊したと思われる。2008年7月以降、WTOの紛争解決プロセスは妨害されており、世界貿易機関（WTO）の主催により2001年から行われている国際貿易の障壁削減を目的とした「ドーハ・ラウンド」のグローバル交渉は決裂した。世界金融危機以降、世界の金融は崩壊したのである。このことは、グローバル化の未来にとって何を示唆しているのだろうか？

3. グローバル化の後退？

グローバル化は、所得、価格、製品、賃金、金利、利益率の収れんにつながると考えられている。それは、世界中の生産パターンと消費パターンの収れんをもたらし、グローバルな接続性を拡大し、経済活動の様々な領域における統合をもたらす。グローバル化は、対外障壁を低減し、貿易を自由化することで実現する。

グローバル化に関する議論は、その是非を中心に展開されている。それを是とする見解は、財、資本、人の交流を通じて世界中の所得の収れんをもたらし、それゆえに望ましいものであるという理由からグローバル化は好ましいと論じている。しかし、モノやサービスの流れの拡大によってこれらすべてが実現したのであるだろうか。そして、グローバル化は所得の収れんをもたらし、貧困や格差の解消につながったのであるだろうか。

グローバル化に関する議論の中心にあるのは、財政規律、保健衛生と教育に重点を置いた公共支出、税制改革、積極的かつ穏健に市場原理によって決まる金利、競争力のある為替レート、輸入自由化、海外直接投資の受け入れ促進、民営化、規制緩和、財産権の保護の10項目を含む「ワシントン・コンセンサス」(Williamson 1990)の形成である。しかし、ラテンアメリカやサハラ以南のアフリカでこのワシントン・コンセンサスに基づいて進められた改革が、成長に意図した効果をもたらさないことが多いことが明らかになった。Rodrik (ロドリック) (2006) は、改革を実現するうえで制度の役割は特に重要であると述べ、当初の標準的な処方箋の失敗に対応するためにワシントン・コンセンサスがどのように修正されたかを論じている。

多国間主義は、第二次世界大戦以来、国際秩序の礎となってきた (Benner 2019)。今日では、大国間紛争 (特に米中間) が多国間主義の中心的な枠組みになっているとの指摘もある。ここで注意しなければならない点は二つある。第一に、米国は、最近まで国際機関の大きな後ろ盾であった。米国の支援がなければ、国連、NATO、WTO、EUの創設は考えられなかったであろう。第二に、中国は経済のグローバル化において後発国ではあるが、WTO加盟以降は多国間主義を受け入れてきた。また最近では、部分的にはあるが、上級委員会の効率性を図り、透明性を高め、欧州諸国と米国が共有する懸念に対処するためのEUをはじめとするWTO加盟国の提案を支持している。

3. 多国間主義の活性化：新しい世界秩序？

他の開発途上国は、ルールを決めるのは「大国」であるため、システムが自分たちの不利になっていると主張して、しばしばグローバル化に異議を唱えてきた (Rodrik 2012)。Rodrik (ロドリック) によれば、近年は豊かな国もルールに満足しておらず、この新しい傾向は米国のような主要国における経済のグローバル化への支持の低下に現れているという。当然のことながら、これは多くの国で保護主義の急速な台頭にもつながり、米中貿易戦争をきっかけに保護主義的な感情が高まっている。

Green (グリーン) と Gill (ギル) (2009) は、二国間同盟を基盤とし、その影響を受けてきたアジアが多国間主義的な地域になったことを明らかにした。しかし、世界金融危機以降、多国間主義自体が変化を遂げている。Kwakwa (クワクワ) (2017) は、多国間主義はいくつかの面で成果を上げてきてはいるものの、今日の世界には、成長の鈍化、気候変動、パンデミック、難民などさらに多くの課題があると論じている。これらは、多国間体制に大きく申し掛かる課題となっている。こうした状況にどのように対処していくのか。

4. 新型コロナ時代の 多国間主義

Jared Diamond (ジャレド・ダイヤモンド) (2005) は、著書『Guns, germs, steel (銃・病原菌・鉄)』の中で、世界貿易は病気の蔓延をももたらしたと論じている。しかし、新型コロナウイルスの事例から分かるように、逆に感染症もまた世界貿易に影響を与える可能性がある。世界を席卷する新型コロナウイルスのパンデミックは、人々の生活だけでなく、世界の貿易システムにも影響を与えた。

Baldwin (ボールドウィン) (2020) は、この貿易収縮には需要ショックと供給ショックの両側面があると主張している。WTO (2020年) は、新型コロナウイルスのパンデミックの影響で、2020年は世界のモノの貿易量が13～32%急減すると予測している。2020年は世界のほぼすべての地域で貿易量が2桁の減少に見舞われるが、中でも北米とアジアからの輸出が最も大きな打撃を受けることになると見られている。2021年には貿易の回復が見込まれているが、それも新型コロナの流行期間とそれに対する政策の有効性次第である。サービス貿易は、輸送や旅行の制限を通じて、新型コロナウイルスの影響を最も直接的に受ける可能性がある。その結果、ほとんどの国で医療品や食料が不足し、保護主義が強まることになるであろう (Crabtree 2020)。新型コロナウイルスの影響は、北米とアジアで最も強く感じられることになると指摘されてきた。アジアのほとんどの国で、GDP成長率の低下と製造業の縮小が見られるであろう (Evans and Acosta 2020)。

G20は、「世界保健機関 (WHO)、国際通貨基金 (IMF)、世界銀行グループ (WBG)、国連 (UN) とともに、パンデミックを克服するために必要なあらゆる手段を講じる」との声明を発表した。これには、人命、雇用、所得の保護、金融の安定性の維持、成長の回復、公衆衛生と金融に関する対策の調整、貿易及び国際的サプライチェーンへの混乱を最小限に抑えるための取り組みが含まれる。また、支援を必要としているすべての国に支援を提供するものとする。

世界銀行グループは、当初の計画より増額した140億ドルの支援パッケージの一環として、公衆衛生対策強化のため途上国政府に60億ドルの融資と支援を行う (World Bank 2020)。現在すでに80カ国もの国が支援を要請している (IMF 2020)。国際金融機関は、ドル・スワップを通じて途上国の国内市場に外貨流動性を供給することによって途上国の中央銀行を支援することも可能であり、IMFは独自のスワップ・ファシリティを検討している (IMF 2020)。

3. 多国間主義の活性化：新しい世界秩序？

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界が協調して対応する必要のある真のグローバル・ショックである。以前と同様、最優先事項は医療体制の強化である。世界金融危機の場合とは異なり、新型コロナウイルスのパンデミックは、独特の疫学のおよび封じ込めに関連する国境を越えた波及効果をもたらす。協調行動を通じて感染者数を減らすことには国境を越える正の外部性があり、感染の第2波が発生する可能性がある。次に、渡航禁止や検疫措置などの感染拡大封じ込め措置は、貿易や移動を通じてつながっている他の国々にも損害を与える。影響を受けた開発途上国が新型コロナウイルス対策に取り組む際にその国が取る行動の正と負の両方の外部性を考慮に入れられるような調整と財政的支援が必要である。

クルーガー (Krueger) (2020) は、多国間主義だけが我々を救うことができると説いている。しかし、このパンデミックが多国間主義の復活につながるかどうかはまだ分からない (Times of India 2020)。

5. 新しいグリーンディール？ 新しい世界秩序？

Mehta (メータ) (2020) によれば、世界秩序は、コロナ危機が発生する前から G7、WTO、WHO などの機関の権力および権威の低下と、脱グローバル化という二つの緊張にさらされていた。第一に、ここ数年の間に G7、G20、WHO、WTO といったグローバルな調整メカニズムの多くがその権力と権限を著しく低下させた。第二の緊張は、主に中国への対応として米国が主導した脱グローバル化の推進である。その結果、関税が引き上げられ、投資障壁が高まり、知識の流れが規制され、移民が抑制された。この危機的な状況にあって、より効果的な協調体制が機能すればグローバルな実効性を高められる可能性はあるが、国際機関は何らかの効果的な国際協力を引き出すことができるのか。そして、多国間主義は、この未曾有の事態にどのような役割を果たすことができるのであろうか。

パンデミックが発生して以来、世界の指導者の意見は一つにまとまっている。国連総会は 188 カ国の賛同を得て決議を採択し、「Global solidarity to fight the coronavirus disease 2019 (COVID-19) (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) との闘いにおけるグローバルな連帯 2019)」を発表した。これは、国際機関で採択された初の世界規模のパンデミックに関する文書である。この決議で、国連総会 (193 カ国) は、2019 年に新型コロナウイルス感染症のパンデミックによって引き起こされる人類の健康、安全、福祉への脅威を「大いなる懸念をもって」注視しており、「**社会および経済に加えて、世界各国間の旅行や商取引に生じている深刻な混乱、人々の生活への壊滅的な影響など、パンデミックによる前例のない影響を認識している**」としている (UNGA 2020)。

最近では、気候変動枠組条約 (UNFCCC) のパリ気候協定を支援する「緑の気候基金」、パンデミックが発生した場合に資金を配分する世界銀行の「パンデミック緊急ファシリティ」、難民危機に対処するための「グローバル・クライシス・ファシリティ」など、いくつかの新しい多国間制度が誕生している (Kwakwa 2017)。

3. 多国間主義の活性化：新しい世界秩序？

しかし、シンガポールのリー・シェンロン首相は次のように述べている。「米国は *WTO* に対する信頼を失っている。一方的な行動が多く、*WTO* ルールを無視した関税や貿易制裁を課している。小国との力関係の中で 1 対 1 の二国間取引の交渉を好む。... 米中関係は、今後何年にもわたって国際関係の針路を決定づけるであろう。両国が権力と影響力を競い合うのは当然のことだが、その競争が必然的に対立をもたらすことがあってはならない。我々は、米国と中国が建設的に前進する道を見出し、競い合いながらも、同時に相互利益に関する主要な問題では協調し合うことを願っている」

G7、G20、国連いずれであっても、国際協力が十分であったとは言い難い (Patrick 2020)。国家間の相互依存は、互いの経済的・技術的な関係に有利になるよう意識的に選択される機能である。しかし果たして、相互依存は本当に常に協力を促すものなのであるか。また、相互依存が完全に対称的であることは稀である (Benner 2019)。

今やこれまで以上に、両国が（競争ではなく）相互協力の道に乗り出し、多国間の枠組みを強化することが求められている。協調的対応は、支えとなる多国間体制なしには不可能である (Pezzini 2020)。

Dr. Saon RAY (サオン・レイ) は、インド国際経済関係研究所 (ICRIER、ニューデリー) のシニアフェローである。産業および通商問題を専門とする経済学者で、グローバル・バリューチェーン、インド産業の技術向上、自由貿易協定と貿易創出効果、技術移転、海外直接投資、企業の効率性と生産性、エネルギーと気候変動関連の問題などに関心が深い。


参考文献

- ▶ **Baldwin, R. (R. ボールドウィン) (2020)**、『The Greater Trade Collapse of 2020: Learnings from the 2008-09 Great Trade Collapse (2020年の貿易大崩壊：2008-09年の貿易大崩壊の教訓)』、Vox-EU.org。リンク：<https://voxeu.org/article/greater-trade-collapse-2020>
- ▶ **Benner, T. (T. ベナー) (2019)**、『What's left of Multilateralism? Putting Six Hypotheses to the Test (多国間主義に残されたものは何か。6つの仮説を検証する)』Global Public Policy Institute (グローバル公共政策研究所) 11月4日。リンク：<https://www.gppi.net/2019/11/04/whats-left-of-multilateralism-putting-six-hypotheses-to-the-test>
- ▶ **Bretton Woods Project (ブレトンウッズ・プロジェクト) (2019)** 「What are the Bretton Woods Institutions? (ブレトンウッズ機関とは何か)」 <https://www.brettonwoodsproject.org/2019/01/art-320747/>
- ▶ **Crabtree, J. (J. クラブツリー) (2020)** 「Asia Must Brace For New Age Of Protectionism (アジアは保護主義の新時代に備えるべき)」、『Nikkei Asian Review (日経アジアン・レビュー)』、4月9日。リンク：<https://asia.nikkei.com/Opinion/Asia-must-brace-for-new-age-of-protectionism>
- ▶ **Diamond, J. (J. ダイヤモンド) (2005)**、『*Guns, germs and steel* (銃・病原菌・鉄 1万3000年にわたる人類史の謎)』、Vintage Books (ヴァンテージ・ブックス)、ロンドン
- ▶ **Evans, D. (D. エヴァンス)、A. M. Acosta (A. M. アコスタ) (2020)**、『The Economic Impact of Covid-19 in Asia and the Pacific: A Round up of the Analysis from the past week (アジア太平洋地域におけるCovid-19の経済的影響：先週の分析の総括)』、Center for Global Development (グローバル開発センター)、2020年4月7日。リンク：<https://www.cgdev.org/blog/economic-impact-covid-19-low-and-middle-income-countries>

3. 多国間主義の活性化：新しい世界秩序？

- ▶ **G20 (2020)**、G20 Leaders' Statement Extraordinary G20 Leaders' Summit Statement on COVID-19 (新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する G20 臨時首脳会議の G20 首脳声明)、<https://economictimes.indiatimes.com/news/international/world-news/unga-adopts-resolution-calling-for-global-solidarity-cooperation-to-fight-covid-19/articleshow/74963975.cms>
- ▶ **Green, M. J. (M. J. グリーン)、B. Gill (B. ギル) (編) (2009)**、『*Asia's New Multilateralism: Cooperation, Competition, and the Search for Community* (アジアの新しい多国間主義：協力、競争、共同体の模索)』。ニューヨーク：Columbia University Press (コロンビア大学出版会)、2009年 ISBN 978-0-231-14442-1; ISBN 978-0-231-14443-8
- ▶ **Krueger, A. (A. クルーガー) (2020)**、「Only Multilateralism can Save Us (多国間主義だけが我々を救う)」、Project Syndicate (プロジェクト・シンジケート)、3月19日。リンク：<https://www.project-syndicate.org/commentary/covid19-only-multilateral-response-can-work-by-anne-krueger-2020-03>
- ▶ **Kwakwa, V. (V. クワクワ) (2017)**、「Multilateralism for an Inclusive World (インクルーシブな世界に向けた多国間主義)」、世界銀行、11月1日。リンク：<https://www.worldbank.org/en/news/opinion/2017/11/01/multilateralism-for-an-inclusive-world>
- ▶ **Lee Hsien Loong (リー・シェンロン) (2019)**、「*Shangri-La Dialogue on the state of US-China relations* (米中関係の状況に関するシャングリラ対話)」、6月1日。リンク：<https://www.straitstimes.com/opinion/why-us-and-china-must-avoid-path-of-conflict-pm-lee>
- ▶ **Mehta, P.B. (P.B. メータ) (2020)**、History after Covid-19: The making of a global new order (Covid-19 後の歴史：グローバルな新秩序の形成)、Open Magazine (オープン・マガジン)。リンク：<https://openthemagazine.com/author/pratap-bhanu-mehta/>
- ▶ **Pezzini, M. (M. ペッツィーニ) (2020)**、「COVID-19 in developing countries: multilateral cooperation is vital (途上国における COVID-19：多国間協力が不可欠)」、『*Ideas for Development*』、4月7日。リンク：<https://ideas4development.org/en/covid-19-developing-countries-vital-multilateral-cooperation/>

- ▶ **Rodrik, D. (D. ロドリック) (2012)**、『*The Globalization Paradox – Democracy and the Future of the World Economy* (グローバリゼーション・パラドクス：世界経済の未来を決める三つの道)』、W. W. Norton & Company (W. W. ノートン&カンパニー)。ISBN-10: 0393341283
- ▶ **Rodrik, D. (D. ロドリック) (2006)**、「Goodbye Washington Consensus, Hello Washington Confusion? A review of the World Bank’s Economic growth in the 1990s: Learning from a decade of reform (さようならワシントン・コンセンサス、こんにちはワシントン・コンフュージョン? 1990年代の世界銀行の経済成長を振り返る。改革の10年から学ぶ)」、『*Journal of Economic Literature*』、XLIV、pp. 973-987
- ▶ **Patrick, S. M. (S. M. パトリック) (2020)**、「The Multilateral System Cannot get its Act Together on COVID-19 (多国間主義はCOVID-19に対処できない)」。ブログ投稿、Council on Foreign Relations (外交問題評議会)、2020年3月26日。リンク：<https://www.cfr.org/blog/multilateral-system-still-cannot-get-its-act-together-covid-19>
- ▶ **Times of India (タイムズ・オブ・インディア) (2020)**、(編) Shared Stakes, But: Covid-19 brings Multilateralism Back on Table (共有された利害、それでもCovid-19は多国間主義をテーブルに連れ戻す)、2020年3月14日。<https://timesofindia.indiatimes.com/blogs/toi-editorials/shared-stakes-but-covid-19-brings-multilateralism-back-on-table/>
- ▶ **Williamson, J. (J. ウィリアムソン) (編) (1990)**、『*Latin American Adjustment: How Much Has It Happened?* (ラテンアメリカの調整：それはどの程度であったか?)』ワシントンD.C.、Institute for International Economics (国際経済研究所)
- ▶ **世界銀行 (2020)**、『*Macroeconomic Policy in the Time of COVID-19: A Primer for Developing Countries* (COVID-19時代のマクロ経済政策：発展途上国のための手引き)』No. 28 2020年3月26日、Norman V. Loayza (ノーマンV. ロアイザ)、Steven Pennings (スティーブ・ペニングス)、世界銀行、2020年
- ▶ **WTO (2020)**、プレスリリース、「Trade Set to Plunge as Covid-19 Pandemic Opens Global Economy (Covid-19のパンデミックが世界経済を揺るがし、貿易が急減)」https://www.wto.org/english/news_e/pres20_e/pr855_e.htm



4

WTO 改革における 中国の役割

Matthias SCHAEFER
(マティアス・シェーファー)

1. 序文 – 現代における グローバル化の意味と現状

現代は、高度に進んだグローバル化が特徴である。コロナ危機によって世界と各国間の経済関係が打撃を受ける前、世界経済の開放度は GDP の 50% 近くと最高レベルに達していた。すなわち、世界の輸出入の合計が世界の GDP の半分を占めていたのである。世界貿易は世界の成長と富の創出の主柱となっており、したがって貿易とサービスの国際的な枠組みを提供するための基盤となる機関である WTO は、世界経済の安定と安全保障にとって極めて重要な意味を持つ。一方で、貿易ルールや通貨の動き、技術動向をめぐる意見の相違の拡大は世界経済の状況を悪化させる恐れがあり、コロナ危機後の経済・社会の回復にはこれとは正反対の姿勢が不可欠である。

2. 貿易とサービスにおける グローバルガバナンスの必要性

開かれた貿易、開かれた市場はそれ自体で存在しているわけではなく、政治制度やガバナンスによって生み出されるものである。機能する資本主義、開かれた市場、私有財産、安定した通貨、私的自治と責任などの原則は、これらを確立し、監督するための公的規制と法の支配を必要とする。一言で言えば、この社会市場経済モデルは WTO に反映されており、「加盟国間の貿易関係を維持するための共通の制度的枠組みを提供しなければならない」とされている。

特に、デジタル化という新時代の到来と貿易関係におけるサービスの重要性の高まりの中で、WTO とその加盟国は、モノに対する関税から離れ、知的所有権や無形商品、デジタルサービスやアプリケーションの重要性を考慮した規制の枠組みの整備に大きな関心を寄せている。

3. 中国の役割

中国は長らく主要な国際機関に加盟してきた。1971年から国連安全保障理事会の常任理事国を務め、1980年から世界銀行とIMFにも加盟している。

長期にわたる困難なプロセスを経て、2001年にはWTO加盟を果たした。加盟後、中国は、中央政府レベルで貿易、投資、知的財産権保護などに関する2,300件の法律、規則、部局規程、地方政府レベルで19万件の政策、規則の見直しおよび改正を行った。

中国の貿易はWTO加盟後に爆発的な伸びを見せている。関税が引き下げられたこともあり、中国のモノの貿易額は2001年の5,164億米ドルから2017年には4兆1,000億米ドルに急増した。2001年までの中国のモノ・サービスの輸入はGDPの20%以下に過ぎなかった。WTO加盟後の3年間でGDPに占めるモノ・サービスの輸入比率は急速に上昇した。

中国の輸出も20世紀以前はGDPの20%以下であったが、1990年の13.6%から1999年には18.16%と緩やかに増加し、その後もWTOに加盟するまでの2年間微増を続けている。モノ・サービスの輸出は2001年のWTO加盟から大幅に増加し、やがて2006年にはGDP比36.035%とピークを迎えた。

1992年の中国の加重平均関税率は32.2%で、世界平均の7.2%を大きく上回っていた。WTO加盟の翌年には中国史上最も急激な関税率の低下が見られ、2002年には7.7%に低下した。ただしそれ以降、2003年から2017年にかけては平均4.8%と、ほぼ横ばいで推移している。その後貿易摩擦が続き、中国は2018年に対米関税を引き上げ始めた。

2019年5月、中国は独自の**WTO改革案**を提出し、(数ある問題の中でも特に)WTO上級委員会委員の任命を阻止しているとして米国を批判した。米国は何年にもわたって、時として越権行為が見られるという懸念から上級委員会に対して異議を唱えてきた。また、同委が一定の期間内の審理終了を義務付けたルールを無視しているとの不満も表明している。

米国はドナルド・トランプ大統領のもとで上級委員会の新委員の任命を阻止することで、同委の活動を制限する動きを強めている。その結果、2019年12月11日に2人の委員の任期が満了し、再任もなかったため、上級委員会の委員は1人だけとなった。WTOの規定では上級委員会の定足数が3人となっているため、現在は委員会として判断を下すことができず、実質的にWTOの紛争解決制度は機能を停止している。

上級委員会の問題は、WTOが抱える根本的な問題にどう対処するかをめぐる、米国に限らず加盟国間でのより広範な意見の相違の一部である。こうした分断は、現在も続く米中貿易緊張と相まって、中国政府が世界貿易の擁護者としての地位を確立し、WTO内での役割を大きくする機会を提供している。WTOによる紛争裁定の中国の遵守状況がまちまちであることを考慮すると、欧州、米国、アジアの他の国々がWTOと上級委員会改革プロセスにおいて建設的な役割を担おうとしない場合、中国政府がこれらの問題への取り組みで果たす役割がWTOの将来を大きく左右することになるであろう。

4. WTO 改革の指針

欧州、米国、アジアの共通の経済的関与の中での WTO 改革という戦略目標は、将来の WTO 加盟国とその関係の指針となるような重要な視点と目標に基づいて策定されるべきである。

1. 世界経済に対するアジアの積極的な貢献を強調する。アジア、特に中国はあまりにも巨大であり、ダイナミックで若く、世界経済の未来にしっかりと組み込まれているため、WTO 内で改革されたグローバルな枠組みの失敗は受け入れられない。こうした観点から、WTO の将来は、デジタル化の時代にアジア経済が果たす積極的な役割、環境と世界の持続可能な富の創造の影響も受けることになるであろう。
2. WTO による介入の効率と効果を考慮したうえで、公平な競争の場を実現する強力で明確な規制とガバナンスの必要性和、グローバル・バリューチェーンと消費者のニーズのバランスを取る。国際貿易と開かれた市場は、効率的なガバナンスと強力かつ健全な管理の対極にあるとは限らない。とは言うものの、官僚的形式主義をやめ、効率的かつ適切な官僚機構を目指すことは、世界貿易の強化だけでなく、国際機関としての WTO の積極的かつ強力な役割の受け入れにもつながる。
3. アジア、特に中国と欧米のガバナンスモデルの違いを説明する。国有企業の役割は非常に特殊な問題であり、様々な経済モデルの核心的な側面を反映しているため、十分に注意して扱わなければならない。米国と欧州では、政府と民間企業の関わり方が異なる。このアプローチの違いは、WTO がこれまで解決策を示したり適切に対処したりすることができなかった、公正性と互惠性に関する重要な問題を提起するものである。WTO 改革においては、これらの相違を考慮しなければならない。
4. WTO 改革の展望の妨げとなる安全保障の側面に留意する。国家が投資判断に介入する傾向はコロナ危機以前からすでに高まっていたため、安全保障上の懸念、グローバル・バリューチェーンの解体から埋め込まれた (embedded) 世界経済のデカップリング戦略に至るアプローチは、現在の WTO 改革に関する議論に影響を与えるであろう。この傾向は、インド太平洋の支配権を確立してアジアの政治的・安全保障上の利益を尊重するような外交政策によってさらに強まっている。そのうえで特に中国に注目すると、すべての投資判断が政治上および安全保障上の動機に基づくとは限らないが、大型投資は中国共産党 (CPC) による政治的支援なしにはあり得ない。

Matthias SCHAEFER (マティアス・シェーファー) は、上海のコンラート・アデナウアー財団中国事務所代表である。前職では、コンラート・アデナウアー財団の経済政策・政治・コンサルティング部門のチームを率い、現在の人口動態の変化、公的予算に占める多額の負債、税制などの社会動向とドイツ経済への影響の分析を手掛けた。

5

世界貿易の動向と インドの対応

Sharmila KANTHA
(シャーミラ・カンタ)

1. はじめに

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1995年に世界貿易機関（WTO）が発足して以来、世界貿易のガバナンス体制は実際面で大きな試練にさらされてきた。現代の多角的貿易体制は、技術の進歩、グローバル化、保護主義的行動、多国間貿易協定、基準の変更などの多様な領域にわたる多面的な変化に加えて、開発の必要性にも対応する必要があるにもかかわらず、その無力さはここ数年の地政学的情勢により悪化している。このことは、2001年に始まったドーハ・ラウンドが目立った成果を上げることなく頓挫し、世界的な貿易機関としてのWTOが機能しなくなったことにも表れている。新型コロナウイルスがもたらした健康被害によって世界の製造業は不振に陥り、各国間の国境は閉ざされ、世界貿易にさらなる打撃となった。

貿易体制に対するこの動向は、第2次以降の国家対応への波及効果とともに、貧困や人間開発、経済力などの課題に取り組んでいる最中の新興国の開発アジェンダを台無しにしている。このような貿易の動向に対するインドの対応は、いくつかの分野にまたがっている。本稿では、最近の世界貿易の動向、インドの貿易の現状、最近の政策、WTO改革への姿勢などを取り上げる。

2. 世界貿易の動向

グローバル化は全体的に激動の時期を迎えている。グローバルな貿易環境に作用する要因には、地政学的、技術的、純経済的なものがある。¹ 2020年第1四半期、各国は新型コロナウイルスのパンデミックによって感染症の拡大を防ぐために工場、企業、輸送、対外活動を封鎖せざるを得なくなり、世界貿易の外部ショックに対する脆弱性が浮き彫りとなった。パンデミックの余波はグローバル・サプライチェーンの変化を加速させる可能性があるが、その方向性や範囲は未知の領域にある。

世界貿易の動きの中には、以前から進行しており予測されていたものもあれば、システムに想定外の衝撃を与えたものもある。

1 S&P Global (S&P グローバル)、Panjiva (パンジバ)、「2020 Outlook: It is about Time – The Future for Global Supply Chains (2020年の展望：そろそろ時が来た - グローバル・サプライチェーンの未来)」、2020年1月27日、<https://www.spglobal.com/en/research-insights/articles/2020-outlook-it-s-about-time-the-future-for-global-supply-chains>、2020年3月28日アクセス

3. ホワイトスワンの動向

ここ数年で強まると予測されていたトレンドとして、i) 技術の進化、ii) 新たな貿易国の出現、iii) 地域貿易協定、iv) 収益増加に伴う賃金の上昇が挙げられる。これらはすべて貿易モデルに大きな影響を与えている。

1. 技術の進化は、製造業だけでなくサービスにも変化をもたらしている。人工知能、3D プリンティング、機械学習、ビッグデータ、その他のしばしばインダストリー 4.0 と総称されるデジタル技術は、製品のカスタマイズを可能にした。これらの技術は、従来の技術に比べて設計、研究開発、マーケティング、メンテナンスなどのサービスもはるかに多く投入する必要がある。

その結果、今日のメーカーは、特定のニッチなニーズに対応できるよう顧客との距離を縮めることを望んでおり、製造業のリショアリングやニアショアリングの傾向が見られる。

2. 中国が世界最大の製造・輸出国として台頭してきたことは、ここ 20 年の貿易における主要な現象の一つである。中国は、WTO 加盟以降、輸出と輸入を含む世界貿易の巨大なシェアを獲得することができた。これにより、グローバル・バリューチェーンはより細分化され、微視的な視点で再構築されることになった。
3. このトレンドは、低付加価値生産から高付加価値生産への移行という伝統的な貿易主導型成長モデルを追求する中国における賃金上昇によってさらに促進されている。中国の製造業の年間平均賃金は着実に上昇を続け、2008 年から 2018 年の間に 3 倍になった²。
4. 地域貿易協定 (RTA) は、現在では好ましい貿易制度となっている。ここ数年、ASEAN とその貿易相手国、北米において、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) や環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) などの RTA が実を結んでいる。これらの協定は、現状では、WTO が重要な問題についてコンセンサスを得ることができない場合の特恵的な世界貿易の代替手段となっている。

2 Statista (スタティスタ)、Average yearly wages in the manufacturing sector in China from 2008 to 2018 (2008 年から 2018 年までの中国の製造業部門の平均年間賃金)、<https://www.statista.com/statistics/743509/china-average-yearly-wages-in-manufacturing/>。2020 年 3 月 28 日アクセス

5. 世界貿易の動向とインドの対応

主要貿易国は、これらのホワイトスワンの変化を踏まえて世界貿易の枠組みを戦略的に再構築することを期待されていたかもしれないが、2016年以降は貿易協議が行き詰っているため、そのような期待は見当違いであったことが証明されている。実際には、ここ2、3年のブラックスワンによる混乱が状況を悪化させている。

4. ブラックスワン・イベント

ブラックスワン・イベントは、地政学的情勢によるグローバル化の後退が特徴である。英国の EU 離脱に関する国民投票（通称ブレクジット）もその一つの展開であり、紆余曲折を経て 1 月に英国が EU を離脱したことでようやく収束した。英国と EU 間の貿易動向や投資協定の性質が明確になっていないため、この離脱がはっきりとした形になるまでにはさらに数カ月かかるであろう。

第二の展開は米国の自由貿易政策からの撤退であり、これは複数の政策発表から窺える。輸入関税が引き上げられ、中国との貿易戦争が勃発し、北米自由貿易協定の再交渉が行われた。また、米国は環太平洋パートナーシップ協定（TPP）からも離脱し、TPP は米国の離脱後、CPTPP へと姿を変えた。

米国の強硬姿勢はさらに強まっている。米中貿易協定は締結されたものの、大西洋横断貿易投資パートナーシップ（TTIP）交渉は棚上げされている。

世界貿易にとって最大の予期せぬ衝撃は、新型コロナウイルスのパンデミックである。これは、生産拠点、国内外の物流、海運業の停止、港の封鎖、貿易の急激な減少をもたらした世界的な健康上の緊急事態である。2020 年 3 月末の本稿執筆時点では、ほとんどの国で新型コロナウイルスの陽性例が確認され、厳重な移動制限措置がとられていた。インドでは、政府が必需品の購入を除きすべての移動を禁止するロックダウンを開始した。鉄道、国内線、国際線、地下鉄、バス、タクシーなどの交通機関はすべて運休となり、市民はエッセンシャルワーカーを除いて外出を自粛するよう勧告された。世界経済の後退が広く予想されている³。

3 IMF プレスリリース、2020 年 3 月 23 日、<https://www.imf.org/en/News/Articles/2020/03/23/pr2098-imf-managing-director-statement-following-a-g20-ministerial-call-on-the-coronavirus-emergency>。2020 年 3 月 27 日アクセス

5. インドの貿易対応

インドの貿易政策は、2011 / 12 年以降の輸出実績の低迷に起因している。世界的に不確実性が高まる中で、インドの輸出は 2011 / 12 年以降、低調に推移している。2019 年 4 月～2020 年 1 月のデータを見ると、前年同期比で輸出は 2% 減となり、輸入は 8% も減少している。その一因は、インドが輸出入ともに大きく依存している原油価格の下落にある。しかし、インドの貿易部門は経済アナリストの懸念事項となっている。

	2014-2015	2015-2016	2016-2017	2017-2018	2018-2019	2019-2020 4月～1月
輸出総額	310.34	262.29	275.85	303.53	330.08	264.91
輸入総額	448.03	381.01	384.36	465.58	514.08	405.33
貿易総額	758.37	643.30	660.21	769.11	844.16	670.24
貿易収支	-137.69	-118.72	-108.50	-162.05	-184.00	-140.42

出典: Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, India (インド商工省商務局)

インド政府は、モノとサービスの輸出にインセンティブを付与する 5 年外国貿易政策 (2015～2020 年) を発表した。この政策は WTO の規定との整合性が完全には取れておらず、新たな政策の概要が発表された。同政策の有効期限は、新型コロナウイルス感染拡大が続く中、1 年延期されている。また、政府は地方を中心に貿易関連のインフラ整備を進めており、電子承認、検査、プロセスなどの貿易円滑化の枠組みを大幅に改善している。

一方、インドは、世界貿易の動向の変化への対応として、過去 3 年にわたって一貫して国内産業を保護するための関税引き上げ措置を講じている。その目的は、政府による「Make in India (メイク・イン・インディア)」プログラムの中での中小企業の救済にある。規格外製品の輸入を減らすために現在講じられているもう一つの措置は、特定の製品に品質基準を設けることである。現在は機械、玩具などが対象となっているが、時間のかかるプロセスである。

政府は自由貿易協定の方針からも距離を置いている。インドは 1998 年にスリランカと初の自由貿易協定 (FTA) を結び、その後も日本や韓国を始めとした多くの国々と投資とサービスを含む FTA を締結している。また、インドは ASEAN との FTA を投資とサービスを含むものに格上げした。しかし、こうした FTA の成果は、FTA を最大限に活用しきれていないインド産業にとってプラスにはならないとの見方が広がっている。そのため、政府は FTA の見直しに幾度か言及しているが、実施には至っていない。⁴

ASEAN 10 カ国とオーストラリア、中国、日本、韓国、インド、ニュージーランドの 6 カ国を含めた東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) への不参加を決定したことは、政府として世界貿易の動向への重要な対応であった。インドは既に ASEAN、日本、韓国と経済連携協定を結んでいる。RCEP の議論ではサービス貿易におけるインドの利益が考慮されず、原産地規則とトリガー価格制度による輸入の急増に対する防御的利益を保護することもできなかったという見解を示した。

政府はまた、国内の製造業を強化し、競争力を向上させるための政策を次々と打ち出している。

ビジネスのしやすさ： デジタルツールおよび手続き関連の問題は、企業の取引コスト削減のための優先課題となっている。2014 年以降、インドは世界銀行の「ビジネス環境の現状 (Doing Business)」ランキングで 142 位から 63 位に順位を上げ、3 年連続で最もビジネス環境の改善が見られた国の一つに選ばれている。

海外直接投資 (FDI) の自由化： インドは、グローバル・バリューチェーンへの参加には FDI がより大きな役割を果たす可能性があることを認識し、FDI への障壁を計画的に排除してきた。製品の 20% を輸出することを条件に単一ブランドを扱う小売業の現地調達基準が緩和され、自動承認ルートにより製造委託への 100% の FDI が認められた。また、石炭・亜炭鉱の開放や海外製造業への大型投資に対する特別なインセンティブの提供などもこの方向への前進である。

金融セクター： 公共部門銀行の統合と資本増強、社債市場の強化、投資ファンドの制度化など、企業の投資資金へのアクセス拡大に向けた取り組みが行われてきた。小規模企業や輸出業者は利子補給制度を利用できる。ただし、この分野にはまだ多くの課題が残されている。

4 Business Standard (ビジネス・スタンダード)、2019 年 12 月 31 日、https://www.business-standard.com/article/economy-policy/commerce-ministry-to-review-existing-free-trade-agreements-piyush-goyal-119123100063_1.html

税制：2017年の物品サービス税の導入は画期的な改革であり、地方の間接税がほぼ撤廃されたため、インドの単一市場化に役立った。2019年7月に発表した政府による最新の予算案では、製造業および輸出への投資を誘致する目的で、製造業への新規投資の直接税率を競合国並みの15%に引き下げている。

物流：政府は最近、様々な運輸部門と規制機関を一つのプラットフォームに集結させることで、輸出を含む物流を強化するため、商工省に特別な支部を設置した。国家的な物流政策も提案されている。インドのGDPに占める物流コストの割合は13～14%と先進諸国に比べて高く、他国より道路輸送に偏っているとも見られている⁵。

部門別の政策：インドは繊維製品や衣料品、電子機器、デジタル技術、食品加工、再生可能エネルギーなどいくつかの分野を特定し、生産能力を向上させるための政策を発表している。例えば繊維産業では、政府が地方税の払い戻しを行っている。電子機器の製造分野では、4月1日に、電子機器製造クラスター、電子部品・半導体の大規模製造および製造に向けた振興策が発表された。

改革政策が進む一方で、インドの製造業は依然として業績不振が続いており、GDP成長率の鈍化は、進化するグローバル・バリューチェーンへの統合を実現するには振興策をさらに充実させる必要があることを示している。新型コロナウイルスによる混乱が生じた後、各国が輸入元の多様化を図る中、インドには輸出主導型の成長に向けて経済環境を改善するチャンスがある。

5 Draft Discussion Document on National Logistics Policy, Ministry of Commerce (Logistics Division) (商務省(物流課)、国家的な物流政策に関する討議資料草案)、2019年2月5日。https://commerce.gov.in/writereaddata/UploadedFile/MOC_636850457336854610_Notification-Draft-05022019.pdf

6. WTO 問題

2013 年のバリ閣僚宣言では、貿易円滑化協定と食糧の公的調達に関する合意に実質的な成果が見られた。食糧の公的調達の問題におけるインドの立場は明確で、開発途上国の貧しい零細農家には政府の支援が必要で、公的備蓄は食糧の安全保障と農民の生活に不可欠であるとしている。

インドにとって重要な問題は農業、すなわち政府による食糧の公的備蓄と、政府が農家を支援するために定めた最低支援価格での食糧調達である。インドは、1986-88 年の数値を基準に価格を計算する WTO の方式に反対を唱え、先進国が自国の農家に支給する補助金が価格を歪めていると主張している。そして、小規模・零細農家を保護するためにこの問題の恒久的な解決を求めてきたが、WTO ではほとんど進展がなかった。

WTO で検討されている問題は、農業補助金と調達、衛生・植物検疫措置、アンチダンピング紛争解決、労働基準、政府調達、環境問題など、多くの分野にわたっている。インドが特に関心を寄せているサービス貿易の交渉は休止状態で、2020 年は会合が予定されていない。6 月に予定されていた第 12 回 WTO 閣僚会議は、新型コロナウイルスの感染拡大により延期された。

近年、WTO 体制には新たな問題が山積している。一部の加盟国が、WTO が提供する対話プラットフォームや解決メカニズムを無視して一方的な保護主義的措置の発動を決定したことや、上級委員会が委員不足で機能不全に陥っていることなどが、WTO 体制への信頼をさらに低下させている。

7. WTO 改革

WTO は、サービス貿易、越境移動、デジタル化のニーズに大きく後れをとっており、改革の必要性は広く認識されている。米国のトランプ大統領は中国の政策が米国の利益を著しく損なってきたと批判しており、関税の賦課も WTO ルールに沿ったものではない。WTO 上級委員会の新委員の任命を阻止しており、その結果、上級委員会は機能停止状態となっている。米国はさらに、WTO 政府調達協定からの離脱も検討している。

こうした諸々の一方的な決定事項が世界貿易体制と衝突して報復措置を招き、他国にも追随を促す結果となっている。突き詰めると、これは中国の非市場的な政府主導の社会主義／統制経済と米国の資本主義イデオロギーの相違のように思われる。どちらも、市場機能の改善に取り組んでいる途中のインドのような混合経済では機能しない。

インドは WTO に対して開発を重視した改革を求めている。インドは、合意に基づく意思決定、無差別、特別かつ異なる待遇の立場を維持し、開発途上国の利益を代表し、開かれた、包摂的で透明性があり、無差別的かつルールに基づいた国際的な多角的貿易体制を支持している。

WTO 改革の議論は、包摂性と公平性の原則に基づいて行われるべきであり、WTO 協定における既存の非対称性を拡大するものであってはならないと述べている。WTO ルールと整合性のない一方的な行動については反対の姿勢をとっている。

WTO における協議の停滞を受けてインドは 2018 年に WTO 非公式閣僚会合の開催に踏み切り、53 の WTO 加盟国が参加した。当時のインドの大臣が議論を総括したが、公式声明は出されなかった。会合では、成果のペース、意見の一致が見られないことに対して失望が表明され、WTO を通じたルールに基づく多角的貿易体制の改善の必要性も強調された。無差別原則、一部の加盟国による WTO の精神に反する一方的な貿易措置と対抗措置などの問題が提起された一方、後発開発途上国 (LDC) に対する特別かつ異なる待遇 (S&DT) の問題については合意に至らなかった。

2019年の世界経済フォーラム年次総会の非公式会合で、インドは、貿易が開発の必須要件であるという認識に基づき、WTOを強化するための開発を重視した改革を呼びかけるコンセプトペーパーを提出した。このコンセプトペーパーでは、既存の非対称性を拡大することなく、包摂性の原則に基づくWTO改革を求めた⁶。大多数の国がこれを支持したが、米国は反対した。

インドは一貫して以下のような立場を取っている。

- ▶ インドは、農業補助金への懸念と関連して、農業協定における不均衡をWTO改革の出発点とすべきであると提案しているが、これは、20年来、貿易を歪曲するような補助金に悩まされてきた開発途上国の要求でもある。また、開発途上国による食糧安全保障のための公的備蓄に関する恒久的な解決策策定の意向についても明らかにするよう求めた。
- ▶ インドは、開発途上国が世界貿易において公平にシェアを獲得し、開発ニーズに対応するためには、S&DTが進むべき道であると確信している。WTOの機関のいかなる改革も、開発途上国の柔軟性および政策余地を奪ってはならないと述べている⁷。
- ▶ 米国がWTO上級委員会委員の任命を阻止したため、インドは懸念を表明し、紛争解決機関の運営を引き受けるためにEUおよび他の12カ国とともにWTO一般理事会に通知を提出した。インドはWTOで7件の紛争に関与しているが、このうち米国を相手取った4件の紛争で申立国となっている⁸。
- ▶ インドは一般理事会会合において、貿易紛争解決におけるWTO各機関の長および事務局の直接的な役割に慎重さを求めるなど、手続上の指針を提起した。インドは開発途上国の権利としてのS&DTの重要性を強調し、経済発展の度合いが異なるため、開発途上国をルールに基づく体制に組み込むには時間と柔軟性が必要であると述べた⁹。

6 D Ravi Kanth (D. ラヴィ・カント)、「India's proposal for WTO reforms supported by a large majority of countries (インドのWTO改革案を大多数の国が支持)」『Mint』、2019年7月26日。
<https://www.livemint.com/news/india/india-s-proposal-for-wto-reforms-supported-by-a-large-majority-of-countries-1564144186373.html>

7 Statement of Commerce and Industry Minister of India at the Informal WTO Ministerial Gathering at Davos (ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会議でのインド商工相の声明)、2020年1月24日。
https://www.pmindiaun.gov.in/pdf/CIMStatementatDavosconverted_27jan.pdf

8 Issues at WTO (WTOの問題)、Press Information Bureau (インド政府報道情報局)、2019年1月7日。
<https://pib.gov.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=187276>

9 Statement by India at the WTO General Council Meeting (WTO一般理事会会合におけるインドの声明)、2020年3月3日
<https://www.pmindiaun.gov.in/pageinfo/MjJwNg>

8. まとめ

世界貿易は岐路に立たされており、新型コロナウイルスのパンデミックは国家の枠を超えて地球規模の問題に取り組む必要性を浮き彫りにした。迫り来る貿易の大混乱は、開発途上国の開発パラダイムの再構築につながり、大きな課題と新たな成長の道を提示するであろう。しかし、新型コロナウイルスという破壊的な力の変化を地球規模で戦略的かつ体系的に管理することは、すべての国と世界貿易の秩序正しい迅速かつ持続的な発展に不可欠である。世界は多国間主義に基づく解決策を見い出さねばならず、WTO は、対話と効果的な成果を生み出すための有望なプラットフォームとして国際社会によって再生させる必要がある。

インドは先ごろ、国境を越えたパンデミックへの協調的対応を協議するため近隣諸国の首脳によるテレビ会議の開催という革新的なイニシアチブをとり、南アジア地域協力連合（SAARC）の会合で、地域のウイルス対策に 1,000 万米ドルを拠出することを約束した。2020 年 3 月 26 日に開催された新型コロナウイルスに関する G20 の議論にも参加している。

インドは世界の成長を牽引し、世界貿易の要となる高い潜在能力を持つ新興国であり、自らを多国間貿易の統治機関のキープレーヤーの役割を果たすことが可能である。インドはグローバルパワーを目指しているが、この目標は、台頭する貿易に関するグローバルコモンズの一翼の担うのに十分なレベルに国内経済が強化されて初めて達成できる。

このシナリオでは、グローバル市場における比較優位性を向上させるために、競争力をかなり高いレベルに引き上げなければならない。これは、小規模企業の工場での企業の枠を超えたビジネス環境全体の改善に効果をあらわすであろう。世界貿易の動向に効果的に対処するため、市場を強化し事業を促進するための改革プロセスを今後、も急ピッチで進める必要がある。

Sharmila KANTHA (シャームラ・カンタ) は、インドを代表する産業団体であるインド産業連盟 (CII) の主席コンサルタントを務め、産業政策およびインドの国際的な経済活動を含む経済問題に幅広く取り組んでいる。



自由貿易を追求する シンガポール

Lurong CHEN
(ルロング・チェン)

1. 背景

シンガポールは、国際貿易と海上輸送を行う上での地理的優位性を除けば、天然資源もほとんど持たない小さな都市国家であり、その成長と繁栄にはルールに基づく自由貿易体制に基づく開放的で競争力のある経済が決定的な役割を果たしている。世界貿易機関（WTO）の原加盟国であり、その発足以来、国際貿易と投資の自由化を積極的に推進してきた。

シンガポールは世界経済の要であり、貿易および投資の分野でも東南アジア諸国連合（ASEAN）地域の事実上の中心地となっている（Chen and Intal 2017）。貿易総額の3分の1近くをASEANとの貿易が占め、部品・コンポーネントの貿易では¹、地域全体の輸出の半分近く、輸入の3分の1以上を占めている。地域最大の海外直接投資（FDI）受入国でもあり、2012年から2016年までの間に、地域全体のFDI受入額の約44%を吸い上げている。² これらの対内直接投資フローの大部分は、EUと米国が投資元となっている³。一方で、シンガポールの投資の多くはASEANに配分されてきた。インドネシアは地域最大の市場であり、恐らく外国投資の最終目的国であるが、FDIの60%近くがシンガポールあるいは同国を経由して流入しており、シンガポールが地域金融の中心地として機能していることが浮き彫りになっている（表1）。

-
- 1 ASEANと東アジアでは様々な産業で生産分業が進んでおり、特に機械や輸送機器の分野では重層的な垂直型の生産や流通が特徴的である。そのため、ASEANの地域貿易、特に機械貿易においては、部品・コンポーネントの越境取引が他のどの地域よりもはるかに大きなシェアを占めており、
 - 2 その額は近年増加する傾向にある（Chen and Intal 2017）。
 - 3 ASEANへのEUからのFDIの5分の4、米国からのFDIの4分の3がシンガポールに集中している。

表 1：地域の貿易・投資におけるシンガポール

	地域輸出総額 に占める割合 (%)	地域総輸入額 に占める割合 (%)	地域の FDI に 占める割合 (%)	国の FDI 総額に占める シンガポールからの FDI の割合 (%)
ブルネイ	0.0	0.1	0.3	1.9
カンボジア	0.1	0.2	1.1	5.1
インドネシア	3.5	8.7	10.6	58.2
ラオス	0.0	0.2	0.5	0.2
マレーシア	19.8	18.9	7.2	17.7
ミャンマー	0.0	0.4	1.4	41.5
フィリピン	8.6	6.8	3.5	2.8
シンガポール	47.6	36.8	44.0	
タイ	14.0	15.6	6.2	0.5
ベトナム	6.3	12.3	6.8	11.6

出典：著者 UN Comtrade Database (貿易統計データベース) および ASEAN 事務局の生データ

シンガポールが社会的・経済的發展を維持する上で、同国が自由貿易を追求し続けてきた結果としての開放性の高い市場経済が重要な役割を果たしていることは明らかである。シンガポールは長年にわたって世界で最も自由化され、最もグローバル化された経済国と位置づけられている (Chen and De Lombaerde 2019)。モノ・サービスの貿易総額は GDP の 3 倍近くにもものぼる。

2. 自由貿易の 推進役としてのシンガポール

シンガポールは多角的貿易協議に積極的に参加しており、東南アジアの中でもいち早く新たな貿易協定に加わっている。例えば、シンガポールは、1996年に貿易円滑化に関する多国間ルールの設定をWTOに上程したコロラド・グループ⁴の一員であり、それ以来、関連する交渉の進展を推し進めてきた。シンガポールは、ASEAN加盟国の中で初めて貿易円滑化協定(TFA)を批准し(TFA締結から6カ月後の2015年1月8日)、2017年2月22日にTFAが正式に発効した時点で区分Aに規定された義務を完全に履行した。⁵シンガポールは、ASEAN唯一の政府調達協定(GPA)締約国であり、サービス貿易一般協定(GATS)のウルグアイ・ラウンド交渉において合意された範囲を超えて、基本電気通信サービスと金融サービスを自由化することに合意している。

地域的に見ると、シンガポールは1967年⁶にバンコクで採択されたASEAN設立宣言の原署名国5カ国の一つであり、2008年にASEAN憲章、2015年にASEAN経済共同体ブループリント(AEC)を最初に批准した国でもある。ASEAN統合が実現すれば自国のグローバルな競争力と国際的な影響力を強める機会がより広く深くなるという認識から、シンガポールは地域統合、特に経済面での統合の推進に主導的な役割を果たしてきたが、その動機をLim(リム)(2017)は以下のようにまとめている。

4 コロラド・グループに参加したWTO加盟国は、シンガポールのほか、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、欧州経済共同体(EEC、後のEC)、香港、ハンガリー、日本、韓国、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、スイス、米国であった。

5 TFAは1996年にシンガポールで開催されたWTO閣僚会議で始まり、2017年にWTO加盟国164カ国の3分の2の受諾を得て発効した。出典：tfadatabase.org

6 ASEANは主に政治的実体として設立されたが、シンガポール政府は、ASEAN加盟国であることを自国の安全保障、政治的地位、経済発展、競争力を高めるための手段と捉えている(Lim 2017)。

1. 近隣諸国とのより緊密な関係を通じて地域の政治的安定を確保し、それによってシンガポールの存続と安全保障を確実なものにする。
2. 「*Leverag[ing] on ASEAN to build an external wing for its economy (ASEANを活用した経済の外翼の構築)*」(Lim 2017:p.209)、
3. 地域の集散地としての地位を維持し、東南アジアにおける多国籍企業の拠点としての役割を強化する。

シンガポールは、ASEAN 非加盟国との二国間または多国間 FTA を積極的に推進し、2019 年未までにそのような協定を 24 件締結している (表 2)。これは、シンガポールの開放性を高め、他地域の貿易相手との結びつきを強めただけでなく、他の ASEAN 経済が世界市場への規制緩和を進めるきっかけとなった。この点で、地域統合や FTA におけるシンガポールの行動は、グローバル化と多角的貿易体制の推進に向けた自らの努力を補完するものと見なすべきであろう。

表 2：ASEAN 非加盟国とシンガポールの FTA

貿易協定	発効
中国・シンガポール二国間自由貿易協定 (CSFTA)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2009 年 1 月 1 日 ▶ 2011 年 10 月 25 日 (改正) ▶ 2019 年 10 月 16 日 (議定書のアップグレード)
欧州連合・シンガポール自由貿易協定 (EUSFTA)	▶ 2019 年 11 月 21 日 ⁷
インド・シンガポール包括的経済協力協定 (CECA)	▶ 2005 年 8 月 1 日
日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA)	▶ 2002 年 11 月 30 日
韓国・シンガポール自由貿易協定 (KSFTA)	▶ 2006 年 3 月 2 日
ニュージーランド・シンガポール経済緊密化連携協定 (ANZSCEP)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2001 年 1 月 1 日 ▶ 2020 年 1 月 1 日 (議定書のアップグレード)
パナマ・シンガポール自由貿易協定 (PSFTA)	▶ 2006 年 7 月 24 日

7 EU 離脱 (ブレグジット) 移行期間中 (2020 年 2 月 1 日～ 2020 年 12 月 31 日)、英国は事実上 EU 加盟国として扱われ、EU の国際協定の当事者であり続ける。

貿易協定	発効
ペルー・シンガポール自由貿易協定 (PeSFTA)	▶ 2009年8月1日
シンガポール・オーストラリア自由貿易協定 (SAFTA)	▶ 2003年7月28日 ▶ 2017年12月1日(改正)
シンガポール・コスタリカ自由貿易協定 (SCRFTA)	▶ 2013年7月1日
シンガポール・ヨルダン自由貿易協定 (SJFTA)	▶ 2005年8月22日
スリランカ・シンガポール自由貿易協定 (SLSFTA)	▶ 2018年5月1日
トルコ・シンガポール自由貿易協定 (TRSFTA)	▶ 2017年10月1日
米国・シンガポール自由貿易協定 (USSFTA)	▶ 2004年1月1日
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域 (AANZFTA)	▶ 2010年1月1日
ASEAN・中国自由貿易地域 (ACFTA)	▶ 2005年7月20日(モノの貿易) ▶ 2007年7月1日(サービス貿易) ▶ 2010年2月15日(投資) ▶ 2016年7月1日(議定書のアップグレード) ▶ 2019年8月15日(議定書のアップグレード)
ASEAN・香港・中国自由貿易地域 (AHKFTA)	▶ 2019年6月11日(ベトナム) ▶ 2019年6月17日(ラオス)
ASEAN・インド自由貿易地域 (AIFTA)	▶ 2010年1月1日
日本・ASEAN 包括的経済連携協定 (AJCEP)	▶ 2009年1月1日
ASEAN・韓国自由貿易地域 (AKFTA)	▶ 2007年6月1日(モノの貿易、タイを除く) ▶ 2009年10月1日(モノの貿易、タイを含む) ▶ 2009年5月1日(サービス貿易) ▶ 2009年9月1日(投資)

6. 自由貿易を追求するシンガポール

貿易協定	発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)	<ul style="list-style-type: none">▶ 2018年12月30日 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア)▶ 2019年1月14日 (ベトナム)
欧州貿易自由連合 (EFTA) ・シンガポール自由貿易協定 (ESFTA)	<ul style="list-style-type: none">▶ 2003年1月1日
湾岸協力会議 (GCC) ・シンガポール自由貿易協定 (GSFTA)	<ul style="list-style-type: none">▶ 2013年9月1日
環太平洋戦略的経済連携協定 (TPSEP)	<ul style="list-style-type: none">▶ 2006年5月1日 (ニュージーランド、シンガポール)▶ 2006年11月8日 (チリ)▶ 2009年7月29日 (ブルネイ)

出典：著者 <https://www.enterprisesg.gov.sg> の生データ

3. WTO 2.0 を推進する シンガポール

世界経済が不透明な情勢と保護主義の台頭に直面する中、シンガポールは貿易摩擦による緊張の高まりを背景に、多角的貿易体制の改革（すなわち、WTO の紛争解決制度や上級委員会の改革）を支援し、グローバルルールの策定／改訂（すなわち、デジタル貿易や電子商取引）を模索することで、WTO の機能強化に向け確固たる立場を明確にしている。

2020 年 1 月、シンガポールは有志の WTO 加盟国・地域から成るグループに加わり、⁸ WTO の紛争解決制度維持のための暫定的な解決策を共同で検討することに合意した。7 人の委員で構成される WTO の上級委員会は、国際貿易紛争の裁定を行うために設立され、WTO の重要な機能と考えられてきた。しかし、米国が委員の任期終了に伴う後任の任命を妨害し始めた 2001 年から、上級委員会は過重な負担がかかった状態で運営されていた。上級委員会が正常に機能するためには最低 3 人の委員が必要であるが、2019 年末には残る委員が 1 人だけとなったため、機能停止に陥っている。米国が最終的に上級委員会の排除を意図していることを考えると、シンガポールとその他 16 の WTO 加盟国・地域の行動は、これに対する対抗措置のための決断と見るべきであろう。

特筆すべきは、シンガポールが米国と深く健全な関係を築いていることである。米国が一方的な措置を講じることを容認しており、米中貿易摩擦についても中立の姿勢を保っている。⁹ しかし、米国と WTO の間に深刻な亀裂が生じ、米国が多国籍主義に異議を唱える行動をとると、WTO の機能を継続させることを外交政策の最優先事項とし、WTO を擁護する立場を明確にした。

近年の多角的貿易体制に対するシンガポールの非常に注目すべき貢献のひとつは、デジタル貿易と電子商取引に関するルールをめぐる WTO の協議を積極的に推進する姿勢からもたらされている。

8 暫定制度の創設に合意した 17 の WTO 加盟国・地域は、オーストラリア、ブラジル、カナダ、中国、チリ、コロンビア、コスタリカ、EU、グアテマラ、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、シンガポール、スイス、ウルグアイである。

9 様々な機会を通し、シンガポールは、原則として当事者相互に利益をもたらす国際協力を支持し、世界経済に影響を及ぼす可能性のある一方的な措置や貿易戦争に反対するという立場を表明している。

シンガポールは、情報通信技術（ICT）関連製品の関税撤廃を定めた情報技術協定（ITA）¹⁰に参加している。2017年、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議において、シンガポール、オーストラリア、日本は、それ以外の68のWTO加盟国・地域の支持を得て電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI）の立ち上げを主導した。2019年1月には、49のWTO加盟国・地域が「WTO電子商取引に関する共同声明」に署名し、電子商取引の貿易関連の側面についての交渉を開始する意向を表明した（WTO 2019）。2020年1月に第2次共同声明が発表された時点で6回の交渉が終了しており、賛同する有志国・地域は83に増えている（オーストラリア、日本、シンガポール 2020）。

2020年のダボス会議後、シンガポールのイスワラン情報通信相兼貿易産業相が三国共同メディアリリースで述べたように、「シンガポールは、日本やオーストラリアと共に電子商取引に関する交渉を進めることに全力を注いでおり、（中略）他のJSI参加国・地域と協力して、デジタル経済の可能性を開花させるための将来を見据えた環境を整備している」（オーストラリア、日本、シンガポール 2020：2）

同時に、シンガポールはASEANの電子商取引に関するルールの策定もけん引している。2018年の電子商取引に関するASEAN協定は、地域における電子商取引の法的インフラ構築の進捗状況を監督するASEANの調整機関である、ASEAN電子商取引調整委員会（ACCEC）の議長国シンガポール¹¹の下で署名された。2019年5月、シンガポールの貿易産業大臣は、チリおよびニュージーランドのカウンターパートと共に、デジタル貿易を支援・促進するためのベストプラクティスを目指すデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）に向けた交渉の開始を発表した。この協定はその後間もなく2020年1月に締結された。

ASEAN電子商取引協定やDEPAがどこまでデジタル貿易を効果的に促進できるかについては意見が分かれるところであるが、本稿ではそのような議論に立ち入らない。しかし、ここで注目すべき点は、シンガポールがこれらの協定の発起、交渉、締結において目覚ましい役割を果たしていることである。これらは、シンガポールがWTOで推進しようとしていること、すなわちデジタルトランスフォーメーションのニーズに対応するための多国間ルールの現代化と一致している。これは、シンガポールが貿易関連の電子商取引問題に関するWTOの交渉を進める方向性と方法も予感させる。¹²

10 WTO協定の中では、GATSと知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）が電子商取引に最も関連性が高いと考えられる。ICT製品は電子商取引を可能にするハードウェアであるため、ITAにも関係する。

11 条文はフィリピンがACCECの議長国であった時に起草されたものである。

12 例えば、DEPAは、電子商取引に関するWTO交渉の補完を目的とし、APECやOECDなどの他の国際的枠組みで行われている関連作業をベースにしていると言われている（出典：www.nfat.govt.nz）。

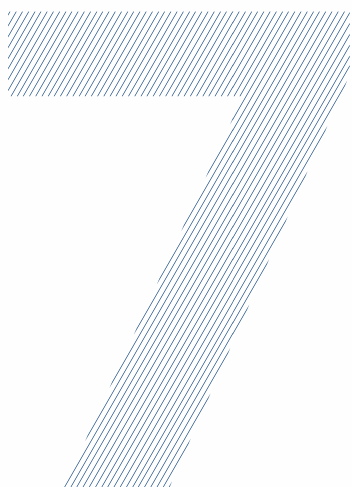
4. おわりに

一般的に、貿易依存度の高い小規模開放経済国であるシンガポールは、多角的貿易体制の機能を支えるための明確な戦略的ビジョンを持ち、そのアプローチは現実的、多層的かつ将来を見据えたものであることが示されている。シンガポールの長期的な発展と繁栄は、自由貿易と投資の上に築き上げられるべきであり、その中で無差別原則に立脚しルールに基づいて運営される WTO は、汎く効率的なセーフガードメカニズムを提供することができる。

Dr. Lurong CHEN (ルロング・チェン) はインドネシアの東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) のシニアエコノミストであり、デジタル経済に関する ERIA プロジェクトを主導している。現在の研究では、ICT 技術の採用、地域統合、グローバル・バリューチェーン参加の推進によるアジアの成長促進、開発格差の解消に重点を置いている。

参考文献

- ▶ **Australia, Japan and Singapore (オーストラリア、日本、シンガポール) (2020)**、「Australia, Japan and Singapore welcome good progress in WTO electronic commerce negotiations (オーストラリア、日本、シンガポールはWTOでの電子商取引に係る交渉を歓迎)」、www.mti.gov.sg/Newsroom/Press-Releases/2020/01/Australia-Japan-and-Singapore-welcome-good-progress-in-WTO-electronic-commerce-negotiations で閲覧可能
- ▶ **Chen, L. and P. De Lombaerde (L. チェン、P. ド・ロンベルデ) (2019)**、「ASEAN between Globalization and Regionalization (ASEAN：グローバル化と地域化の狭間で)」、『Asia Pacific Business Review (アジア・パシフィック・ビジネスレビュー)』、vol. 25(5)：729-750.
- ▶ **Chen, L. and P. Intal (L. チェン、P. インタル) (2017)**、「ASEAN Foreign Trade, Investment, and Integration in Comparative Perspective (比較的地域からのASEANの対外貿易、投資、統合)」、P. Intal and L. Chen (P. インタル、L. チェン) (編)、『ASEAN and Member States: Transformation and Integration (ASEANと加盟国：変容と統合)』、ジャカルタ：ERIA
- ▶ **Lim, H. (H. リム) (2017)**、「Singapore (シンガポール)」、P. Intal and L. Chen (P. インタル、L. チェン) (編)、『ASEAN and Member States: Transformation and Integration (ASEANと加盟国：変容と統合)』、ジャカルタ：ERIA
- ▶ **WTO (2019)** 電子取引に関する共同声明、WTO ドキュメント WT/L/1056。
ジュネーブ：WTO



台湾のWTO 加盟

－ 戦略、利益、展望

Kristy HSU (徐遵慈)

要旨

台湾は12年におよぶ加盟交渉を経て、2002年1月にWTOの144番目のメンバーとなった。国際社会における独特な難しい政治的立場により、WTOは台湾が正式加盟する最も重要な国際政府機関となっている。輸出依存型経済である台湾は、WTO加盟によって大半の輸出先で最恵国待遇を受けられるようになった。WTO加盟はまた、台湾の二国間貿易協定の締結、中国との貿易関係の制度化、貿易関連の国際機関との連携にも大きな政治的影響を及ぼした。WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）交渉と、情報技術協定（ITA）品目拡大や新サービス貿易協定（TiSA）などの複数国間交渉に積極的に参加しており、どちらも台湾の貿易拡大に重要な役割を果たしている。台湾は、円滑に機能し、信頼性のあるWTOおよび多国間主義を支持している。一方で、世界貿易体制には大きな欠点があり、大幅な改革が必要であるとの認識を一部のWTO加盟国と共有し、改革に関する課題に対処するための合理的かつ段階的なアプローチを支持している。現在、単独、あるいは他のWTO加盟国と共同で、特に紛争解決手続の改善、透明性、デジタル経済などの新たな課題に焦点を当てたいくつかの提案を行っている。台湾代表団は、2018年9月に開催された第4回貿易政策検討（TPR）会合で、今後の多角的貿易交渉ラウンドでは「途上国」としての権利を放棄し、特別かつ異なる待遇を求めないことを表明した。WTOメンバーとして最初にこのような表明を行った台湾の決断に触発され、韓国も2019年半ばに途上国地位の放棄を決めている。これがグローバルな影響をもたらし、世界貿易体制の「歪み」に関する一部の問題への対処に役立つ可能性はある。

キーワード：世界貿易機関（WTO）、最恵国（MFN）、ドーハ開発アジェンダ（DDA）、紛争解決、情報技術協定（ITA）、一つの中国政策

1. はじめに

台湾は 12 年におよぶ加盟交渉を経て、2002 年 1 月に WTO の 144 番目のメンバーとなった。台湾の正式名称は中華民国 (ROC) であるが、WTO では「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域 (SCTTPKM)」またはチャイニーズ・タイペイと呼ばれている。

台湾の WTO 加盟は特殊なケースである。加盟以来 18 年間、世界貿易体制の一員として大きな恩恵を受けており、WTO で開始された多角的貿易交渉や複数国間貿易交渉にも参加している。台湾はまた、WTO の下での法的地位に基づき、海峡兩岸経済協力枠組協定 (ECFA) とそのフォローアップ協定を含む 9 件の自由貿易協定 (FTA) を締結し、実行している。

WTO の一員であることは台湾に経済統合への参加や WTO 加盟国との貿易関係を促進する絶好のチャンスをもたらすが、一方で中国による政治的干渉やボイコットといった困難な政治問題に直面しており、その対処も必要である。さらに、中台間の貿易関係はほとんどの場合 WTO ルールと慣行に従っているが、双方の政治的思惑によって時折紛争が発生し、経済交流と WTO の信頼性を損なってきた。

加盟後、台湾は WTO 公約を忠実に履行するとともに、積極的にドーハ開発アジェンダ (DDA) の多角的貿易交渉に参加し、政府調達協定、情報技術協定 (ITA) ・ 拡大 ITA を含むいくつかの複数国間協定にも参加している。実効性および信頼性のある世界貿易体制を支持し、他の WTO 加盟国とともに、体制を停滞させるのではなく、向上させることを目指して WTO 改革問題に関する一連の提案を行っている。

本稿は五部構成となっており、この導入部に続き、第二部では台湾の加盟手続を振り返り、WTO における「一つの中国」原則の干渉を含め、台湾の GATT/WTO 加盟申請に関する問題について論じる。第三部では、WTO における台湾について論じ、公約の実行、参加戦略、WTO 改革問題に対する姿勢を紹介する。その後、第四部では台湾の自由貿易協定 (FTA) の模索と経済統合への参加について検討する。そして、第五部で結論を述べる。WTO における台湾の正式名称は「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域」で、「チャイニーズ・タイペイ」と呼ばれることもあるが、本稿では特に断りのない限り、または GATT/WTO 文書を引用する場合を除き、原則として「台湾」と呼ぶ。

2. WTO 加盟への道のりと 政治的意味合い

台湾は1970年代から輸出拡大政策を国家経済発展計画の柱とし、1970年代から1980年代にかけて輸入代替政策の恩恵を受けて労働集約型産業を発展させ、徐々に輸出志向の軽工業を確立してきた。しかし、この間に貿易依存度が高まったことにより、1980年代から1990年代にかけては特に世界で台頭する保護貿易主義の影響を受けやすくなった。

例えば、1990年、最大の輸出先である米国への輸出額は343億5,700万米ドルと総輸出額の28.18%を占めた。2000年に対米輸出額は599億4,000万米ドルに増加したが、総輸出額に占めるシェアは23.47%とわずかに減少している。この間、台湾は巨額の対米貿易黒字を計上し続けた。1990年に217億4,600万米ドルだった黒字額は2000年には348億1,800万米ドルに拡大し、米国の貿易赤字上位10カ国に入った。

対米貿易不均衡の拡大は、長年にわたり台湾を苦境に陥れてきた。1980年代後半から、台湾は頻繁に米国の1974年通商法第301条に基づく調査対象となってきた。台湾は交渉を行い、米国からの自動車や農産物など輸入品のみに関内市場を開放することで一方的な貿易制裁を回避した。¹ 台湾はまた、しばしば米国、EC（欧州共同体）、その他の主要輸入国・地域による反ダンピング調査および措置の対象となってきた。そのため、この期間における台湾政府の貿易政策の優先事項は二つのみであった。第一に、主要市場で台湾の輸出品が平等かつ安定した貿易待遇（最恵国関税）を受けられるよう貿易環境を整備すること、第二に、主要貿易相手国による貿易救済措置の妥当な利用を含め、二国間貿易上の懸念や紛争を処理する公正かつルールに基づくメカニズムの模索あるいは構築である。

台湾は1990年1月1日にGATT加盟を申請した。これに対し、GATT理事会は1992年10月、この申請を審議するための作業部会の設置に最終合意した。これ以降、GATTとWTOは12年におよぶ交渉プロセスを経て、ついに台湾の世界貿易体制への加盟を承認したのである。

1 米国だけに市場アクセスを認めたことは、後のGATT/WTO加盟交渉の際にEU、日本、韓国から厳しい批判を浴びた。

1.1 台湾が GATT/WTO 加盟を目指した背景

1980年代半ば、台湾政府は前述のような貿易政策における優先事項を理由に GATT 加盟の準備を開始した。政府内部での集中的な協議、費用便益分析を経たうえで、1986年に中国が GATT 加盟を申請したことおよびその政治的影響を考慮した結果²、「GATT 締約国としての地位回復」ではなく、新たに GATT 締約国として申請することを決定した。³ 1990年1月1日、当時の陳履安経済部長が台湾政府を代表してジュネーブの GATT 事務局に申請書を提出した。陳部長は申請書で、台湾が将来の付託条項で「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域（チャイニーズ・タイペイ）」という名称で個別の関税地域としての加盟を目指すことを明記した。⁴

しかし、台湾政府の内部文書（中国語）によると、GATT 事務局は中国の圧力を受けて、申請書を受理しても何の措置も取らず、却下もしなかった。その後、米国と EC が事務局と主要締約国間の調整に協力してあたるようになった。GATT 総会は最終的に、理事会の全会一致により、台湾の申請を理事会の議題とすることで合意した。⁵ 1992年9月29日、理事会は台湾の申請を審議するための作業部会を設置することを承認した。11月6日、第1回作業部会が開催され、55の締約国とオブザーバーが参加して台湾の申請について検討・コメントを行った。1995年12月、チャイニーズ・タイペイの1947年関税貿易一般協定加盟に関する作業部会は、WTO 加盟作業部会に移行した。⁶

2 中国が1986年7月に GATT 加盟を申請した際、同国の申請は「一つの中国」原則に基づき「GATT の締約国としての地位の回復を求める」ものであった。中華人民共和国の通知 L/6017 を参照、GATT、1986年7月14日。 <https://docs.wto.org/gattdocs/q/GG/L6199/6017.PDF>、2020年3月20日最終閲覧

3 中華民国が国連安全保障理事会の常任理事国であった1945年、政府は国際貿易機関（ITO）設立準備会議に代表団を派遣し、1946年には GATT の23の原締約国の一つとなった。1948年5月に GATT の締約国となったが、1949年に政府が中国本土から台湾に移転した後、1950年5月には脱退している。1965年3月以降はオブザーバーとして GATT の活動に参加していたが、1971年10月の台湾の国連脱退を機にオブザーバー資格を剥奪された。台湾の GATT/WTO 申請の背景と注意事項と題した中国語の文書を参照（我國申請加入 GATT/WTO 歴史紀要）、台湾經濟部国際貿易局、http://wto.trade.gov.tw/cwto/Pages/Detail.aspx?nodeID=354&pid=312950&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0、2020年3月20日最終閲覧

4 同上、C/M/259 参照、1992年10月27日。

5 前掲注3。

6 WT/ACC/TPKM/1、1995年12月7日参照。

1992年9月から2001年7月にかけて11回の作業部会が開かれた。1998年3月、作業部会はWTO事務局に作業部会報告草案の作成を命じたが、これは加盟交渉が参加国間の合意に達したことを意味する。この報告草案には、台湾が加盟後に実施することに同意した具体的な公約が記載されることになっていた。⁷

しかし、いくつかの技術的な問題や「二つの中国」の加盟をめぐる複雑な関係がWTOで解決されるまでには、その後4年近くを要した。2001年9月、第11回作業部会の閉会にあたり、当時のWTO事務局長マイク・ムーアは、チャイニーズ・タイペイとの12年間に及ぶ交渉の末、作業部会が成功裏に終了したことを歓迎し、「チャイニーズ・タイペイの加盟により、WTOは普遍的な国際機関への新たな一步を踏み出した」と称賛した。⁸ その後、加盟文書は2001年11月11日にカタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で正式に採択された。採択された加盟文書には、チャイニーズ・タイペイ加盟作業部会の報告書、加盟条件を含む加盟議定書、モノ・サービス市場参入に関するチャイニーズ・タイペイの公約スケジュールが含まれている。⁹ 台湾は2002年1月1日、WTOの144番目のメンバーとなった。

加盟対象には台湾本島、澎湖群島、金門島、馬祖島が含まれる。台湾は、1995年にWTOが発足して以降、GATT第33条の下で個別関税地域として承認された唯一のWTOメンバーである。¹⁰

7 WT/ACC/SPEC/TPKM/21 1998年3月3日

8 Press/244、WTOプレスリリース、2001年9月18日。

9 原則として、加盟文書についてはWTO公式サイトに掲載されている加盟議定書を参照のこと。 https://www.wto.org/english/thewto_e/acc_e/completeacc_e.htm#tpkm

10 香港は英国のスポンサーシップにより第26条第5項に基づいて個別関税地域としてGATTに加盟したが、台湾は中国のスポンサーシップではなく、第33条に基づいて個別関税地域として新たに加盟した。Hsieh, Pasha L. (謝笠天) (2005)、「Facing China: Taiwan's Status as a Separate Customs Territory in the World Trade Organization (中国と対峙する：世界貿易機関(WTO)における台湾の個別関税地域としての地位)」、39(6):『Journal of World Trade (ジャーナル・オブ・ワールド・トレード)』、2005年を参照。

1.2 WTO における「一つの中国」原則の問題

チャイナ・ファクターは、台湾の国際社会への参加を数十年にわたって制限してきた。国際法の観点から見ると、台湾が GATT/WTO に加盟できた理由は二つある。第一に、GATT と WTO は国連システムの一部ではない。¹¹ 第二に、主権国家だけでなく、個別関税地域も加盟することができる。しかし、1992 年に GATT が台湾の申請の付託事項を承認した際には、GATT 理事会と締約国の全会一致により、世界には一つの中国のみが存在することを認識し、台湾は「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域」という地位と名称で、中国とは別個の申請手続きを行うことが明記されていた。何よりも、採択された台湾と中国の加盟文書に示されているように、台湾の申請は、すべての締約国の「一つの中国」原則の現状に異議を唱えたり変更したりするものではないと明記されている。¹²

長きにわたった台湾の加盟プロセスの中で、台湾の加盟申請は、別個の手続きであるにもかかわらず、常に中国の加盟申請と結びついていた。一般理事会、加盟作業部会、GATT/WTO 事務局が台湾の加盟交渉を検討し、承認する際には「一つの中国」政策あるいは「チャイナ・ファクター」が深く影響した。加盟後も、WTO における「チャイナ・ファクター」と「一つの中国」原則が台湾に影響を及ぼすことがある。

中国は、1986 年 7 月 10 日に GATT 加盟申請を行った。中国の要求は、中華人民共和国が唯一の中国であるという主張との整合性を保つため、新規加盟ではなく、「GATT 締約国としての地位の回復」¹³ であった。中国の加盟交渉は、1989 年 6 月に中国共産党が北京の天安門広場で学生による民主化デモを武力弾圧するまで順調に進んでいたが、この事件の後、中国への抗議としてジュネーブでの交渉は中断された。¹⁴ さらに、経済的な観点から見ると、1990 年代初頭にはすでに経済大国かつ世界最大の輸出国であった中国が、その巨大な市場を譲許の提案を通じてどのように外国の競争相手に開放していくのかは、締約国に大きな影響を与えられたと考えられた。交渉は続いたものの、特に市場アクセス、サービス、知的財産権などの問題は時間がかかった。

11 第 26 回国際連合総会 2758 号決議は、「中華人民共和国のすべての権利を回復し、その政府の代表を国際連合における中国の唯一の正当な代表として承認し、蒋介石の代表を国際連合およびそれに関連するすべての組織において不法に占めている場所から直ちに追放する」としている。国連総会決議、第 26 回本会議、U.N. Doc. A/8429 (1971) を参照。

12 C/M/259、1992 年 10 月 27 日。

13 中華人民共和国による通知、L/6017、GATT、1986 年 7 月 14 日。

14 Joseph Fewsmith (ジョセフ・フューズミス)、「China and the WTO: The Politics Behind the Agreement (中国と WTO: 協定の背景にある政治)」、the National Bureau of Asian Research (全米アジア研究所)、1999 年 11 月。 https://www.iatp.org/sites/default/files/China_and_the_WTO_The_Politics_Behind_the_Agre.htm

2000年12月、WTOは交渉にこの突破口が開けたと発表した。¹⁵ 2001年9月17日、マイク・ムーア WTO 事務局長は中国の加盟交渉が妥結したと発表し、「中国の加盟により、WTOは真の国際組織になるための大きな一歩を踏み出すことになる。ルールに基づく体制がほぼ全世界で受け入れられたことは、グローバルな経済協力を支える上で極めて重要な役割を果たすことになる」と述べた。¹⁶ 加盟文書は、台湾の申請の採択日の前日にあたる日2001年11月10日に開催された第4回WTO閣僚会議で採択された。中国は、2001年12月11日にWTOの143番目のメンバーとなったが、申請書の提出から加盟文書の採択までに15年の歳月を要した（1986年～2001年）。¹⁷ 中国は米国との二国間協定を含む44の国・地域と市場アクセスに関する二国間協定を締結したが、これは米中関係の大きな分岐点となった。¹⁸

中国の加盟は台湾に直接的な影響を与えた。作業部会の議事録には、「すべての締約国・地域が、1971年10月25日の国連総会決議2758号で示された、一つの中国のみが存在するという見解を認めた。¹⁹ 多くの締約国・地域が、個別関税地域であるチャイニーズ・タイペイは、中華人民共和国よりも先にGATTに加盟すべきではないという中華人民共和国の見解に同意した」と記されている。²⁰

15 中国作業部会公式会合、2000 WTO NEWS ITEMS、2000年12月8日。https://www.wto.org/english/news_e/news00_e/wpchina_chairmannot_e.htm。

16 Press/243、WTO プレスリリース、2001年9月17日。https://www.wto.org/english/news_e/pres01_e/pr243_e.htm。

17 Elizabeth Economy (エリザベス・エコノミー)、Michael Oksenberg (マイケル・オクセンバーグ) (編)、『China Joins the World: Progress and Prospects (中国が世界の仲間入り：進歩と展望)』、ニューヨーク：Council on Foreign Relations (外交問題評議会)、1999年。

18 米国の研究者 Nicolas Lardy (ニコラス・ラーディ) によれば、WTO加盟前の中国はある点で世界経済に緩やかに組み込まれていた。中国がWTO加盟時に公約した経済開放は広範囲に及んでいる。世界経済により深く組み込まれることで、中国はより積極的に世界経済に参加する可能性がある。Lardy (ラーディ)、「Issues in China's WTO Accession (中国のWTO加盟の諸問題)」、2001年5月9日参照。当時の米国では、WTO協定が中国の改革に弾みをつけ、政治的には米中関係を安定させるとの見方が一般的であった。

19 前掲注11、12。

20 議事録には、「一部の締約国・地域はこの見解を共有していなかった」とも記されていた。加盟順序に同意しなかった締約国・地域にはEUが含まれていたことが知られている。

加盟順序問題（「台湾は中国の前に GATT に加盟すべきではない」）は後に、国際社会または中国が特定の国際機関や貿易協定に参加する際に「二つの中国」について議論する場合にしばしば「WTO モデル」と呼ばれた。「WTO モデル」は、1991 年に「三つの中国」（中国、台湾、香港）が同時にアジア太平洋経済協力（APEC）に加盟した「APEC モデル」とは異なる。²¹ 中国と台湾の順序付けの問題は、国際機関における「二つの中国」の加盟順序に関してしばしば発生する。台湾は、特定の国際機関における台湾のメンバーシップへのいかなる関連付けにも強く反対している。一方、中国は常に WTO での経験に言及し、「二つの中国」の国際参加に際しては「中国が先、台湾は後」という「WTO モデル」を主張している。最新の事例として、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）に、台湾は中国より先に加盟すべきでないとする中国の主張が挙げられる。

GATT/WTO は、一つの中国のみが存在すること、中国と台湾の加盟を順序付けることには同意したが、GATT 一般理事会が台湾加盟の付託条項を採択した際に、台湾を経済的自治権を有する個別関税地域と認めたことに留意する必要がある。内部文書によると、台湾は GATT 第 33 条に基づき GATT 加盟を申請した。この提案は後に一般理事会で合意され、採択され、台湾の付託事項に記載された。²² GATT 第 33 条は、「... 又は対外通商関係の処理について完全な自治権を有する個別の関税地域のために行動する政府は、その政府自身のため、又は当該関税地域のためにこの協定に加入することができる ...」と定めている。²³ 中国の強い反対にもかかわらず、一般理事会は台湾の申請の法的根拠として第 26 条ではなく第 33 条を明記することで、台湾を中国から独立した個別の関税地域であり、独自の経済的自治権を有するものと認めた。

21 APEC は 1989 年に設立された。台湾は 1991 年にチャイニーズ・タイペイの名称で APEC に加盟し、同時に中国と香港も加盟した。このモデルは、中国と台湾が国際機関に加わった最初の事例となった。APEC には現在 21 の国と地域が加盟する。台湾は APEC に正式加盟しているが、台湾で閣僚会議や首脳会議が開催されることはなく、他の加盟国からは大臣や副大臣が会議に出席するのに対し、台湾から出席できるのは外交部の局長レベルのみである。

22 前掲注 12。GATT が「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域（以下「チャイニーズ・タイペイ」）が第 33 条に基づく一般協定に加盟するための申請を検討し、理事会に勧告を提出する」と記されている。

23 第 33 条は、「この協定の当事国でない国の政府又は対外通商関係及びこの協定で定めるその他の事項の処理について完全な自治権を有する個別の関税地域のために行動する政府は、その政府自身のため、又は当該関税地域のために、その政府と締約国間との間で合意される条件によりこの協定に加入することができる。この条の規定に基く締約国団の決定は、締約国の三分の二の多数により行われる」と定めている。

「二つの中国」が 2001 年 12 月と 2002 年 1 月にそれぞれ WTO に加盟した後も、中国は国際貿易体制における台湾の地位を低下させるため、特に中台関係が最悪であった時期には政治的な干渉を続けた。²⁴ 陳水扁（2000 年～2008 年）と蔡英文（2016 年～）の二人の総統による民主進歩党（民進党）政権時代、中国は台湾に対する強硬姿勢を強め、このことがしばしば WTO で政治的紛争を招いた。馬英九政権時代（2008 年～2016 年）は、基本的に WTO の義務と慣行を遵守しつつ台湾との問題に対処していた。

1.3 中台間の GATT/WTO 不適用

台湾は 1980 年代以降、中国との「三通」を禁止する政策をとっていた。²⁵ 「三通」の禁止とは、中国との通商、通航、通郵を行わないことを指していた。台湾地区大陸地区人民関係条例（通常は兩岸人民関係条例と呼ばれる）によると、当局の許可がない限り、中国の船舶、民間航空機、その他の輸送手段は、台湾地区の制限水域、禁止水域、台北飛行情報区の管理空域に立ち入ることはできない。²⁶ 直接貿易がないため、中国との貿易はすべて第三国又は港を経由しなければならず、1990 年代から 2000 年代初頭には香港を経由していた。また、中国人は許可を受けない限り台湾を訪問することができなかった。

24 例えば、台湾の在ジュネーブ WTO 代表部は「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域常設代表部」である。2003 年 2 月、WTO 事務局長スパチャイ・パニチャバックは、台湾の現在の代表部の名称は「主権を含意する」との中国の異議申し立てを受け、名称を「経済貿易事務所」に変更するよう要請した。台湾がこの提案を拒否したため、WTO 事務局は要覧（「ブルーブック」と呼ばれることが多い）の印刷と更新を行わないことを決定した。「Taiwan-China Fight Delays Update of WTO Directory（台湾と中国の争い WTO 要覧の更新を遅らせる）」、『Taiwan Headlines（台湾ヘッドラインズ）』、2004 年 6 月 3 日。<[http:// th.gio.gov.tw/list.cfm?class=Wto#](http://th.gio.gov.tw/list.cfm?class=Wto#)> で閲覧可能。

25 国民党政権は 1949 年に中国大陸から台湾に撤退して以来、不接触、不談判、不妥協の「三不政策」を採用してきた。その後、台湾人の訪中を認めるなど、两岸交流の制限を徐々に解除してきた。1980 年代後半、政府は中国との間接貿易を解禁し、大陸政策に「三通」という表現を残した。

26 台湾地区大陸地区人民関係条例第 29 条を参照。

台湾の加盟交渉の際、台湾も中国も GATT 第 13 条を発動して、将来的に GATT/WTO の下で中台間で不適用を要求してはいないことに留意する必要がある。²⁷ WTO 法の観点からは、双方の決定の結果、台湾は WTO 関連のすべての法的関係において中国に対して最恵国待遇を適用する義務を負うべきであり、その逆もまた然りである。しかし台湾は、中台関係の複雑な性質と国家安全保障上の懸念を考慮して、中国からの輸入と投資に対して一定の制限措置を維持している。主な制限措置としては、台湾への中国製品の輸入を承認する品目別審査制度や、中国の投資を承認するセクター別・プロジェクト別のネガティブリスト方式や審査制度が挙げられる。中国を対象とするこれらの措置は、台湾が他の WTO 加盟国に与える一般的な待遇とは異なり、中国にのみ適用されるものである。したがって、これらの措置は WTO の下で台湾が負う義務と整合性がないと考えられ、時折、中国から「中国に対する差別」であるとの申し立てが行われている。²⁸

これまでのところ、中国はこの不遵守に対して WTO の紛争解決機関に正式な申し立てを行っていない。中国が WTO に訴えることに消極的な理由は、やはり「一つの中国」原則にある。中国は常に台湾は中国の一部であると主張している。したがって、台湾に苦情を申し立てることは、WTO における台湾と中国の関係が加盟国と加盟国の関係であるという政治的な意味合いを帯びる可能性がある。これは、中国が WTO との関係においても中台関係を内政問題と捉え、WTO において中台関係が「国際化」することを極力避けるであろうことを示唆している。

2008 年、馬政権は海峡兩岸貿易協定の交渉準備を進める一方、貿易を解禁し、兩岸の「三通」を可能にすると発表した。その後、台湾と中国は WTO 加盟時からあるべき兩岸経済交流の段階的な「正常化」を目指し、二国間貿易協定の交渉を進めた。政府の計画では、対中制限措置は交渉の進展に伴って段階的に撤廃されることになっていた。しかし、貿易交渉が順調に進まなかったことから、馬総統の計画は延期された。その結果、中国を対象とする制限措置の一部は現在も実施されている。したがって中台関係の現状は、WTO 法が完全に適用されておらず、WTO の下で台湾が負う義務も完全には遵守されてもいない。

27 第 13 条は、「いずれかの加盟国が加盟国となった時に、いずれかの当該加盟国又はその他の加盟国がこれらの加盟国の間におけるこの協定並びに附属書一及び附属書二の多角的貿易協定の適用に同意しなかった場合、これらの協定は、これらの加盟国の間においては適用されない」と定めている。

28 台湾は 1986 年から中国からの輸入品の貿易管理規制を採用しており、工業製品にはネガティブリスト、農産品にはポジティブリストを適用していた。この規制は台湾の WTO 加盟後に改正されたが、撤廃はされていない。經濟部国際貿易局によると、台湾は 2020 年 3 月現在、中国からの輸入関税分類品目の 80.40% を許可しているが、依然として最大 2,378 の輸入関税分類品目の禁止を維持している。台湾經濟部国際貿易局、https://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=744&pid=405450&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0、最終閲覧日：2020 年 3 月 15 日。

3. WTO における台湾： 公約の実行、参加戦略、 WTO 改革に対する姿勢

3.1 WTO 公約の実行

台湾は採択された加盟文書の譲許の中で、約 4,500 の関税分類品目²⁹の最恵国関税率を大幅に引き下げ、国内サービス市場を自由化し、外国直接投資（FDI）制度を改革することを約束している。

また、台湾は加盟後に民間航空機貿易に関する複数国間協定に参加し、政府調達協定（GPA）への加盟を目指すことに合意した。2009年7月には GPA に加盟し、以来、国内政府調達市場を他の GPA 加盟国に開放してきた³⁰。

台湾は世界上位 20 カ国に入る貿易大国であり、2006年、2010年、2014年、2018年に実施された 4 回の WTO 貿易政策検討会合に参加している。2018年8月に開催された第 4 回検討会合では、「比較的強いファンダメンタルズと十分に発達した開放型経済がマクロ金融の安定性を維持し、輸出主導経済のレジリエンスを確保している」と称賛され、「イノベーションや労働に関連していささか懸念はあるものの、チャイニーズ・タイペイは世界で最も競争力のある経済体のひとつとしての地位を維持している」と評価された。³¹ 検討期間（2014年～2018年）中に、台湾の単純平均実行最恵国関税率は 2013年の 7.8% から 2018年には 7.2% にさらに引き下げられた。農産物の最恵国関税率は 17.8%、非農産品の最恵国関税率は 5.1% となっている。このうち無関税分類品目は 29.3% であり、これは台湾の全関税分類品目の約 3 割が無関税であることを意味する。

29 2001年の台湾の工業製品と農産物の名目関税率の単純平均はそれぞれ 6.03% と 20.02% であった。これらの税率は、チャイニーズ・タイペイの WTO 加盟日にそれぞれ 5.78% と 14.01% に引き下げられることになった。2002年以降、一部の製品の税率はさらに引き下げられる予定である。最終的な平均税率は工業製品で 4.15%、農産物で 12.86% となり、合計の引き下げ率はそれぞれ 31.2%、35.6% となっている。

30 台湾は 2009年7月15日に GPA に加盟した。

31 WT/TPR/S/377、WTO 事務局による貿易政策検討報告書、2018年7月18日参照。

加盟公約の実行という点で、台湾の全体的なパフォーマンスは WTO 加盟国から高く評価されている。しかし、過去の貿易政策検討会合では、多くの非関税措置 (NTM) が問題視された。頻繁に疑問が投げかけられる問題の一つは、農産物および食品の輸入に関する現行の規制や慣行に関連する。例えば、米国や他の WTO 加盟国から、農業の最大残留基準値 (MRL) の設定に時間がかかり、承認された MRL の数が少ないために外国企業の台湾市場の開拓を妨げたという申し立てを繰り返し受けてきた。また、衛生・植物検疫 (SPS) 対策の一部に、コーデックス規格などの国際規格と整合性が取れていないものや科学的根拠に基づいていないものがあるという懸念も表明されている。³²

台湾は WTO の下で義務を履行するだけでなく、後発開発途上国 (LDC) の加盟国に特惠プログラムを提供することで、メンバーとして積極的な役割を果たし、WTO 機能の強化に貢献しようとしている。また、2002 年の WTO 加盟以来、様々な WTO 信託基金に資金を拠出しており、その額は 2020 年 1 月の時点で 200 万スイスフランを超えている。³³

3.2 DDA およびその他の複数国間交渉への参加戦略

台湾はドーハ開発アジェンダ (DDA) の多角的貿易交渉に参加している。台湾の工業部門は競争力があるが、農業部門は比較的脆弱なため、関税および非関税措置 (NTM) によって国際競争から保護されている。そのため、DDA 交渉の際、NAMA (非農産品市場アクセス) に対しては積極的な交渉アプローチを取る一方、農業部門に対してはより防御的な交渉アプローチを取るなど、混合交渉戦略を採用している。

DDA 交渉の進展が遅いことに失望した台湾は、WTO の複数国間協定や交渉に積極的に参加することを選択し、2016 年に WTO 貿易円滑化協定 (TFA)、2017 年には情報技術協定 (ITA) 拡大協定を批准した。いずれの協定も台湾の貿易拡大に貢献していると評価されている。現在は、サービス貿易協定 (TiSA) と環境物品協定 (EGA) の複数国間交渉にも積極的に参加している。

32 MRL 問題は米国から常に申し立てを受けており、非関税障壁 (NTB) と呼ばれることが多い。WTO 事務局による 2018 年貿易政策検討会合報告書および米国通商代表部の 2017 年外国貿易障壁報告書。<https://ustr.gov/sites/default/files/files/reports/2017/NTE/2017%20NTE.pdf> を参照。

33 「Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu gives TWD 4.5 million for LDCs at Ministerial Conference (閣僚会議で台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域が LDC 諸国に 450 万台湾ドルを拠出)」、PRESS/848 : TECHNICAL ASSISTANCE (技術支援)、2020 年 1 月 22 日。https://www.wto.org/english/news_e/pr848_e.htm。

台湾は WTO 加盟前の 1996 年に APEC の参加エコノミーとして ICT 製品の関税を引き下げることと約束した。³⁴ ITA は台湾の ICT 製品の発展と輸出に大きく貢献してきた。台湾は、2013 年から 2015 年にかけて年間平均約 900 億米ドルの ICT 製品を輸出したと推定され、関税引き下げによる純利益は 8 億 2,000 万米ドルに達すると推定されている。³⁵

その後、台湾は 2015 年 12 月に締結された拡大 ITA (ITA II) に参加した。新協定で、台湾は 200 品目を超えるハイテク製品の輸入関税の撤廃することを約束している。³⁶ 拡大 ITA の下で 2021 年までにこれらの製品の関税の完全撤廃を約束している。

台湾は、自国が正式に加盟する最も重要な国際政府機関であるため、WTO を支持している。WTO メンバーとしての 18 年の歩みの中で、台湾に大きな利益をもたらした WTO の最も重要な機能は、多角的貿易交渉機能、ルール形成能力、紛争解決制度であると考えている。

台湾政府は、WTO の法と実務に貢献し改善するため、その機能強化や台湾の貿易上の懸念事項に対処するための提案を行うことで、貿易交渉に積極的に参加しようと努めている。例えば、2003 年に「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」(紛争解決了解または DSU) の改善に関する交渉中に提案を行った。³⁷ 台湾は、第三国がパネルおよび上級委員会レベルでの紛争当事国の意見書を閲覧しやすくすることで、現行の紛争解決手続きの透明性を向上させることを提案した。また、紛争手続への第三国介入の促進も提案した。³⁸

34 1996 年に開催された APEC 首脳会議で、首脳らは参加エコノミー間で幅広い IT 製品の関税を撤廃することを目的とした ITA への支持を表明した。台湾は APEC の参加エコノミーとして共同の取り組みに参加した。

35 台湾經濟部国際貿易局による推定 (2016 年)。国際貿易動向 2016-2017、11 月を参照。 <https://www.trade.gov.tw/english/Pages/List.aspx?nodeID=83>。

36 拡大 ITA の詳細についてはブリーフィングノートを参照：拡大情報技術協定 (拡大 ITA)、2015 年 12 月 16 日。 https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/ita_briefing_notes161215_e.pdf。

37 DSU は、WTO における紛争解決の手続きを規定する WTO 協定の附属書二である。

38 DSU 第 10 条は、「パネルに付託された問題について実質的な利害関係を有し、かつ、その旨を紛争解決機関に通報した加盟国 (この了解において「第三国」という) は、パネルにおいて意見を述べ及びパネルに対し意見書を提出する機会を有する。意見書は、紛争当事国にも送付され、及び小委員会の報告に反映される」と定めている。台湾の提案については WTO ドキュメント TN/DS/W/36 (2003 年 1 月 22 日) を参照。

2005 年、台湾は地域貿易協定 (RTA) の問題に関する提案を行った。既存の署名国または締約国の総意と交渉結果に基づいて、関心を持つ WTO 加盟国が協定に参加できるようにするための加盟条項を盛り込んだ新たなメカニズムを RTA に設けることを提案している。³⁹

これらの提案は、台湾およびその他の WTO 加盟国の関心事を反映したものである。例えば、WTO 加盟国は、紛争解決手続の透明性を向上させることにより、第三国の権利をより有効に活用して紛争解決手続において情報を収集、対応し、自国の貿易利益を保護することができる。RTA や FTA に加盟条項を設けるという提案は、既存の署名国や締約国が決めた条件に合意した他の WTO 加盟国への RTA や FTA の拡大を促すことになる。これはまた、特に台湾の場合に、FTA が拡大する中で WTO 加盟国が排除されたり「疎外」されたりすることを防ぐことにもなる。RTA に関する提案はすべての WTO 加盟国の支持を得ることはできなかったが、後年になって新たに署名された RTA では、本文に加盟条項を含むものが増えてきているようである。例えば、CPTPP と RCEP にはいずれもこのような加盟条項が盛り込まれている。この新しい傾向は、台湾の提案が自国の貿易利益だけでなく、他の多くの WTO 加盟国の利益にも資するものであることを証明している。

WTO は、第二の重要な機能として、諸協定の締結および改正、あるいは新たな貿易問題をめぐる議論に際してルール形成機能を果たしている。台湾は、WTO 加盟前に決定された貿易ルールにただ従うのではなく、WTO の一員として重要なルール形成のプロセスにアクセスし、参加することができる。例えば、電子商取引は、多くの加盟国にビジネスチャンスをもたらすであろう WTO の新たな分野である。台湾、そして米国、日本、EU、中国など 77 の加盟国・地域は、この電子商取引の貿易関連の交渉を開始するよう WTO に求める共同声明を発出した。

39 WTO ドキュメント TN/RL/W/182 (2005 年 6 月 9 日) を参照。

最後に、WTO の紛争解決機能は、加盟国が台湾に対して WTO ルールに反するような貿易措置を講じた場合に、WTO の下で台湾がその権利を守るための公正な手続きを提供する。国際機関への参加が難しい台湾の立場を考えると、この機能は、台湾の訴えを管轄できる唯一の「国際貿易裁判所」であるため、特に重要である。2002 年以降、台湾は申立国として 7 件の紛争解決案件に参加している。そのうち 4 件は協議を経て次の段階に進み、台湾に有利な内容のパネル報告書や上級委員会報告書が発行されている。⁴⁰ これらの案件の多くは、特定の IT 製品に対する EU の貿易措置に異議を唱えた紛争のような関税待遇や、インドの反ダンピング措置と関連手続きの使用に関する 3 件の紛争のような貿易救済に関するものである。現在のところ、台湾はまだどの紛争においても被申立国となったことはない。また、124 件で第三国・地域の権利を留保している。⁴¹

3.3 WTO 改革に対する支持と姿勢

台湾は、実効性と信頼性のある世界貿易体制を支持し、他の WTO 加盟国とともに、世界体制を強化することを目指して WTO 改革問題に関する一連の提案を行っている。

貿易に大きく依存する台湾は、WTO の実効性と信頼性を回復して機能を強化するためには、WTO 改革に関する特定の課題が極めて重要であると考えている。WTO 改革をめぐる議論の中で、不公正な貿易慣行に対処するための WTO ルールの改訂を支持し、透明性の向上に向けた米国、日本、EU による共同提案（罰則を含む）を共同で支持するなど、いくつかの重要な問題について立場を表明し、提案を行ってきた。

40 7 件の案件の内訳は、対カナダ (DS482)、対 EU (DS377)、対インドネシア (DS490)、対米国 (DS274) が各 1 件、対インド (DS318、DS498、DS588) が 3 件である。

41 台湾は、EU による ITA 製品の関税引き上げ、カナダによる鉄鋼の反ダンピング措置、インドネシアによる鉄鋼のセーフガード措置など、いくつかの紛争に勝利している。加盟国別の紛争については、WTO 公式サイト https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_by_country_e.htm を参照。2020 年 3 月 15 日最終閲覧

2018年9月に実施された第4回貿易政策検討会合では、台湾代表団の団長である王美花経済部次長が、WTOと自由貿易に対する強力かつ全面的な支持を改めて表明した。王次長は開会発言で、「自由で開かれた経済の下、我々の繁栄は、開かれた包括的な多角的貿易体制が十分に機能するかどうかにかかっている。WTOが世界貿易体制の大黒柱であり続けることは我々にとって極めて重要である」と述べるとともに、WTOを活性化するため、台湾は「紛争解決制度が適切に機能し続けるようにする必要がある。我々はまた、協定に基づく加盟国による義務の履行をWTOがより効果的に監視することを求める呼びかけを支持する」とし、「我々はすべてのWTO加盟国と協力して必要な改革を推進し、WTOの機能強化に向けて具体的な貢献を行う用意がある」と述べた。⁴²

王次長の発言は、WTO改革問題に対する台湾政府の姿勢を反映している。開かれた包括的な貿易を促進し、円滑に機能するWTOは台湾の核心的利益である。台湾は特に、紛争解決手続の機能をWTO加盟国に義務を守らせるための「実効力」であり、WTOに欠かせない要素であると考えている。⁴³

さらに、王次長は貿易政策検討会合閉幕日の閉会発言で、台湾政府は「今後のWTO交渉ラウンドでは途上国メンバーに与えられる特別かつ異なる待遇を主張しない」と表明した。⁴⁴ 王次長による発表は、米国のドナルド・トランプ大統領が、豊かな開発途上国に途上国地位を放棄するよう求めていることへの直接的な対応である。2017年の台湾の1人当たりの名目域内総生産(GDP)は2万5,000米ドルに迫り、多くの開発途上国のそれをはるかに上回っている。台湾経済部によると、台湾はこれまでの交渉で特別かつ異なる待遇の供与を求めたことはほとんどなく、途上国地位を放棄しても経済に実質的な影響はない。⁴⁵

42 台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域代表の開会発言、RD/TPR/981、2018年9月12日。

43 WTOの紛争解決制度には報復機能がある。被申立国が敗訴した場合、パネル報告書または上級委員会報告書の勧告に従わなければならない。勧告に従うことが現実的でないことが判明し、満足のいく賠償が合意されない場合、申立国は紛争解決機関に報復（「譲許またはその他の義務の停止」）の許可を求めることができる。DSUの技術的説明を参照。https://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/ursum_e.htm#Understanding

44 WTOには途上国と先進国にあたる定義がなく、加盟国が各々の地位を自己申告することになっており、台湾はWTO加盟交渉の際に途上国として自己申告した。台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域代表の開会発言、RD/TPR/983、2018年9月14日を参照。

45 「Taiwan quits 'developing economy' status in WTO with eye on China (台湾、WTOで「途上国」優遇 中国との差訴え)」、『Nikkei Asian Review(日経アジアレビュー)』、2018年10月17日。<https://asia.nikkei.com/Politics/Taiwan-quits-developing-economy-status-in-WTO-with-eye-on-China>

途上国メンバーとしての権利を放棄すると発表したのは、WTO の途上国メンバーとしては台湾が初めてで、開発途上国および後発開発途上国メンバーに付与される権利と潜在的な利益を明示的に放棄したことを意味する。台湾政府の決定はまた、より大きく国際貿易に貢献する用意があることを示すものである。

この発表はすぐに米国から称賛された。⁴⁶ 2019 年 10 月には韓国もこれに追随し、今後の貿易交渉で特別かつ異なる待遇を利用する権利を放棄すると発表した。⁴⁷ 自国の権利を抑制する台湾と韓国の決定は国際社会に影響を与える可能性が高いが、世界第 2 位の経済大国であり、最大の途上国である中国への圧力が強まるかどうかについては、今後の動向を見守る必要がある。中国の途上国地位は、過去 2 年間の米中関係の中で最もデリケートな問題の一つとなっている。⁴⁸

台湾は、現在の WTO には欠点があり、加盟国の期待に応えるには大幅な改革が必要であるとの意見を一部の WTO 加盟国と共有し、今日の新しい国際環境から生じる課題に的確に対処・対応するためにも WTO の改革が必要であるとの見解を示している。ただし台湾は、段階的かつ現実的に懸念事項に対処するアプローチを支持している。

例えば、台湾は WTO の紛争解決手続を頻繁に利用しているわけではないが、世界貿易体制において円滑に機能する紛争解決メカニズムは、自国の権利が損なわれないようにするという点で核心的利益である。現在、紛争解決制度を未曾有の危機に陥れている上級委員会の欠員をめぐる論争に関しては、他の WTO 加盟国とともに、制度の運営を維持するため委員を直ちに選出して欠員を補充することを支持している。⁴⁹

46 米国のデニス・シア WTO 大使は、地位変更に関する台湾の決断を歓迎し、貿易機関の他のメンバーから「同様の動きが出てくることを期待している」と述べた。「Taiwan quits 'developing economy' status in WTO with eye on China (台湾、WTO で「途上国」優遇放棄 中国との差訴え)」、『日経アジアレビュー』、2018 年 10 月 17 日を参照。 <https://asia.nikkei.com/Politics/Taiwan-quits-developing-economy-status-in-WTO-with-eye-on-China>

47 「South Korea abandons developing country status in win for Donald Trump, putting pressure on China to do likewise (韓国、ドナルド・トランプの意向を受け途上国地位を放棄、中国に追随するよう圧力)」、『South China Morning Post (サウスチャイナ・モーニングポスト)』、2019 年 10 月 25 日を参照。 <https://www.scmp.com/news/asia/east-asia/article/3034505/south-korea-abandons-developing-nation-status-win-donald-trump>。

48 ドナルド・トランプ米大統領は、中国は世界第 2 位の経済大国でありながら WTO では途上国として扱われているため、「特に米国に対してとてつもない特権や利益」を得ているとたびたび訴えてきた。トランプ氏はこの状況を「不公平」とし、WTO に行動を起こすよう繰り返し呼びかけている。

49 上級委員会は 7 人の委員で構成される常設機関で、WTO 加盟国が提起した紛争に関してパネルが発行した報告書の上诉を審理する。7 人の委員は紛争解決機関によって任命され、任期は 4 年である。現在の委員は、米国が新委員の指名に同意しないために中国出身の 1 人のみとなっており、その任期も 2020 年 11 月 30 日に終了する。「Taiwan's Foreign Trade Status and Policies (台湾の国際貿易の現状と政策)」、台湾經濟部国際貿易局、2019 年 7 月 18 日を参照。

4. FTA の模索と 経済統合への参加

4.1 台湾の FTA 戦略とその進捗

2001 年 12 月に始まったドーハ開発アジェンダ (DDA) の多角的貿易交渉の進展が遅いことから、WTO 加盟国は貿易相手国との二国間貿易協定や地域貿易協定 (RTA) を模索している。WTO の統計によると、2001 年に DDA 交渉を開始した際に施行された RTA の総数は 100 件であったが、関税や非関税障壁を撤廃してビジネスチャンスを創出するために特惠貿易協定を進める動きが高まっていることを反映し、⁵⁰ 2020 年 1 月時点でその数は 301 件に増加している。

WTO はすべての二国間貿易協定および RTA の土台である。2002 年に台湾が WTO に加盟し、国際貿易社会の関心が高まる中、民進党政権は WTO のメンバーシップを二国間 FTA を進めるための法的地位とする FTA 戦略を発表した。この戦略は、米国、日本、東南アジアの一部の国々を対象としていた。その後、民進党政権は FTA を模索し始めたが、好感触は得られなかった。例えば、台湾政府は 2003 年にシンガポールに高官を派遣し、同国政府と二国間 FTA の協議を試みたものの、台湾の名称について両政府が合意に至らなかったため、協議は進展しなかった。陳政権は「台湾」の名称で協定に署名したいと考えていたがシンガポールは「APEC モデル」従いチャイニーズ・タイペイを使用することを主張したと報じられたが、確認はされていない。また、フィリピンの貿易相は、同国の「一つの中国」政策に反するとして、台湾との貿易協定交渉の申し出を拒否したと報じられた。

50 WTO の RTA データベースを参照。 <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

最初の FTA の相手国としてシンガポールに狙いを定めたのは、同国が非常に積極的な FTA 戦略をとっており中国との関係が緊密であるため、シンガポール政府の助けを借りて中国政府との「意思疎通」が図れるとの考えからである。しかし、シンガポールは「一つの中国」政策を理由に辞退した。これらの国々との FTA を求めて失敗したため、台湾政府は次にラテンアメリカ諸国との外交関係に目を向けた。陳水扁総統が在任していた 8 年の間に、政府はパナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ホンジュラスと二国間 FTA を締結した。⁵¹ これらの国々はすべて当時台湾と外交関係を結んでいた。⁵²

2008 年 5 月、国民党の馬英九総統が就任し、8 年に及んだ民進党政権（2000 年～2008 年）に終止符が打たれた。馬英九総統は就任演説で中国との二国間貿易協定を進める構想を発表し、数カ月間に及ぶ交渉の末、2010 年 6 月、台湾と中国は、1949 年の分断以降、中台間で署名された初の二国間協定である海峽兩岸經濟協力枠組協定（ECFA）に署名した。ECFA は台湾にチャンスをもたらした。その後、台湾の FTA 交渉は大きく前進し、2013 年にニュージーランド（ANZTEC）と、2014 年にシンガポール（ASTEP）とそれぞれ經濟協力協定（ECA）を締結し、署名した。⁵³

この 2 つの協定にはいくつかの特徴がある。第一に、2000 年代初頭に台湾が外交関係のあるラテンアメリカ諸国と FTA を締結した際には中華民国の名称を使用した。この二つの新しい協定では WTO での法的地位と名称、すなわち「台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域」、略称チャイニーズ・タイペイを使用した。第二に、二つの協定には外交関係のある国々との間で使用される FTA ではなく、經濟協力協定（ECA）という名称が用いられている。⁵⁴

51 パナマ、グアテマラ、ニカラグアとの FTA はそれぞれ 2004 年、2006 年、2008 年に発効した。エルサルバドルとの FTA は 2007 年 5 月にエルサルバドルとの間で最初に調印され、2008 年 7 月にホンジュラスとの間に拡大された。

52 パナマは 2017 年、エルサルバドルは 2018 年にそれぞれ台湾との国交を断絶した。

53 これらの協定の正式名称は、「台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域とニュージーランドとの經濟協力協定（ANZTEC）」および「シンガポールと台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域に関する經濟パートナーシップ協定（ASTEP）」である。

54 ECA という名称が用いられた理由は、中国が FTA には主権的な意味合いがあるが、ECA にはないと考えたからである。

台湾は WTO 加盟によって他の WTO 加盟国との FTA 締結に向けた法的地位を獲得した。ECFA が署名された後、馬総統は ECFA が台湾の FTA 推進の取り組みに「またとない機会を与えた」と述べている。「WTO モデル」は、台湾と中国が共に WTO に加盟している現状を尊重しており、二つの WTO メンバーの間で締結された貿易協定は、「二つの中国」を作り出したり台湾の地位を主権国家に変更したりすることによって「一つの中国」の原則を否定したり侵したりするものではない。中台関係に大きな変化がない限り、この「WTO モデル」は台湾が今後締結する FTA や CPTPP・東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などの RTA への加盟に利用される可能性がある。

2020 年 3 月現在、台湾は 9 件の FTA (一部 ECA の名目で) に署名してこれを実施しており、そのすべてが WTO 事務局に通報されている。⁵⁵ これらの協定のほとんどは GATT 第 24 条および GATS 第 5 条に準拠しており、包括的であり、実質的にすべての貿易およびサービスを対象としている。さらに、これらの FTA はすべて WTO プラスの義務に基づいている。唯一の例外は中国との ECFA で、WTO マイナスと WTO プラスの両方の義務が組み合わされている。

55 これらの FTA の発効日は以下の通りである。シンガポール - チャイニーズ・タイペイ (2014 年 4 月 19 日) ニュージーランド - チャイニーズ・タイペイ (2013 年 7 月 1 日) 中国 - チャイニーズ・タイペイ (2010 年 9 月 1 日) ニカラグア - チャイニーズ・タイペイ (2008 年 1 月 1 日) グアテマラ - チャイニーズ・タイペイ (2006 年 7 月 1 日) パナマ - チャイニーズ・タイペイ (2004 年 1 月 1 日) WTO 事務局による台湾の貿易政策検討、WT/TPR/S/377、2018 年 7 月 18 日を参照。

4.2 ECFA と中台関係の変化

馬英九総統は、兩岸経済交流の進展という総統選挙での公約を実行するため、兩岸経済関係を「正常化」し、将来的には徐々に本格的な FTA へと発展させることを目指して ECFA を推進する構想を発表した。

第二部で分析したように、台湾は WTO 加盟後も中国に対して一定の貿易制限措置を維持している。ECFA 交渉で、中国の貿易交渉担当者は、台湾が中国との間で WTO プラスの自由化交渉を行う前に、まず台湾が中国に平等な待遇を提供することを要求した。一方、台湾は「センシティブ品目」、すなわち農産物および国家安全保障上の懸念のある製品またはサービスに対する既存の保護を維持するため、より選択的なアプローチを望んでいた。交渉の結果、ECFA は、台湾の「差別的」な措置と、アーリーハーベスト（関税先行引き下げ）プログラムに一部の WTO プラス優遇措置が含まれた妥協的な内容の協定となっている。⁵⁶

2010年7月29日、台湾の海峡交流基金会（SEF）と中国の海峡兩岸関係協会（ARATS）という、権限を与えられた2つの準公的機関によって ECFA が調印された。馬英九総統の構想によると、ECFA は、兩岸の包括的な経済統合につながる貿易協定の完全なパッケージに向けた足がかりとなる。このパッケージには、それぞれ投資保護、物品貿易、サービス貿易、紛争処理を規制、改善する4つの後続協定が含まれる予定である。

ECFA は 2010年9月に発効し、続いて 2012年8月には投資協定が締結され、2013年2月に発効した。しかし、サービス貿易協定は、2013年9月に SEF と ARATS が調印したものの、民進党が強く反対し、社会的支持も得られなかったため、台湾では立法院で審議も批准もされなかった。

2016年1月、国民党は総統選挙で民進党に敗れ、同年5月に蔡英文総統が就任した。蔡総統はその後、新南向政策（NSP）をはじめとするいくつかの経済産業政策綱領を発表した。台湾と中国は物品協定と紛争解決協定の貿易交渉を再開しなかったため、⁵⁷ 現在のところ、中台 FTA パッケージに含まれる5件の貿易協定のうち、署名・実施されたのは2件にとどまる。2016年以降、WTO における中台関係も悪化している。

56 交渉期間中、台湾では WTO マイナス・WTO プラス問題をめぐって激しい議論が交わされた。野党、農家、小規模企業からは農産品と民生品には安全弁が必要であると主張する声が強かったのに対し、貿易法の専門家は兩岸関係を「正常化」し、WTO と整合性を持たせるよう政府に求めた。

57 投資協定は 2013年2月に発効したが、サービス協定はまだ立法院によって批准されていない。

7. 台湾の WTO 加盟 – 戦略、利益、展望

ECFA は、台湾と中国間の WTO 法の適用に関するいくつかの重要なインプリケーションを明らかにした。一方では、台湾も中国も相手に不適用条項を発動していないため、相手に最恵国待遇措置を与えるべきであるが、台湾は中国への最恵国待遇を供与を一部留保している。他方、中国はいまだに時折、台湾に関連する WTO の問題を政治化し、協議の場で「一つの中国」原則を強要し続けている。例えば、台湾が中国からの輸入品に対する反ダンピング調査を開始した際、中国は台湾が価格調査を行うために代表者を中国に派遣することを拒否した。中国は、ジュネーブの WTO 事務局に対し、台湾代表部に要覧変更を要請することも強要した⁵⁸。最近では、台湾の羅昌発司法院大法官の上級委員会新委員への指名を中国がボイコットした事例もある。また、台湾は主権国家ではないと主張し、台湾に対し、羅の「司法」院大法官という肩書きを変更するよう要求した⁵⁹。このような中国の行動は、中台関係と WTO に影響を及ぼしている。

58 Charnovitz, Steve (スティーブ・チャーノヴィッツ) (2006)、「Taiwan's WTO Membership and its International Implications (台湾の WTO 加盟とその国際的影響)」、『Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy』、Vol. 1, No. 2, pp. 401-432 を参照。

59 台湾、澎湖、金門、馬祖個別関税地域前駐 WTO 常任代表朱敬一のインタビュー、中央通訊社、2020 年 1 月 30 日を参照。 <https://www.setn.com/News.aspx?NewsID=680403>

5. まとめ

台湾は世界貿易体制の一員となるために長い道のりを歩んできた。WTO 加盟までの 12 年間は、台湾にとって経済的・政治的に重要な意味を持っている。経済の面では、台湾は多角的貿易交渉・複数国間貿易交渉に参加し、貿易相手国から最恵国待遇を受け、WTO 加盟国との FTA を推進するなど、WTO の一員としての恩恵を受けてきたが、締結した FTA の数はまだ非常に少ない。WTO の正式なメンバーとしての地位は、台湾の平等な待遇と自由で開かれた貿易の恩恵を受ける権利を確保し、恣意的な差別や不当な保護主義的措置を防いできた。

政治の面では、国際社会における独特で困難な政治的立場のため、台湾が正式に加盟している唯一の重要な国際政府機関は APEC である。WTO への加盟は、台湾に世界 150 カ国以上の国々と交渉し、交流し、つながるための重要なプラットフォームを提供するものとなっている。

また、経済・貿易構造および WTO 協定の遵守状況を改善するための国内改革の推進にも役立った。台湾は WTO に加盟する前に、約 55 件の貿易関連法の立法・改正を完了させている。平均関税率を段階的に引き下げ、非関税障壁も撤廃したが、これらはすべて台湾が世界に門戸を開いた際の競争力の向上に貢献した。

台湾は WTO でのいくつかの目的を持っている。第一に、輸出志向型経済である台湾の政策の優先事項は、台湾にとって不公正な競争を生じさせる元となるあらゆる差別の撤廃である。台湾にとって WTO が持つ幅広いインプリケーションの中で、貿易交渉を通じた多角的貿易・複数国間貿易の自由化は、国際貿易環境における関税・非関税障壁の撤廃という点で極めて重要である。台湾は、実効性があり信用できる国際貿易体制を強く支持している。

しかし、WTO 加盟から 18 年が経過してもなお、台湾は WTO 加盟国に与えられた権利を十分に享受するのが困難な状況にある。例えば、現在も二国間 FTA の締結に関して主要な貿易相手国からの政治的抵抗に直面している。シンガポールおよびニュージーランドとの FTA は、台湾が WTO メンバーの資格で他の WTO 加盟国と FTA を締結できるという「WTO モデル」の実例であるが、依然として中国の見解が WTO 加盟国の政治的決定に深く影響している。

今後の展望として、台湾の WTO 参加にはいくつかの課題がある。第一に、WTO は多角的貿易交渉を進めるための信頼性を失い、貿易自由化推進の原動力としての役目を果たしていない。貿易面から見ると、DDA 交渉が進んでいないために台湾の潜在的利益が損なわれている。最近の WTO と紛争解決手続・上級委員会の危機は、加盟国間の摩擦や論争をさらに激化させることになるであろう。国際貿易における保護主義の台頭によって、保護主義的な貿易措置を採用したり政治的思惑から貿易を「武器」として使用したりする WTO 加盟国が増える可能性も非常に高くなる。⁶⁰ 台湾は常に開かれた自由な貿易、ルールに基づく貿易体制と多国間主義を支持している。WTO と多国間主義が効果的に機能しない場合、台湾およびその他の加盟国は、複数国間貿易の充実などの可能な選択肢を検討する必要がある。また、WTO は現在のコンセンサス方式に代わるより柔軟な採決制度を認めることによって、意思決定方式を変更することも検討すべきである。

第二に、チャイナ・ファクターと中国による執拗な政治的干渉は、中台経済関係の進展を阻害するだけでなく、台湾と他の WTO 加盟国との関係をも妨げている。その顕著な例として、台湾は今なお殆どの WTO 加盟国と二国間 FTA の交渉ができず、CPTPP や RCEP などの地域経済統合構想への参加においても引き続き問題を抱えていることが挙げられる。

第三に、WTO は台湾が正式に加盟する最も重要な国際的政府組織であるが、台湾の WTO 以外の同様に重要な経済・貿易組織への参加は困難となっている。WTO に加盟した後も台湾の国際参加は進んでおらず、チャイナ・リスクおよび一つの中国の原則により、多くの国際的な経済・専門機関から排除されている。例えば、WTO はグローバルな経済政策策定の整合性を高めるため、多くの国際専門機関と協力関係を構築したり諮問資格を付与したりしているが、⁶¹ 台湾は WTO のメンバーであるにもかかわらず、これらの機関への加盟を拒否されている。

60 Kristy Hsu (徐遵慈)、「The Trade Frictions Between Japan and South Korea and Their Implications for Taiwan – An Economic Perspective (日韓貿易摩擦とその台湾へのインプリケーション – 経済的視点から)」、2019(4)、『Prospect Journal (遠景基金會季刊)』、2019年11月を参照。

61 例えば、WTO は、コーデックス委員会、国連食糧農業機関 (FAO)、国際労働機関 (ILO)、国際通貨基金 (IMF)、国際貿易センター (ITC)、国際電気通信連合 (ITU)、経済協力開発機構 (OECD)、国際獣疫事務局 (OIE)、国連、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連環境計画 (UNEP)、世界銀行 (WB)、世界税関機構 (WCO)、世界保健機関 (WHO)、世界知的所有権機関 (WIPO) との協力を義務付けている。世界経済政策策定における整合性向上に関する決定、WTO、1994年4月を参照。

タイムリーな事例として WHO が挙げられる。WTO と WHO は何十年にもわたって貿易と公衆衛生関連の問題で緊密に協力してきた。⁶² 世界貿易における公衆衛生の重要性を考えると、台湾を含むすべての WTO 加盟国・地域は、貿易関連の公衆衛生問題の議論、協議、協力への参加を認められるべきである。⁶³

Kristy HSU (徐遵慈) は、台湾 ASEAN 研究センター (TASC)、中華研究経済院 (CIER)、台湾 (中華民国) の所長である。研究分野は、国際貿易政策、経済・貿易法、地域経済統合、貿易・開発問題、東南アジア・南アジア (インドを中心に) 研究、ジェンダー・経済問題など。2016 年 5 月に発表された「新南向政策」をはじめ、台湾政府のアジア、特に両岸経済、東南アジア・インド政策について助言を行っている。

62 WHO は、衛生植物検疫 (SPS) 措置委員会および貿易の技術的障害 (TBT) 委員会のオブザーバー資格、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) 理事会およびサービス貿易理事会のアドホック (非常任) ・オブザーバー資格を有している。WHO と WTO 事務局は 2002 年 8 月、『WTO Agreements and Public Health - A joint study by WHO and the WTO Secretariat (WTO 協定と公衆衛生－WHO と WTO 事務局による共同研究)』と題する共同研究を発表した。Press/310、WTO、2002 年 8 月 20 日参照。

63 台湾政府は数十年にわたって WHO に加盟するための努力を続けてきたが進展はなかった。馬英九政権時代、WHO 事務局長の招待により世界保健総会 (WHA) にアドホック・オブザーバーとして出席しているが、2016 年に政権が交代した後、WHO からの招待はなかった。2020 年初頭から、世界保健システムへの台湾の参加を求める声が高まっている。例えば、「U.S. and China Clash at WHO Over Taiwan Participation (台湾参加をめぐる WHO で米中が衝突)」、『U.S. News (US ニュース)』、2020 年 2 月 6 日を参照。 <https://www.usnews.com/news/world/articles/2020-02-06/us-and-china-clash-at-who-over-taiwan-participation>

参考文献

- ▶ **Chan, Susanna (スザンナ・チャン) (1994)**、「*Taiwan's Application to the GATT: A New Urgency with the Conclusion of the Uruguay Round* (台湾の GATT 加盟申請：ウルグアイ・ラウンド妥結に新たな緊急課題)」、『*Indiana Journal of Global Legal Studies* (インディアナグローバル法学ジャーナル)』, Vol. 2, No. 1, pp. 275-299
- ▶ **Chang, Julian & Goldstein, Steven M. (ジュリアン・チャン&スティーブン・M. ゴールドスタイン) (2007)**、「*Introduction: The WTO and Cross-Strait Economic Relations* (序章：WTO と两岸経済関係)」、『*Economic Reform And Cross-Strait Relations Taiwan and China in the WTO* (経済改革と两岸関係 WTO における台湾と中国)』, pp.1-41
- ▶ **Charnovitz, Steve (スティーブ・チャーノヴィッツ) (2006)**、「*Taiwan's WTO Membership and its International Implications* (台湾の WTO 加盟とその国際的意義)」、『*Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy* (アジア WTO・国際衛生法政策ジャーナル)』, Vol. 1, No. 2, pp. 401-432
- ▶ **Clarke, Donald C. (ドナルド・C. クラーク) (1994)**、「*GATT Membership for China?* (中国の GATT 加盟?)」、『*17 UNIVERSITY OF PUGET SOUND LAW REVIEW* (ピュージェット・サウンド大学ローレビュー)』 p.517
- ▶ **Cutler, Wendy & Doyle, Kevin (ウェンディ・カトラー&ケビン・ドイル) (2019)**、「*China's developing country status in the WTO: time for an upgrade?* (WTO における中国の途上国地位：更新の時期?)」 *East Asia Forum* (イーストアジア・フォーラム)、
- ▶ **Hsieh, Pasha L. (謝笠天) (2005)**、「*Facing China: Taiwan's Status as a Separate Customs Territory in the World Trade Organization* (中国と対峙する：世界貿易機関 (WTO) における台湾の個別関税地域としての地位)」、『*Journal of World Trade* (世界貿易ジャーナル)』, Vol. 39, No. 6, pp. 1195-1121

- ▶ **Hsu, Kristy (徐遵慈) (2019)**、「*The Trade Frictions Between Japan and South Korea and Their Implications for Taiwan – An Economic Perspective* (日韓貿易摩擦とその台湾へのインプリケーション – 経済的視点から)」、『PROSPECT JOURNAL (遠景基金會季刊)』、『Taiwan Strategists (台湾ストラテジスト)』
- ▶ **Kong, Qing-jiang (孔庆江) (2004)**、「*Cross-Taiwan Strait Relations: What are the Legitimate Expectations from the WTO?* (中台関係：WTOからの正当な期待とは?)」、『14 MINNESOTA JOURNAL OF GLOBAL TRADE (ミネソタ世界貿易ジャーナル)』、pp. 91-112
- ▶ **Lardy, Nicholas R. (ニコラス・R. ラーディ) (2001)**、「*Issues in China's WTO Accession* (中国のWTO加盟における諸問題)、証言、The Brookings Institution (ブルッキングス研究所)
- ▶ **Li, Chung Chou (チュン・チョウ・リ) (1987)**、「*Resumption of China's GATT Membership* (中国のGATT復帰)」、『*Journal of World Trade* (世界貿易ジャーナル)』、Volume 21 (4), pp. 25-32
- ▶ **Qin, Ya Julia (ジュリア・ヤ・チン) (1992)**、「*GATT Membership for Taiwan: An Analysis in International Law* (台湾のGATT加盟：国際法における分析)」、『*The New York University Journal of International Law and Politics* (ニューヨーク大学国際法政治ジャーナル)』、pp. 1059- 1106
- ▶ **Yang, Guo-hua & Jin Cheng (楊国華&ジン・チェン) (2001)**、「*The Process of China's Accession to the WTO* (中国のWTO加盟プロセス)」、『*Journal of International Economic Law* (国際経済法ジャーナル)』、Volume 4, Issue 2, pp.297-328
- ▶ **作業部会**、「*Report of the Working Party on the Accession of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu* (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域の加盟に関する作業部会報告書)、WT/ACC/TPKM/18, 2001年10月5日
- ▶ **WTO事務局**、「*Report of Trade Policy Review of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu* (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域貿易政策検討会合報告書)、WT/TPR/S/165/Rev.1, 2006年10月10日

- ▶ **WTO 事務局**、*Report of Trade Policy Review of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu* (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域貿易政策検討会合報告書)、WT/TPR/S/302/Rev.1、2015 年 12 月 18 日
- ▶ **WTO 事務局**、*Report of Trade Policy Review of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu* (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域貿易政策検討会合報告書)、WT/TPR/S/377/Rev.1、2019 年 3 月 6 日
- ▶ **WTO**、*Protocol of Accession of the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu* (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域加盟議定書)、WT/L/433、2001 年 11 月 11 日
- ▶ Cross-Straits Economic Cooperation Framework Agreement between Mainland China and Taiwan (海峡兩岸經濟協力枠組協定)、2010 年 6 月 29 日
- ▶ Agreement between New Zealand and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu on Economic Cooperation (台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域とニュージーランドとの経済協力協定)、2013 年 7 月 10 日
- ▶ Agreement between Singapore and the Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu on Economic Partnership (シンガポールと台湾・澎湖・金門・馬祖個別関税地域に関する経済パートナーシップ協定)、2013 年 11 月 7 日
- ▶ 台湾の WTO 加盟のタイムライン、<http://www.trade.gov.tw/English/page31-1.htm>
- ▶ WTO 閣僚会議がチャイニーズ・タイペイの加盟を承認、http://www.wto.org/english/news_e/pres01_e/pr253_e.htm
- ▶ Lu, C.H. & P.C. Tang (C. H. ルー & P. C. タン)、「*China Finally Accepts Taiwan's Designation Name to WTO* (中国がついに台湾の WTO 加盟名義を承認)」、中央通訊社、2005 年 7 月 22 日

- ▶ **Pruzin, Daniel** (ダニエル・プルジン)、*「WTO Chief Supachai Urges Members to Resolve Dispute Over Taiwan Titles* (WTO のスパチャイ主任、台湾の名称をめぐる紛争を解決するよう加盟国に要請)」、『DAILY REPORT FOR EXECUTIVES (エグゼクティブ日報) (BNA)』、A-33、2003 年 6 月 27 日
- ▶ **Rugaber, Chris** (クリス・ルゲーバー)、*「WTO Membership Could Improve Cross-Strait Ties, Taiwan Official Says* (WTO 加盟で兩岸関係が改善される可能性がある台湾当局者が指摘)」、『International Trade Reporter (国際貿易リポーター)』、2038、2001 年 12 月 20 日
- ▶ **Wu, Sofia** (ソフィア・ウー)、*Taiwan Protests WTO Member Directory Changes* (台湾、WTO 会員名簿変更抗議)、中央通社、2006 年 3 月 4 日

8

ベトナムの 国際貿易投資： チャンスと課題

PHAM The Anh
(ファム・テー・アン)

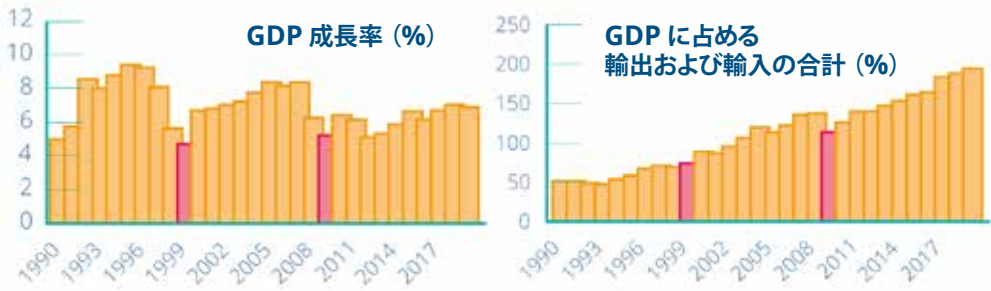
1. はじめに

ベトナムは、1980年代後半に改革を実施して以来、目覚ましい経済的成果をあげてきた。1990年代の経済成長に大きく貢献したのは、国内貿易障壁の撤廃、民間企業の設立、弱小国有企業の解散・合併、動員解除と給与削減、外国からの投資誘致と国際貿易促進のための開放政策などの一連の政策であった。この経済成長の勢いを維持するため、2000年代にさらに多くの重要な改革が行われた。企業の直接輸出入が認められ、2000年企業法が制定され、企業設立の障壁が取り除かれ、国有企業の平等化が促進され、米国との二国間貿易協定が締結され、貿易、投資、土地に関する一連の法律が制定・改正され、世界貿易機関（WTO）への加盟を果たした。

ベトナムは過去10年間、日本（日本・ベトナム経済連携協定（VJEP）、2009年）、東南アジア諸国連合（ASEAN）とインド（ASEANインド自由貿易協定（AIFTA）、2010年）、ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド（ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定（AANZFTA）、2010年）、チリ（ベトナム・チリ自由貿易協定（VCFTA）、2014年）、韓国（ベトナム・韓国自由貿易協定（VKFTA）、2015年）、ロシア、ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、キルギス（ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定（VN-EAEU FTA）、2016年）といった重要な経済パートナーとの間で自由貿易協定（FTA）を交渉、締結、施行してきた。最も重要な2つの新世代FTAである環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、EUベトナム自由貿易協定（EVFTA）（後者は間もなく発効する）は、今後10年間でベトナム経済を根本的に変えることが期待されている。

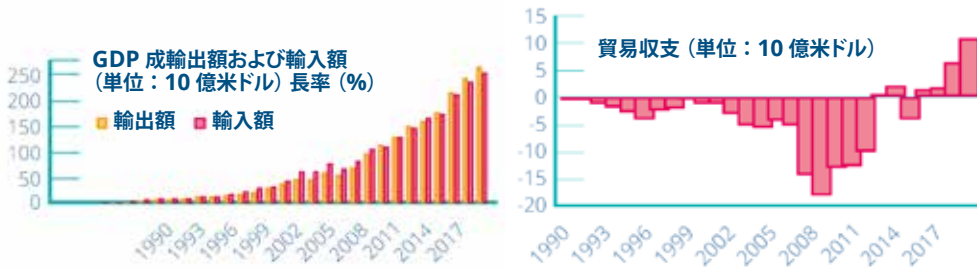
1997～1998年のアジア金融危機、2000～2001年の不況、2007～2009年の大不況（グレート・リセッション）など、世界的な景気後退にもかかわらず、ベトナムは開放的な対外貿易・投資政策と一連の改革によって30年間にわたって高い成長率を維持してきた。年間平均国内総生産（GDP）成長率は、1990～1999年が7.4%、2000～2009年が7.3%、2010～2019年が6.3%となっており、一人当たり所得は1990年の100米ドル未満から2019年には3,000米ドル近くまで増加した。同時に、経済開放度（貿易総額の対GDP比）は1990～1999年の62%から、2000～2009年には114.4%、2010～2019年には162.5%と大幅に上昇している（図1）。過去10年間の国内貯蓄と投資の相関係数も0.18程度まで低下しており、経済開放度が非常に高いことを示している。ベトナムの輸出は過去10年間の平均で年間約17%、輸入は同14%近くそれぞれ増加している。

図 1：1990 年～ 2019 年のベトナムの GDP 成長率と開放度



出典：アジア開発銀行 (ADB) 経済指標

図 2：1990 年～ 2019 年のベトナムの輸出と輸入の推移



出典：ADB 経済指標

2. ベトナムの 統合プロセスとチャンス

ベトナムは 1990 年代半ばの ASEAN 加盟を皮切りに、多くの国々と二国間貿易協定の交渉を行い、これまでに 12 件の FTA を締結、さらに 1 件の FTA が署名され発効間近となっているほか、3 件が交渉中である（表 1）。また、ベトナムは世界各国との間で数十件の二国間貿易協定を結んでいる。

最近のベトナムの FTA の中で最も注目されているのは CPTPP と EVFTA である。これらの新世代 FTA は従来の FTA よりも範囲が広く、より高いレベルの約束（コミットメント）が求められる。FTA は通常、モノ・サービスの貿易や原産地規則など、WTO 協定で定められた分野のみを対象とするが、新世代 FTA は、政府調達、国有企業、環境、労働組合、電子商取引など、それ以外の新しい分野や「非伝統的」分野にも約束の範囲を拡大している。

約束のレベルについては、新世代 FTA では貿易品の関税が 100% 近くまで撤廃されるが、通常の FTA の撤廃率はそれよりも低くなっている。ただし、これらの新世代 FTA は、知的財産、投資、政府調達、金融サービスなど 20 項目について加盟国が実施を先送りすることも認めている。CPTPP の場合は加盟国の権利と義務のバランスを考慮した上で、EVFTA の場合はベトナムと EU の発展レベルの差を考慮した上で先送りが認められている。これらの協定が発効すれば、ベトナムの輸出に大きな弾みがつく可能性が高く、ベトナムが特に競争優位を持つ農水産物などの市場や製品の多角化に寄与することになる。

CPTPP により、日本やカナダなどの大市場に輸入されるベトナム製品に課される関税が 0% になり、輸出に好影響を与える。農水産物、電気・電子機器などベトナムが得意とする輸出品にかかる関税は、協定発効後すべて撤廃された。世界銀行（2018 年）は、CPTPP によって 2030 年までにベトナムの輸出が 4.2%、輸入が 5.3% それぞれ増加する可能性があるとして試算している。一方、ベトナムの輸出は現在、EU の輸入総額の 1.5% 未満にとどまっており、EU 向け輸出のうち関税率が 0% となっているのは一般特惠関税制度（GSP）対象品目を含めて約 42% にすぎない。これは、ベトナムの輸出ポテンシャルや EU の市場規模を考えると、非常に控えめな数字である。EU（2018 年）の試算によると、EVFTA によってベトナムの対 EU 輸出は約 18%、輸入は約 29% 増加する見込みである。これは、2035 年までに輸出が 150 億ユーロ、輸入が 80 億ユーロの増加することを意味する。

また、CPTPP と EVFTA により、ベトナムが地域や国際的なサプライチェーンに参加できるようになることも期待されている。これは、経済発展を促進して労働生産性を向上させ、部品組立てへの依存度を徐々に減らしてより付加価値の高い生産段階に参加するための重要な条件である。同時に、ベトナムは、協定で約束した制度改革の実施とビジネス環境の改善に向けてより一層努力する必要がある。その一方で、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の他、北欧諸国とイスラエルとの 2 件の FTA も交渉中である。これらの協定が発効すれば、ベトナムの輸出品は、関税や制限をほとんど課せられることなく世界の大手市場の多くにアクセスすることが可能になる。

表 1：2020 年 3 月までのベトナムの FTA の一覧

	FTA	状況	締約国・地域
1	ASEAN 自由貿易協定 (AFTA)	1993 年発効	ASEAN
2	ASEAN・中国自由貿易協定 (ACFTA)	2003 年発効	ASEAN、中国
3	ASEAN・韓国自由貿易協定 (AKFTA)	2007 年発効	ASEAN、韓国
4	日本・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP)	2008 年発効	ASEAN、日本
5	日本・ベトナム経済連携協定 (VJEP)	2009 年発効	ベトナム、日本
6	ASEAN・インド自由貿易協定 (AIFTA)	2010 年発効	ASEAN、インド
7	ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)	2010 年発効	ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド
8	ベトナム・チリ自由貿易協定 (VCFTA)	2014 年発効	ベトナム、チリ
9	ベトナム・韓国自由貿易協定 (VKFTA)	2015 年発効	ベトナム、韓国
10	ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定 (VN-EAEU FTA)	2016 年発効	ベトナム、ロシア、ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、キルギス

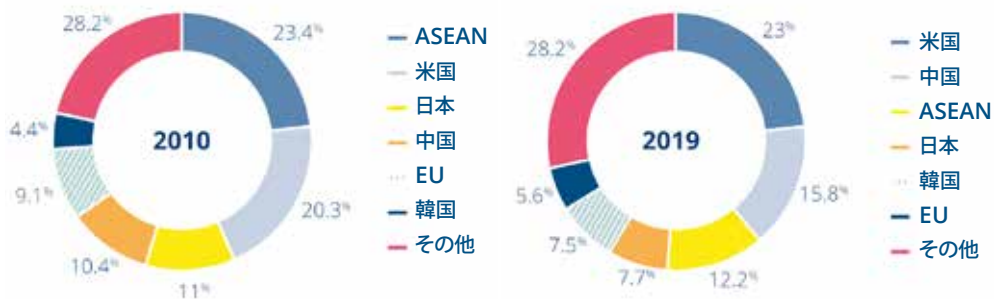
11	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)	2019年1月14日 発効	ベトナム、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、日本、シンガポール、ブルネイ、マレーシア
12	ASEAN・香港 FTA (AHKFTA)	2019年6月11日から 香港、ラオス、ミャンマー、タイ、シンガポール、ベトナムで発効	ASEAN、香港
13	EU・ベトナム自由貿易協定 (EVFTA)	2019年6月30日署名、 2020年3月30日 欧州委員会が承認 2020年5月発効予定	ベトナム、EU (28加盟国)
14	東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	2013年3月から 交渉中	ASEAN、中国、韓国、日本、インド、オーストラリア、ニュージーランド
15	ベトナム・EFTA FTA	2012年5月から 交渉中	ベトナム、EFTA (スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)
16	ベトナム・イスラエル FTA	2015年12月から 交渉中	ベトナム、イスラエル

3. 今後のリスクと課題

FTA への参加は、ベトナムにとって輸出の拡大や国内経済制度の改善など多くのチャンスをもたらす一方で、経済を内外のリスクにさらすことになる。ベトナムは貿易依存度が高く、輸出総額は GDP の約 101% に相当する。2019 年の輸出額の半分以上を米国、中国、ASEAN の 3 カ国・地域が占め、さらに日本、韓国との二国間貿易協定はそれぞれ輸出額の 7.5 ~ 7.8% を占めている。先ごろ欧州理事会で承認された EVFTA は、成長に大きく弾みをつけ、短期間で EU をベトナムにとって最も重要な輸出市場の一つにするものと期待されている。

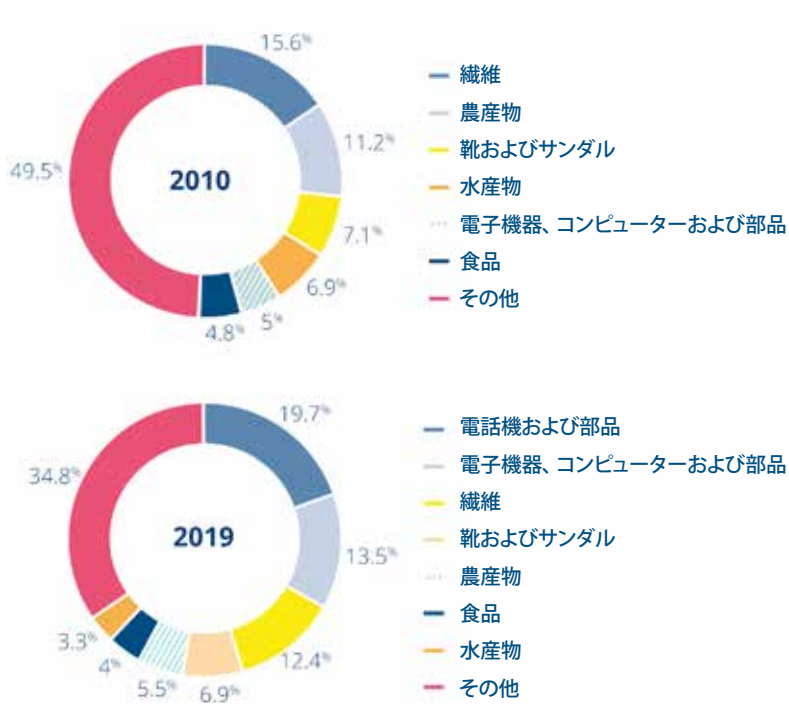
輸出面では、10 年前には農水産物、繊維、皮革などが輸出額の 40% 以上を占めていたが、現在は韓国、日本、台湾から多額の FDI を受け、電話機器や予備部品、コンピューター・アクセサリが主な輸出品目となっている（図 3）。これらの品目はベトナムの総輸出額の 3 分の 1 を占めており、過去 2 年間でサムスン電子だけで輸出額の約 4 分の 1 を占めた。このように特定の市場や品目への依存度が高いため、ベトナムは外部からのショックを受けやすくなっている。

図 3：2010 年と 2019 年のベトナムの国別輸出額



出典：ベトナム統計総局

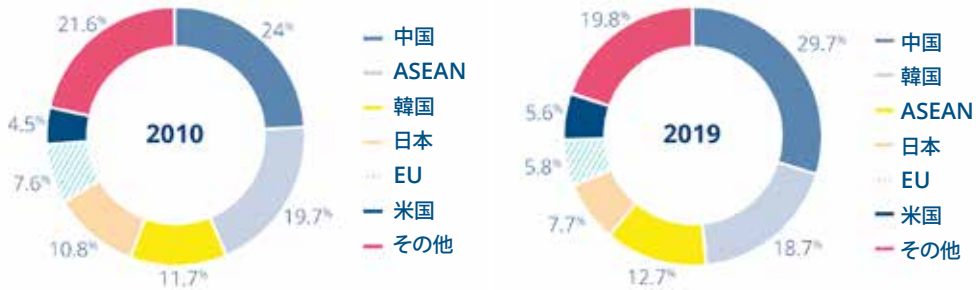
図 4：2010 年と 2019 年のベトナムの産業別輸出額



出典：ベトナム統計総局

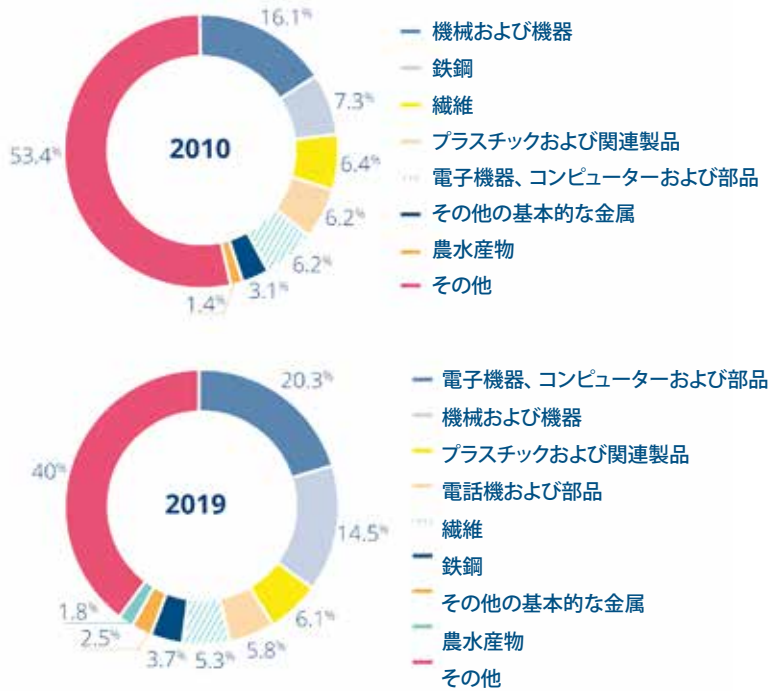
輸入面では、ベトナムの産業は中国や韓国の産業と深く統合されており、輸入総額の半分近くを中国・韓国からの輸入が占めている（図 5）。そのため、中国や韓国からの供給が途絶した場合、国内生産は大きな打撃を受けるであろう。輸出は年々急増しているが輸入も急速に伸びており、その結果、ベトナムは概して貿易赤字を抱えてきたが、この 4 年間で貿易収支は若干の黒字化を見せ始めている。ただし、この黒字は FDI セクターによるものであり、国内セクターは高水準の赤字が続いていることに触れておくべきであろう（図 7）。FDI セクターの貿易黒字からの収入の大部分は、外国要因所得という形で所有国に送金される。

図 5：ベトナムの国別輸入構成比（2010年・2019年）



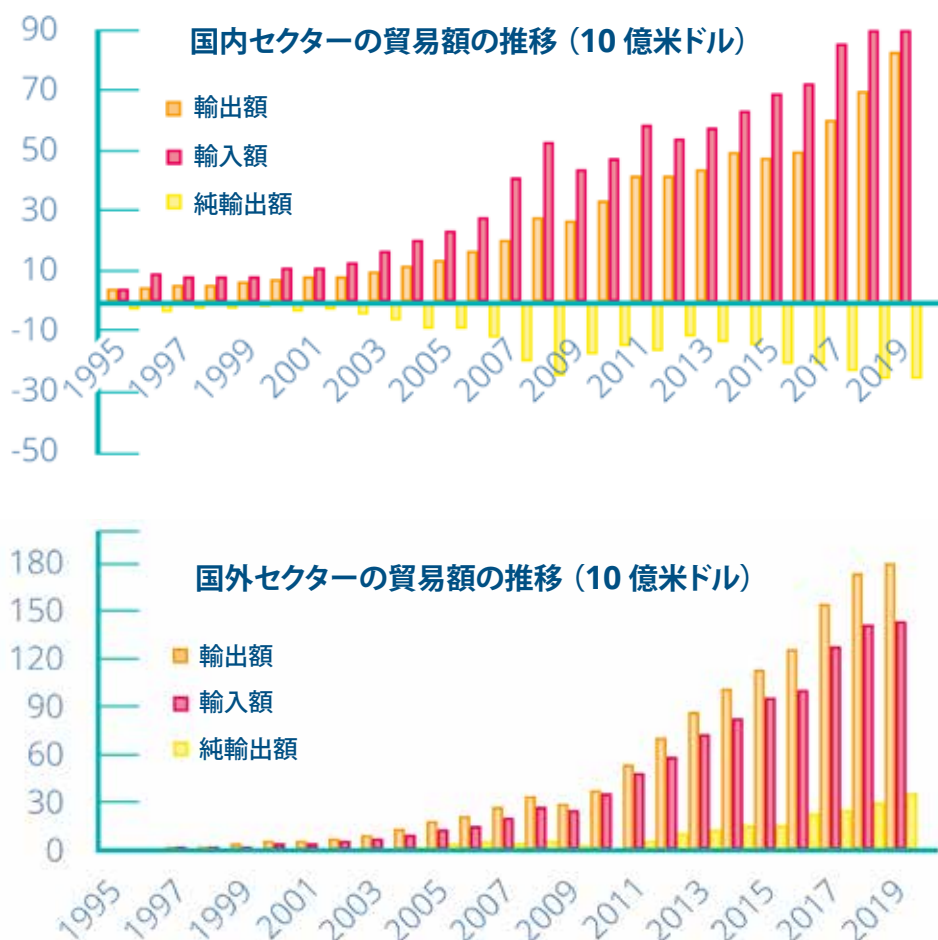
出典：ベトナム統計総局

図 6：ベトナムの産業別輸入構成比（2010年・2019年）



出典：ベトナム統計総局

図 7：ベトナムのセクター別純輸出額（1995～2019年）



出典：ベトナム統計総局

ベトナムの国際統合の過程においては、FDIの役割を重視することが大切である。ベトナムの外国投資法は1987年に施行され、1992年、1996年、2000年、2005年、2014年と幾度もの改正・改革を経て、この30年間で雇用創出、輸出、経済成長に大きく貢献をしてきた。2019年末までに、3,883件のプロジェクトが認可され、登録資本は4,437億米ドル、FDIの実行額は2,100億米ドルに達している。注目すべきは、この資本移動が過去10年間で着実に増加していることである。2019年には、FDIはベトナムの総投資額の約23%を占めた(図8)。

ベトナムへの FDI は主に東アジア・東南アジア諸国から流入しており、この傾向はここ数年はかなり安定している。2019 年末までに、韓国、日本、シンガポール、台湾、香港の上位 5 つの国・地域で、ベトナムの進行中の FDI プロジェクトからの投資の約 65% を占めている。さらに、中国、マレーシア、タイも大口投資国で、いずれも 3% 以上のシェアを占めている。アジア以外でベトナムへの FDI 流入額が比較的多いのは、英領バージン諸島、米国、オランダである（図 9）。

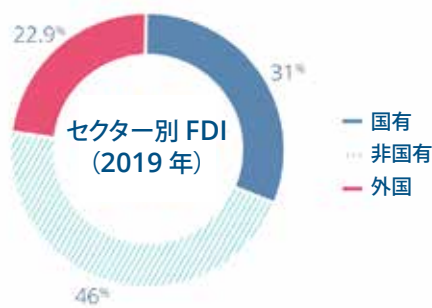
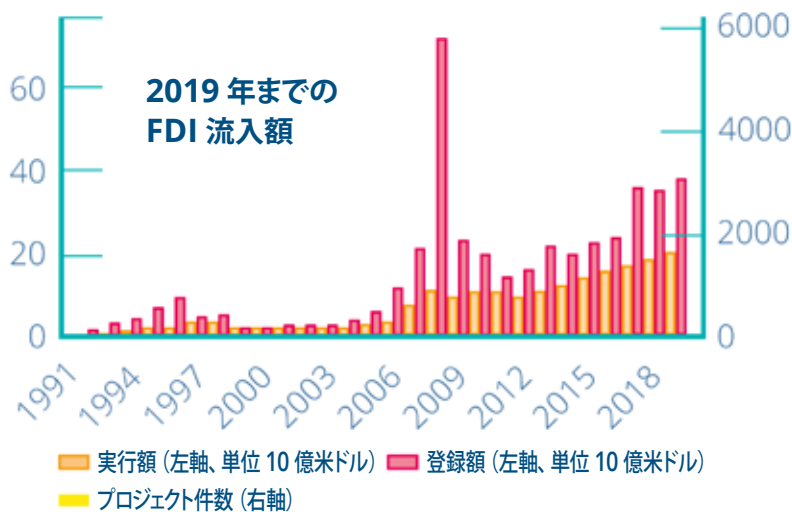
30 年にわたって FDI を誘致してきたベトナムは、多くの重要な FDI 目標として、雇用創出に加え、技術移転、国内企業の研究開発能力の向上、優秀な人材の育成、グローバル・バリューチェーンにおける自国製品の価値向上などを掲げているが、これらの目標はまだ達成されていない。一方、ベトナム企業の調査によると、FDI 企業は経済全体の 3% 未満であるにもかかわらず、税支出の 4 分の 1 を占めている。例えば、2016 年の FDI セクターの法人実効税率はわずか 12.6% で法定税率（20%）よりも大幅に低く、国有企業の実効税率（16.1%）や民間企業の実効税率（13.8%）も下回っている。また、Pham（ファム）他（2020 年）は、FDI 企業が利益をタックスヘイブン（租税回避地）に移して租税回避・脱税を行っている形跡が多く見られ、国家予算収入に大きな損失をもたらしていると指摘している。

また、ベトナム統計総局のデータによると、輸出に占める FDI セクターの割合は一貫して上昇しており、1990 年代半ばには 30% 未満であったものが、近年では 70% を超えている。しかし、FDI セクターは輸入にも大きく依存しており、同期間中、輸入における FDI セクターのシェアは約 20% から 60% 以上に拡大した。機械、設備、原材料の輸入は主に FDI セクターの生産と輸出のためである。一方、電子機器、コンピューター、電話・アクセサリ、繊維製品、履物などの多くの主要輸出品目の生産は、付加価値の低い組立・加工との関連性が高く、国民所得への寄与度は低い。FDI 輸出は受入国から他国への輸出と考えることができ、これらの FDI 企業は、安い労働力、緩い環境規制、安価なエネルギーや地代家賃、税制上の優遇措置を利用するために中継地としてベトナム市場を利用している。

技術移転も遅々として進まず、長年にわたってほとんど進展していない。国内企業と外国企業間の合併投資は、総投資額に占める割合が非常に小さい。FDI セクターは、往々にして国内の投入物を利用して国内産業を刺激することが期待されるが、ベトナムにおいて FDI と国内企業との関連性は弱い。FDI セクターの生産サイクルは、「原材料の輸入＋安価なエネルギーと労働力＋安い地代家賃と優遇税制＝輸出」という公式に従っているように見える。閉鎖的なサプライチェーンに組み込まれているのは FDI 企業のみである。FDI が新しい技術やイノベーションをもたらすとは限らないが、もたらされたとしても、国内企業には技術移転に必要な能力がないかその機会が与えられない。

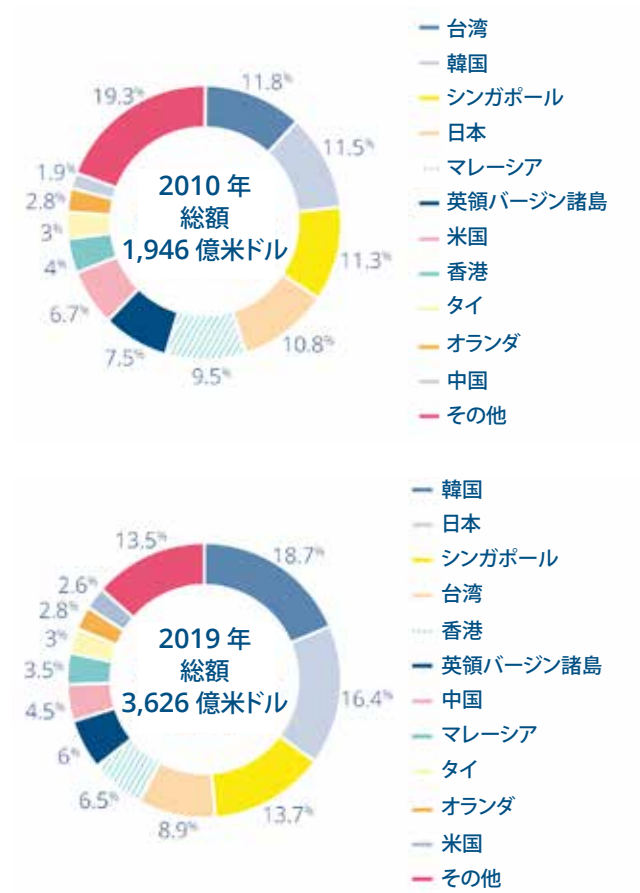
最後に、新世代 FTA の締約国となって以降、ベトナムは多くの多国籍企業や地域企業、特に中国からの魅力的な投資先となっている。これらの企業は、製品の原産地規則を満たすために生産をベトナムにシフトする傾向があり、それによって EU や日本などの主要市場からの特惠関税を享受している。その結果、生産要素市場の競争が激化し、近年は人件費や地代家賃が急速に上昇し、国内の製造業の国際製品市場での競争力が低下している。

図 8：ベトナムの FDI 流入額（1990 - 2019 年）



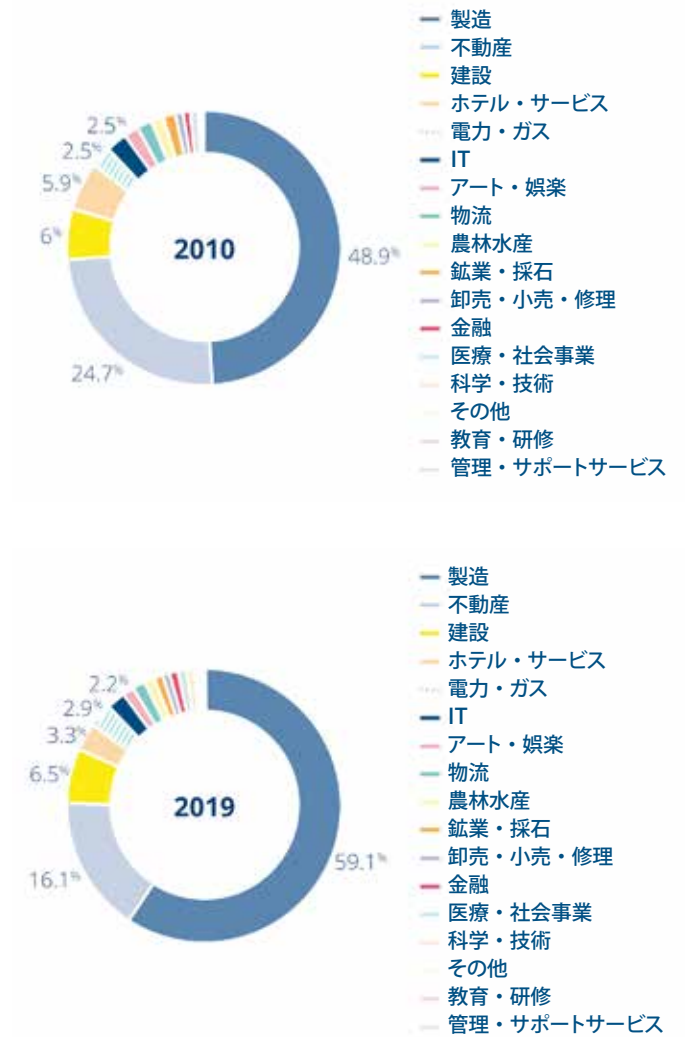
出典：ベトナム統計総局

図 9：ベトナムの国別 FDI 流入額（累計）（2010 年・2019 年）



出典：ベトナム統計総局

図 10：ベトナムの産業別 FDI 流入額（累計）（2010 年・2019 年）



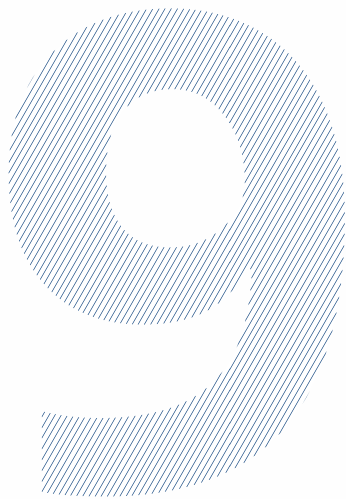
出典：ベトナム統計総局

一般的に、国際統合と FTA はベトナムにチャンスと課題の両方をもたらしてきた。課題には、FTA に明記された約束を果たすための法的・制度的枠組みの改革の必要性だけでなく、経済の対外開放が進む中でグローバル・バリューチェーンに参加するための国としての能力を高め、経済成長を促進する必要性も含まれる。したがって、今後数年間、ベトナムは、FTA がもたらすリスクを最小限に抑える一方でチャンスを有効に活用するため、より一層努力し、より良い解決策を生み出していかなければならない。

Dr. PHAM The Anh (ファム・テー・アン) は、ベトナム経済政策研究所のチーフエコノミストである。国立経済大学のマクロ経済学の責任者でもあり、学部生および大学院生を対象にマクロ経済理論とマクロ計量学の教鞭をとっている。研究テーマは、成長とボラティリティ、物価設定行動と金融政策、財政問題。

参考文献

- ▶ **ADB 経済指標(1990 - 2019)**。Asian Development Bank (アジア開発銀行)。
- ▶ **EU (2018)**。『The economic impact of the EU - Vietnam free trade agreement (EU・ベトナム自由貿易協定の経済的影響)』ルクセンブルク：Publications Office of the European Union (欧州委員会出版局)、2018年。
- ▶ ベトナム統計総局データベース (2000 - 2019)。
- ▶ **Phạm Thế Anh (ファム・テー・アン)、Nguyễn Hoàng Oanh (ニューエン・ホアン・オアン)、Nguyễn Đức Hùng (ニューエン・ドゥック・フン)、Phạm Ngọc Quỳnh (ファン・グォク・クイン) (2020)**。「Tax Evasion and Avoidance in Vietnam: The case of corporate income tax (ベトナムにおける脱税と租税回避：法人所得税の事例)」、VEPR ワーキングペーパー。
- ▶ **World Bank (世界銀行) (2018)**。『Economic and Distributional Impacts of Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: The case of Vietnam (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の経済的・分配的影響：ベトナムの事例)』



**経済と規制の
不確実性の
渦中における
地域の成長と
イノベーションの促進：
アジアの情報
通信技術（ICT）
セクターの事例研究**

Juan Sebastian CORTES-SANCHEZ
(フアン・セバスティアン・コルテス=サンチェス)

1. はじめに

最近のマクロ経済、規制、パンデミック（世界的大流行）のショックは、世界中の国々の不確実性を高め、グローバルな多角的貿易体制に圧力をかけている。世界貿易とグローバル・バリューチェーンの拡大に支えられた経済成長に依存する地域として、アジアは今後もその時々を経済と規制の不確実性の影響を強く受け続けるであろう。したがって、アジア諸国は、経済と規制の不確実性の渦中で持続的な成長を後押しできるような地域的・多角的な経済・規制ガバナンスの選択肢を模索することが不可欠である。

残念なことに、世界貿易機関（WTO）の世界的なルールを定め、実行する機能は著しく低下している。これまでのところ、WTOはその紛争解決制度に対する不満に効果的に対処することも、モノとサービスの世界貿易に影響を及ぼす貿易制限的措置の頭頭を防ぐこともできていない。

一方、アジアは、(i) 米中貿易摩擦と新型コロナウイルス危機によって引き起こされたサプライチェーンへの打撃、(ii) 既存の WTO 公約を超えた規制の相互運用性と自由貿易を促進する新しい地域貿易協定策定の中心となってきた。

本稿では、世界貿易が減速し、経済・規制の不確実性が高まる中で、アジア諸国が地域的・世界的な比較優位性を維持・向上させるための方法を探る。筆者は情報通信技術（ICT）セクターというレンズを通してこの問題を検証する。ICTセクターは、アジアの先進国・新興国の成長の重要な原動力であり、新型コロナウイルス危機や地政学的緊張と貿易摩擦の高まりの影響を受ける複雑な GVC 関係に依存している。本稿で、危機の渦中にある ICT グローバル・バリューチェーンの評価を慎重に判断することで、アジア諸国が ICT セクターで最大限の持続可能な成長とイノベーションを実現する方法を探る。

2. 新たな経済と 規制の不確実性の渦中にあるアジア

世界経済の低迷、貿易保護主義の高まり、新型コロナウイルス危機はすべて、地域のサプライチェーンを混乱させ、アジアの企業や経済のリスクと不確実性を増大させている。

米中貿易摩擦は中国の輸出を混乱させただけでなく、アジア地域の数多くの中国を中心とするサプライチェーンを混乱させ、方向転換させた。米国は現在までに、3,600億米ドル以上に相当する中国製品に関税を課しており、その報復として中国は1,100億米ドル以上に相当する米国製品に関税を課している。その結果、中国の対米輸出は2019年上半期に前年同期比で25%（350億米ドル）減少し、シンガポールや日本など多くのアジアの国々では対中・対米輸出の伸びが減速した。一方、中国の輸出減少分の63%は、台湾、メキシコ、ベトナムなどの国々に振り向けられた。¹

1月に署名された第一段階合意は、名目的な利益しかもたらさなかった。この合意は、残りの2,500億米ドル相当の中国製品に対する関税は対象としておらず、貿易転換をさらに加速させる可能性のある購入の取り決めが盛り込まれている。中国は2年間で米国製品の購入量を55%増の5,600億米ドルに増やさなければならない。² 中国がこれらの要件を満たすことができるかどうかは不明であり、要件を満たすには競合する輸入品を制限しなければならない可能性が高い。

1 <https://unctad.org/en/pages/PublicationWebflyer.aspx?publicationid=2569>

2 <https://www.pii.com/blogs/trade-and-investment-policy-watch/phase-one-china-deal-steep-tariffs-are-new-normal>

新型コロナウイルスのパンデミックは、すでに他のリスク要因が台頭していた時期、地域経済にさらなる打撃を与えた。供給サイドのショックは、地域全体のサプライチェーンに影響を及ぼした。コロナウイルスの震源地である中国では、2月の1週間で貿易活動が56%も落ち込み、³ コンテナ船の抜港や欠便が増加し、これは他の国々でも問題となりつつある。⁴ 政府によるウイルス封じ込め対策は、国内消費の縮小、投資の減少、観光業の衰退、需要減少の他のセクターへの波及など、特有の需要ショックをもたらした。⁵ 全体として、世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、国際通貨基金（IMF）の最近の予測はすべて、パンデミックによる経済ショックの結果としてアジア地域の成長率が急激に低下するとしている。⁶

これらの規制・経済ショックは需要・供給サイドのショックをもたらした。これは、高度にグローバル化および合理化したサプライチェーンを持つ産業の供給サイドのリスクを露呈し、医療機器の輸出を抑制して輸入の影響を受けやすい産業の現地化を促進する一連の貿易制限的措置につながった。⁷ この新たな貿易制限は、貿易制限的措置の増加傾向に沿ったものである。⁸ グローバル・トレード・アラートによると、2008年の金融危機以降、各国は外国の通商上の利益を制限する貿易政策を約1万8,000件実施している。⁹

WTOルールは、アジアのような地域の貿易依存度の高い国々の成長と発展にとって極めて重要なものとなってきたが、近年の地政学的圧力によって、WTO加盟国は貿易の性質の変化に適応できなくなっている。ウルグアイ・ラウンド以降、実質的な取り組みを進めることができない体制、上級委員会の性質、「途上国」地位の下で中国のような国々に与えられる恩恵に対する米国の懸念はすべて、モノに対する保護主義的行動を抑制するための制度を不十分なものにしている。このような状況の中で、WTOは世界のモノ・サービス貿易を制限する非関税障壁に効果的に対処できる多国間ガバナンス機構を構築することも、電子商取引などの分野でより開かれた貿易を保証する新しい貿易ルールのコンセンサスを得ることもできていない。

3 <https://www.businesswire.com/news/home/20200305005305/en/Tradeshift-Sees-Chinese-Trade-Activity-Drop-56>

4 <https://www.hellenicshippingnews.com/covid-19-and-supply-chain-implications-for-ocean-shipping/>

5 <https://www.adb.org/sites/default/files/publication/571536/adb-brief-128-economic-impact-covid19-developing-asia.pdf>

6 <https://www.csis.org/analysis/economic-toll-covid-19-southeast-asia-recession-looms-growth-prospects-dim>

7 <http://www.wcoomd.org/en/topics/facilitation/activities-and-programmes/natural-disaster/list-of-countries-coronavirus.aspx>

8 <file:///Users/presentation/Downloads/OVW13.pdf>

9 https://www.globaltradealert.org/global_dynamics

9. 経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進： アジアの情報通信技術（ICT）セクターの事例研究

需給の混乱、保護主義の高まり、世界貿易体制の弱体化の中で、敗者となるのはアジアのような貿易に依存する地域の国々である。これに対し、アジア諸国は、世界的な経済・規制の不確実性の中で学習し、適応し、レジリエンス（回復力）を育む能力を高めるための社会的、経済的、規制的な改革を受け入れなければならない。

これ以降、グローバルな ICT セクターの発展と構造を詳細に検討する。ICT セクターは、アジアの多くの国々の輸出主導型成長のカギを握っており、現在の世界的・地域的な経済・地政学的緊張の最前線にある。アジアの経済とガバナンス構造がどのように成長とイノベーションを促進するかは、サプライチェーンと市場の安定化と、より包摂的な経済の未来の創造に重要な影響を与えるであろう。

3. アジアと ICT グローバル・ バリューチェーンの台頭

世界貿易の3分の2以上は、研究開発、生産、マーケティング、流通プロセスといった様々な工程が異なる国で行われるグローバル・バリューチェーン（GVC）を通じて行われている。世界銀行、WTO、経済協力開発機構（OECD）が実施した最近の実証研究では、セクターの技術強度が高いほど、複雑な GVC 活動の増加が顕著であることが示されている。¹⁰ アジアでは、高度に複雑化した相互依存度の高い ICT グローバル・バリューチェーンの発展によって、日本、韓国、台湾のような国々は世界的に競争力のある電子機器・半導体産業を育てることができ、中国やベトナムのような新興諸国は製品の生産工程全体を手中に収めずとも ICT 製品を組み立てて輸出できるようになった。

本節では、OECD による産業連関のエビデンスを用いて、2005 年以降、地域の ICT バリューチェーンがどのように発展してきたかを検証する。¹¹ 分析によれば、アジアの ICT バリューチェーンは、全世界の ICT 中間財・最終製品の需要の大部分を満たす価値創造活動の高度に合理化されたネットワークへと変貌を遂げている。

10 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

11 https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

3.1 供給拠点としての中国・アジアの台頭

アジアでは、過去 20 年以上にわたって国際分業が大幅に拡大し、その中で、日本、台湾、韓国といった国々が世界的に競争力のある ICT セクターを育み、ベトナムや中国のような低所得国をアジアの生産ネットワークに統合することができた。

2015 年には世界の ICT 製品の輸出額上位 10 カ国のうち 6 カ国をアジア諸国が占め（表 1）、2005 年から 2015 年にかけて中国、韓国、台湾の ICT 製品の輸出額はそれぞれ 66%、41%、34% 増加した。一方、同期間の米国の ICT 製品の輸出額は 5% 減少している。全体として、中国が世界の ICT 製品輸出のかなりの割合を占めている。

表 1：世界の主要 ICT 製品輸出国（単位：百万米ドル）¹²

	2005	2015	増減額（2005 ～ 2015 年）	増減率（%）
CHN：中国	238089.3	704116.1	466026.8	66%
KOR：韓国	103856.1	177421.4	73565.3	41%
TWN：台湾	83514.2	126551.6	43037.4	34%
USA：米国	108136.9	103122.6	-5014.3	-5%
DEU：ドイツ	62482.2	102109.2	39627	39%
JPN：日本	119811.8	100507.1	-19304.7	-19%
MEX：メキシコ	53223.7	86404.9	33181.2	38%
MYS：マレーシア	64928.6	63010.8	-1917.8	-3%
SGP：シンガポール	37061.3	54732.9	17671.6	32%
CHE：スイス	26096.9	46619.7	20522.8	44%

バリューチェーンの観点から見ると、中国は世界のトップを走っており、2005 年から 2015 年の間に、国外最終需要に占める国内付加価値が 201% という驚異的な増加率を示している（表 2）。この間に ICT セクターにおいて付加価値を生み出す活動の大半は中国に移り、日本のようなかつての供給拠点の付加価値は減少している。これは、日本がグローバルな供給拠点から脱却し、中国やベトナムへの大規模な直接投資を開始したことに起因する。¹³

12 https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

13 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

このことは、中国で行われている付加価値を生み出す活動が、世界の ICT 製品の販売に急速に組み込まれつつあるということを意味する。米国だけでも、ICT 製品の最終需要に占める中国の付加価値は 2005 年から 2015 年の間に 130% 増加しており、ICT 製品の付加価値は米国の 2 番目に重要なパートナーであるメキシコの 4 倍に達している。¹⁴

表 2：国外最終需要における国内付加価値（世界）（単位：百万米ドル）

	2005	2015	増減額	増減率 (%)
CHN：中国	70912.6	213780.3	142867.70	201%
KOR：韓国	47142.5	85734.2	38591.70	82%
USA：米国	57820.3	83724.3	25904.00	45%
TWN：台湾	37877	66747.7	28870.70	76%
DEU：ドイツ	38086.3	59357.2	21270.90	56%
JPN：日本	65146.5	53271	-11875.50	-18%
MEX：メキシコ	10408.8	21635.2	11226.40	108%
CHE：スイス	12517.6	20608.8	8091.20	65%
MYS：マレーシア	13884.8	18365.7	4480.90	32%
FRA：フランス	19396.7	16607.7	-2789.00	-14%

米国は、ICT 製品の総輸出額は減少しているものの国内付加価値は増加し続けており、世界第 3 位を維持している（表 2）。これは、米国が研究開発、先進的製造業、マーケティング関連の付加価値サービスにおいて常に世界をリードしてきたことを反映している。¹⁵ 全体として、中国が ICT セクターの総輸出額と国内付加価値で首位の座にあることは明らかであるが、この中国の ICT 産業の発展に引き続き大きく貢献しているのは上流の付加価値活動を提供する国々であり、近年では中国が輸出する ICT 製品の半分以上が外資系企業によって生産されている。¹⁶

14 https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

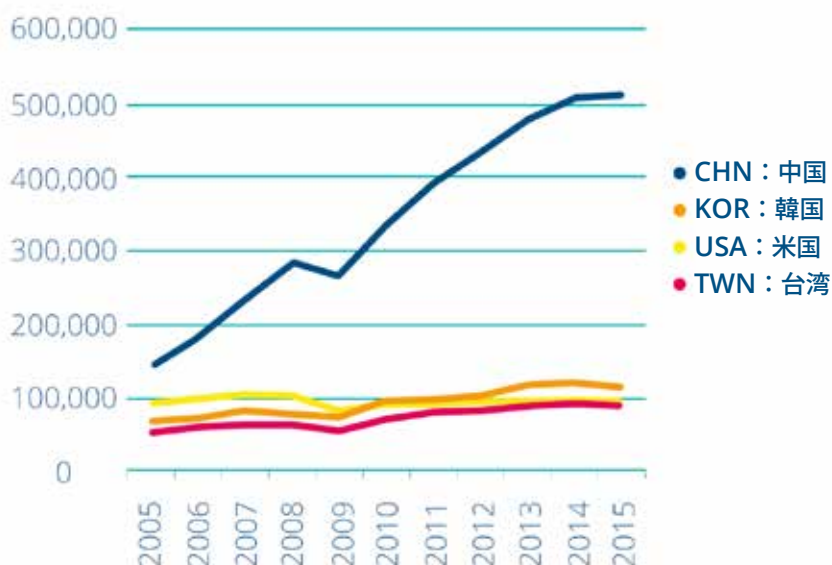
15 <https://www.nsf.gov/statistics/2018/nsb20181/report/sections/overview/knowledge--and-technology-intensive-economic-activity>

16 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

9. 経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進： アジアの情報通信技術（ICT）セクターの事例研究

中国は ICT 製品の組立拠点として発展を遂げる一方で、自国の ICT セクターの輸出の付加価値を大幅に向上させることができた。これは、韓国、米国、台湾といった国々よりもはるかに速いペースで GVC 活動の価値を高めることができたことを意味しており、2005 年～2015 年の上昇率は 260% である（グラフ 1）。ICT セクターの輸出における中国の国内付加価値の上昇は、国内で上流の付加価値活動が増加し、ICT 産業の高度化が進んでいることを証明している。

グラフ 1：ICT セクターの総輸出額における国内付加価値（単位：百万米ドル）¹⁷



全体として、総輸出額と付加価値活動の両方の観点から、アジアが ICT 製品の生産において非常に重要な役割を果たしている。中でも中国は、世界の ICT 最終製品の組立と流通にとって極めて重要な生産・付加価値活動のキープレイヤーとして台頭してきている。

17 https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

3.2 ICT 需要の中心地に変貌した中国

この20年間で、中国は、2005年にICT製品最大の需要市場であった米国を抜いて世界最大のICT製品需要国となった(表3)。2005年から2015年の間に中国のICT製品の輸入は165%増加したが、米国は40%の増加にとどまっている。

表3：世界の主要輸入国(単位：百万米ドル)¹⁸

	2005	2015	増減額	増減率(%)
CHN：中国	143122.1	378983.1	235861	165%
USA：米国	234620.7	329277.6	94656.9	40%
MEX：メキシコ	48197.9	87700.4	39502.5	82%
DEU：ドイツ	42232.9	86785.2	44552.3	105%
JPN：日本	62787	81969.7	19182.7	31%
KOR：韓国	49505	75801.3	26296.3	53%
GBR：英国	59556	58839.7	-716.3	-1%
FRA：フランス	50932.5	53064.4	2131.9	4%
CAN：カナダ	40349	43149.2	2800.2	7%
TWN：台湾	44393.7	40880.5	-3513.2	-8%

需要の中心地としての中国の重要性には、世界的な組立拠点としての地位と、大規模な最終需要市場としての地位の両方が含まれる。国内外で生産される中間財の生産・組立拠点としての重要性は2005年から2015年の間に著しく高まった。表4は、中国のICTセクターの輸出における付加価値活動の源泉地の変化を示している。中国の輸出に占める、韓国、台湾、米国などのICT中間財の主要輸出国からの輸出額は100%以上増加している。表は、全体として、ICT輸出品の生産に使用される中間財の需要拠点としての中国の重要性を示している。

¹⁸ https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

9. 経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進：
アジアの情報通信技術（ICT）セクターの事例研究

表 4：中国の総輸出額における付加価値の源泉（単位：百万米ドル）¹⁹

	2005	2015	増減額	増減率 (%)
国内	142,680.6	514,118.6	371,438.01	260%
KOR：韓国	13,813.0	31,169.2	17,356.18	126%
TWN：台湾	13,546.3	26,869.1	13,322.79	98%
JPN：日本	18,950.1	20,657.0	1,706.96	9%
USA：米国	10,109.3	20,301.7	10,192.44	101%
DEU：ドイツ	3,014.1	9,168.9	6,154.84	204%
MYS：マレーシア	2,982.8	6,345.5	3,362.65	113%
AUS：オーストラリア	1,884.9	5,966.3	4,081.37	217%
SGP：シンガポール	3,029.9	5,767.1	2,737.14	90%
THA：タイ	2,203.9	4,751.1	2,547.18	116%

さらに、中国の ICT セクターにおける需要の増加をもたらしているのは、ICT セクターの輸出品の組立に使用される中間財だけではない。中国はまた、ICT 製品の世界最大の市場となっている。表 5 は、中国の国外最終需要を伴う ICT 製品の国内付加価値を示したものである。世界中の ICT 製品メーカーにとって、中国はますます重要な市場になりつつある。韓国、台湾、日本、マレーシア、フィリピンといったアジア諸国、米国、ドイツなどの国々から輸出される ICT セクターの付加価値製品は、中国の企業および消費者に販売されている。

¹⁹ https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=TIVA_2018_C2

表 5：国外最終需要に含まれる国内付加価値（中国）（単位：百万米ドル）

	2005	2015	増減額	増減率 (%)
KOR：韓国	8,322.4	33,320.1	24,997.7	300%
TWN：台湾	8,184.2	28,671.0	20,486.8	250%
JPN：日本	9,566.5	16,567.5	7,001.0	73%
USA：米国	3,957.8	14,913.4	10,955.6	277%
DEU：ドイツ	1,481.8	7,752.9	6,271.1	423%
MYS：マレーシア	1,475.4	5,244.2	3,768.8	255%
PHL：フィリピン	695.4	4,112.0	3,416.6	491%
THA：タイ	911.6	3,743.4	2,831.8	311%
SGP：シンガポール	1,301.2	3,463.3	2,162.1	166%
CHE：スイス	474.2	2,167.7	1,693.5	357%

総じて、中国は GVC の貿易ネットワークを介して、ICT の中間財・最終財・サービスの大量の輸出入を推進する新たな大国として台頭してきた。このことは、サプライチェーンへの打撃や二国間貿易政策の変化が、中国の輸出だけでなく、アジア経済地域全体の輸出や GVC 活動にも大きな影響を与える可能性があることを意味している。

4. ICT グローバル・ バリューチェーンの新たな混乱

30年にわたって複雑な GVC が発展を遂げた後で、最近のサプライチェーンの変化と規制の不確実性により、貿易形態のさらなる分断化と局地化が進んでいる。その中で、台湾、シンガポール、韓国、日本のような輸出依存型国家は、増大する混乱と地政学的不確実性に対処するための最良の選択肢を模索している。

地域の ICT バリューチェーンの相互依存性を考えると、中国の ICT 輸出に課せられる米国の関税が、組立拠点である中国に依存する ICT 輸出企業のコストを増加させている。新型コロナウイルスによる影響は、生産活動の減退、生産拠点や研究開発センターを中国に持つ多国籍テクノロジー企業の渡航制限などによりさらに悪化している。ZTE（中興通訊）、ファーウェイ（華為技術）、シャオミ（小米科技）などの外国製部品に依存している中国のテクノロジー企業の一部は、その影響で生産拠点や研究開発拠点の生産性を低下させている。²⁰ 概して、新型コロナウイルスは複雑に入り組んだ地域のサプライチェーンの様々な部分に影響を与えており、今後も供給義務や ICT 製品のリリース計画に影響を与え続けるであろう。

残念なことに、地域の ICT サプライチェーンの分断化を促進しているのは、現在サプライチェーンが受けている打撃だけではない。米国と中国は、地域の ICT サプライチェーンを分断する可能性のあるテクノロジー戦争の渦中にある。米国はここ一年、中国の ICT 産業の勢いに歯止めをかけるため、中国への ICT 製品・サービスの輸出を規制してきた。²¹ これらの制裁措置は、現在進行中の米中貿易交渉の対象にはなっていないと思われる。

中国は、米国が持つ技術への依存度を下げて独自の技術を発展させるため、重点分野での技術開発を促進し、資金を提供する野心的な戦略を展開している。中国政府の「中国製造 2025」計画は、10年間で 3,000 億米ドルを投じて中国の付加価値製造業の 40% 以上を占める 10 の重点技術分野を振興することを目指している。²²

20 <https://www.telecomreviewasia.com/index.php/news/featured-articles/1887-covid-19-the-health-crisis-engulfing-tech-ict-and-the-global-economy>

21 <https://www.reuters.com/article/us-usa-china-exports/us-imposes-new-rules-on-exports-to-china-to-keep-them-from-its-military-idUSKCN2291SR>

22 <https://www.cfr.org/backgrounder/made-china-2025-threat-global-trade>

これを受けて、米国は新たな先端技術や基盤技術を商務省規制品リストに追加することを検討しており、実施されればこれらの技術の移転や販売には輸出許可が必要となる。²³ 同様の措置として、中国企業が米国のハイテク部品を使用した機器やサービスの購入することを制限するエンティティリスト、M&Aの阻止、アジアのICTメーカーへの圧力強化などが挙げられる。²⁴ 例えば、ホワイトハウス当局者は、台湾、日本、韓国のメーカーに対して、ファーウェイなど中国企業に特定の機器を販売するための輸出許可を取得するよう一層の圧力をかける措置をとっている。²⁵

しかし、ICTサプライチェーンの国有化や管理は、複雑で大きな混乱をもたらすものとなると思われる。中国のICT産業への浸透度や地域的およびグローバルなGVCへの統合を考えると、米国や米国に関連するICT企業を中国市場から切り離すことは、ICT産業全体に壊滅的な影響を与えることになるであろう。それにもかかわらず、グローバルなICTメーカーは、サプライチェーンの多角化を積極的に進め、一国への依存度を下げようとしている。²⁶

これらの規制措置は、国の技術革新や企業をその経済的繁栄、国家安全保障、社会的安定に直接結び付ける、一部の人々が「テクノナショナリズム」または重商主義的政策と呼ぶより大きな傾向の一部である。²⁷ データ保護、課税、サイバーセキュリティ、データ主権に関する政府の懸念が、データの利用や転送を制限し、特定の産業の国産化を迫るルールの整備につながり、こうした傾向は広がっている。

23 <https://hinrichfoundation.com/trade-research/global-trade-research/thought-leadership/semiconductors-at-the-heart-of-the-us-china-tech-war/>

24 <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2019/10/us-department-commerce-adds-28-chinese-organizations-its-entity-list>

25 <https://asia.nikkei.com/Business/Technology/Exclusive-Washington-pressures-TSMC-to-make-chips-in-US>

26 <https://www.scmp.com/comment/opinion/article/3046791/us-china-tech-war-may-lead-global-decoupling-supply-chains-theres>

27 <https://technode.com/2020/04/24/export-controls-and-the-rise-of-us-china-techno-nationalism/>

9. 経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進： アジアの情報通信技術（ICT）セクターの事例研究

テクノナショナリストがデータの価値や性質に抱く懸念によって、アジア地域は、プライバシー、データローカライゼーション、サイバーセキュリティ、デジタル課税の要件がそれぞれ異なる、一貫性のない複雑な規制環境になりつつある。例えば、中国とベトナムのサイバーセキュリティ法は、国境を越えるデータ移動を制限し、データの国内保存を義務付けている。²⁸ 国境を越えるデータの交換や処理への依存度が高まっている ICT 産業では、このような政策が既存の GVC 活動の分断を進行させる可能性がある。

このような現実の下で、世界の ICT メーカーは、バリューチェーンを多角化し、一国への依存度を減らし、ICT セクターの輸出やデータに関する潜在的な規制回避に積極的に取り組んでいる。こうした動きが生産活動やその他の重要な活動を新たな拠点に移す戦略につながる可能性はあるが、生産拠点であり巨大市場でもある中国の重要性を考えると、グローバルな ICT メーカーにとって安易な解決策は存在しない。次節では、アジア諸国が世界的な経済・規制の不確実性の中で適応、成長し、レジリエンスを養うことができるような地域 ICT セクターの構築方法を探る。

28 <https://thediplomat.com/2019/12/vietnams-internet-control-following-in-chinas-footsteps/>

5. アジア経済の行方

アジアの国々は、GVC への参加が経済発展の重要な前提条件であることを認識している。そして、ベトナムやマレーシアのような新興国は、かつての中国や日本、韓国のように、他国で生産された部品の組み立てという労働集約的な価値連鎖の末端にある付加価値活動から脱却し、輸出への付加価値的な貢献を高める活動へと移行することを目指している。しかし、現在の状況では、GVC を利用したり参加したりするだけでは投資やイノベーションの環境をより好ましいものにすることはできない。経済の不確実性が高まり、米中間の技術的デカップリングの可能性が強まる中、アジア諸国は不確実性の高まりに直面しながらも成長、適応し、レジリエンスを強化できるようなスマートなガバナンスと経済政策を採用する必要がある。

ICT セクターの健全なレベルの投資、貿易、福祉を維持するには、アジア諸国はこの分野における投資、イノベーション、相互協力を拡大できるような要因条件を整えることで確実に比較優位性を維持できるようにする必要がある。そのような条件には、賃金コスト、労働技能、インフラストラクチャー、マクロ経済の安定性、制度的効率性、税制、貿易政策などが含まれる。

これまでに得られた証拠は、最近のテクノナショナリズムと国産化政策の傾向は、アジア諸国の比較優位性を保ったままでの GVC の改善にはつながらないことを示している。²⁹ GVC を通じて世界的に競争力のある産業や企業を育成するためには、(i) 長期にわたる持続的な改革と調整、(ii) グローバルなテクノロジー・エコシステムを横断するグローバルな開発者やサプライヤーとのパートナーシップが必要である。以下の事例研究がこれを実証している。

29 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

中国における世界的競争力を持つ携帯電話ブランドの構築

過去 20 年間、中国の携帯電話会社は国内の中位・上位機種市場への進出に成功し、競争力のある国際的なブランドを開発してきた。これらの携帯電話会社の成功をもたらしたのは、グローバルなテクノロジー・エコシステムとの強い結びつきと、市場の需要や消費者の嗜好の変化に迅速に合わせて進化してきたデザインとマーケティング力であった。

2016 年、中国は世界の携帯電話生産の 75% 以上を占めた。³⁰ より広範な ICT 産業の動向に従うと、これは組立拠点としての中国の競争優位性とモバイル機器の国内需要によってもたらされた結果である。中国は今や世界最大の携帯電話市場である。³¹

2010 年以降、中国企業は世界のスマートフォン市場で目覚ましい成長を遂げ、国際ブランドとしての地位を確立している。ファーウェイ、シャオミ、オッポ（欧珀）といった企業は、消費者の嗜好がより高い品質、機能性、データ転送性能を持つ製品へと変化したことをきっかけに、生産、デザイン、マーケティングの能力を向上させ、中国およびその他の地域の市場でアップルやサムスンのような業界大手に戦いを挑んでいる³²。

技術と GVC のさらなる複雑化により、プラットフォーム、ベンダー、携帯電話メーカー、部品サプライヤー間のより緊密な連携が求められている。これらのブランドは、世界的なサプライヤーと協力し、グローバルな相互運用性と互換性を持つ製品を開発するために全世界で利用可能な技術を採用し、競争力の向上を図っている。³³ 国外のコア技術プロバイダーと国内メーカーが互いにメリットのある関係を築くことが、グローバルなテクノロジー・エコシステムを活用する上でのカギとなっている。³⁴ それにより、国内企業は競争力を向上させる技術的インプットを得ることができ、コア技術を所有する企業は成長市場での販売拡大による利益を得ることができる。

30 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

31 <https://techcrunch.com/2019/08/02/a-closer-look-at-chinas-smartphone-market/>

32 <https://ideas.repec.org/p/ngi/dpaper/18-09.html>

33 <http://documents.worldbank.org/curated/en/384161555079173489/Global-Value-Chain-Development-Report-2019-Technological-Innovation-Supply-Chain-Trade-and-Workers-in-a-Globalized-World>

34 <https://ideas.repec.org/p/ngi/dpaper/18-09.html>

テクノナショナリズム的な政策が強まったことで、中国企業はスマートフォン生産の一部を国産化せざるを得なくなっている。例えば、ファーウェイに対する米国の輸出規制が実施された後、同社は独自の基本ソフト（OS）の開発を余儀なくされ、マイクロチップ生産の垂直統合を加速させた。³⁵ こうした傾向は、中国にとって携帯電話生産の垂直統合の能力を向上させる可能性がある一方で、ICT市場における相互協力、標準化、イノベーションの拡大を可能にしてきたグローバルなテクノロジー・エコシステムの弱体化させるであろう。

35 <https://www.channelnewsasia.com/news/business/huawei-chip-unit-orders-up-more-domestic-production-as-us-restrictions-loom--sources-12648850>

6. 持続可能なガバナンス問題の 解決策を求めて

現在、地域の生産者と消費者に高成長と高品質を提供するためにはどのような貿易政策が必要か、また、このような変化する環境に迅速に適応し、当事者に適正な説明責任を課すにはどのようなガバナンス構造が必要かを把握するため早急に行動することが求められる状況にある。

国内・地域のガバナンスは、ICTセクターのイノベーションの推進に必要な協調的かつ革新的な環境を実現する上で重要な役割を果たす。しかし、政府がそのような関係を育むことができるかどうかは、国内・地域の経済・規制環境の整合性と相互運用性にかかっている。WTOの重要性の低下とテクノナショナリズムの台頭は、地域におけるこのような環境の整備を脅かすものとなっている。

WTOはモノの貿易における非関税障壁の拡散に十分に対処できていないが、現在行われている共同声明イニシアティブ（JSI）協議の下では、一部のデジタル規制に対処できる可能性がある。WTOは現在、電子商取引に関するJSIで少なくとも82の加盟国と交渉を行っている。協議は2017年後半にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された第11回WTO閣僚会議を経て開始された。議題には、デジタル貿易の円滑化とロジスティクス、情報の越境流通、消費者保護、プライバシー、サイバーセキュリティなどが含まれている。しかし、JSIの協議はかなり表面的なものになる可能性が高い。なぜなら、この協議には可能な限り幅広い加盟国政府の集団の利害のバランスを図る必要があり、現在のテクノナショナリズム的な政策は対象にならないことが予想されるからである。したがって、現時点では、グローバルなルールを定めるWTOの能力は、加盟国では制御し得ない事象によって低下するであろう。

WTOが存在感を発揮できない中で、アジア諸国は、自国のICT産業の成長とイノベーションの拡大を維持できるガバナンス体制の構築を促進することが重要である。これは、知的財産権、技術移転、モノ・サービスの越境貿易、サイバーセキュリティ、データプライバシー、データの越境移転に関するデジタル貿易関連ルールの一貫した適用により、地域のGVCが成長できるような貿易環境を整備することで、最も効果的に対処できる。このような環境が規制の不確実性が高まる中であっても確実性と予測可能性を確保し、その結果、企業に対して、地域全体の主要な研究開発、設計、製造、組立、流通、マーケティング力を活用したテクノロジー・エコシステムへの投資と開発を促すことになる。

こうした動きはは実際にすでに起きており、アジア諸国は、デジタル貿易のルールをより広範な自由貿易協定の取り決めの中に取り入れつつある。例えば、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）には電子商取引に関する章が設けられており、約 600 ページに及ぶ法的約束の中に様々なデジタル要素が含まれている。さらに、一部の政府はデジタル分野のみを対象とする貿易協定に向けた取り組みを開始している。その最初のが、チリ、ニュージーランド、シンガポールの間で今年初めに締結されたデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）である。DEPA には、例えば、個人情報保護からデータホスティング要件、サイバーセキュリティ協力に至る規定が盛り込まれている。

全体として、複数国間で相互運用可能なルールを促進する多国間ガバナンスの取り組みは、安定性の向上、リスクの低減、貿易コンプライアンスコストの削減につながる。ICT セクターでは、貿易とデータに関連する一貫したルールによって、地域の GVC の成長を支えてきた相互依存、相互協力、標準化、イノベーションをさらに強化する地域的なテクノロジーが実現するであろう。このようなアプローチは、米国と中国のテクノナショナリズム政策が ICT グローバル・バリューチェーンに与える影響を完全に回避することはできないかもしれないが、地域の競争力を強化し、世界の主要な ICT 市場におけるイノベーションと相互運用性を推進するであろう。健全な投資とイノベーションエコシステムの構築は、サプライチェーンと市場を安定させ、世界的・経済的な不確実性の中で地域の国々は学び、適応し、成長することができる。

Sebastian CORTES-SANCHEZ (セバスティアン・コルテス＝サンチェス) は、アジア貿易センター（ATC）のシニアアナリストである。貿易政策やサプライチェーン関連の調査を管理・実施し、クライアントと共同で、貿易協定の最適化、サプライチェーンの診断、貿易政策戦略、ネットワーク設計などを行っている。ATC での業務の一環として、ASEAN およびアジア太平洋地域における国内・地域貿易協定および貿易円滑化措置の策定、評価、実施で官民セクターの利害関係者と協力した豊富な経験を持つ。

9. 経済と規制の不確実性の渦中における地域の成長とイノベーションの促進：
アジアの情報通信技術（ICT）セクターの事例研究

